

十訓抄詳解

上卷

116
120

十

文學博士萩野由之関

石橋尚實著

十訓抄詳解

上卷

東京

明治書院

布多... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...

布... 國... 入... 一... 各... 布...



父藤室翁を母に奉りて育ちて成人せられたる
かのも先づ二年の書師範學校に入られたる
實に一も二も三も學校に入られたる事
一も二も三も四も五も六も七も八も九も十も
一も二も三も四も五も六も七も八も九も十も

明治三十四年二月紀元書日

後河國乃靜満ありん

よまは本居豊祐ありん

十訓抄詳解の序

石橋尙寶君、さきに高等師範學校に助教授たりし時、余に語りて曰く、國文の書、王朝時代のものは多少の註釋書あれども、鎌倉以後のものに至りては註釋あるもの殆希なり。王朝の文もこより優麗なれども、鎌倉時代の文の雅健なるも亦捨てがたし。近代の註家、おほむね遠きに泥みて近きを疎にすること、洵に遺憾といふべし。余公暇を得ば、人の未指を染めざるものに就きて、これを試みんと欲す。先づいづれに向つて筆を下すべきか、高見を聞かん。余乃十訓抄を舉げてこれを勧めつ。蓋し十訓抄は、和漢に涉り、詩歌を引證し、佛典にさへ及びたれば、たゞひこむきなる國文學者にては功を奏しがたし。石橋君は漢文の素養ありて、詩にも長じたれば、この書を註せんに極めて適當なるべく思惟したればなり。昨年の春に至り、君余に語りて曰く、始めて閒地に就くことを得たり。年來の志望この

時に遂けてん、添削補正は君を煩さんご欲すご。これより後は、諸家の古本に就きて一一校讎し、晝は高等師範学校の書庫に入りて、群書を涉獵し、夜は歸りて稿を起す。疑義あれば必余につきて質正し、祁寒暑雨にも曾て倦むごなかりき。余竊にその精力に服す。本年に至りて、始めて稿を畢へ、余をして重ねて閲讀せしむ。受けて讀むに、解釋の詳密、引證の妥當なる、まことに詳解の名に負かずといふべし。此において、余はさきにこの書を勧めたるごの効ありしを喜び、且國文界の爲に新註釋書の出でしを慶せざるごを得ず。即又勸めて速に刊行せしむ。衆ご與にこの惠に頼らんご欲してなり。希くは世の國文學に従事する人、つごめて、前人未墾の新方面を開拓して、優に一頭地を抜くごご、この著者の業の如くならんごごを。

明治三十四年七月

萩野由之

緒言

本書の解題、および内容の事どもに就きては、詳しくいはまほしき事もありしを、近ごろ文學士藤岡繼平君、十訓抄考の撰ありて、これ等のことを、いと詳密に論述せられたれば、今同君の承諾を得て、これを本書に附録す。ゆゑにこゝには、審にいはず。

一、本書の性質　十訓抄は、本邦に於ける教訓書の嚆矢なり。この十篇の教訓が、數百年來、人心に感化を興へたると、蓋し擧からざりしなるべし。されど時勢の變遷につれて、其の記せる事どもの、今の世に打ちおはぬふしも多かるべければ、強ちこれに従ふべくもあらねど、三綱五常の道は、世のきはみ、昔も今も異なるごなければ、なほ古賢の金言として、守るべき事はた多かり。ことにその文章の簡勁なるは、一種の特色を存したれば、國文の模範として用ふるにも、尤も適當なるべし。さるに書中に引用せる故事出典の類は、ひろく内外古今に涉りて、いと解しがたき事どもの多かるを、古來絶えて、註釋したるものあるを聞かざるはいかにぞや。これ予が自ら力を揆らず、この註釋を試みつる所以なり。

二、著作の年代　この書の成りしは、著者の自序に「建長四とせの冬」とあり。書中にも、その以後の記事なければ、此の年の著作なると疑ひなし。建長四年は、後深草天皇の即位六年（紀元千九百十二年、西暦千二百五十二年）北條時頼の執權時代に當りて、今茲明治三十四年を距ると、實に六百五十年前なり。

三、著者　此の書の著者は、學和漢を該ね、ことに佛教及び歌道にも達したる人なるべけれど、何人なるかは未だたまかならず。たゞし古來の傳説は三種あり。その一つには菅原爲長なりといふもの、二つには橘成季なりといふもの、三つには六波羅二藤左衛門入道なりといふものこれなり。第一第二の兩説は、いづれも考據確ならず。第三説は、據りどころあるべけれど、其の人の傳つまびらかならざれば、いかにともいひがたし。

四、刊本の誤謬　この書を註釋するに當りて、先づ困難を覺ゆしは、本文の校訂にありき。抑、此の書は、古來寫本にて世に傳はりたれば、年所の久しき、轉寫の際、誤りを傳へたるはさる事なれど、印本として最もひろく世に行はれたる元祿本、および享保本にさへ、まゝ誤字脱文等ありて、甚だ讀みがたし。さればにや、去る明治二十七年に、故人鈴木弘恭翁がこれを校正せられたりしも、なほ古印本のあやまりを踏襲し

たれば、あかぬふしいと多かり。予は今普通印本を基とし、博く各種の古寫本に就きて、細に異同を校へ、そのよきものを選びてこれに従へり。但し語格の誤りとかぼゆるものは、すべて改め正さず。そはこの時代の語格として、却つて参考の資ともなるべければなり。

五、參考諸本　此の書を校訂するに當り、參考に供したる古寫本は、東京帝國大學及び帝國圖書館の藏本をはじめとし、公私の架藏十餘種に及べり。今これ等の類本に就き、本文の異同を對照するに、其の文句のやゝ異なりと思はるゝは、大かた左の三種に過ぎず。されば本文校訂上、亦むねとこの三書を參取せり。

一、佐久間本　文學士芳賀矢一君の藏本なり。故人佐久間洞崑翁の手書に係り、望雲子十訓抄と題簽す。自序に「享保十年有五庚戌秋九月十九日、容軒七十八叟、操老毫于暴風暗雨中」とあり。洞崑翁は仙臺侯の儒官にして、洞崑容軒は皆その號なり。此の書は他本に比べて、章段文句とも著しく異なるふし多し。本文考異の欄に、佐本とあるはこれなり。

二、狩谷本　關根正直君の藏本に係る。故人狩谷棧齋翁の校本なり。與書に「以家藏古鈔本校合畢、享和二年九月五日、狩谷望之」とあり。この書は、はゞ佐久間本に似たれ

と、又一種特異の所あり。且つ欄外に、所々本文の出所と認むべき書名をも掲げられたれば、参考上いと便宜を得たり。本文考異の欄に、狩本とあるはこれなり。但し、校齋翁の校本は第四、第五、第六の三篇を闕く。よりにその闕けたる所は、故人加藤千蔭翁及び屋代弘賢翁の校本等に就きて校訂し、單に異本とのみ註せり。

三、塙本 文學博士佐藤誠實君の藏本にて、塙檢校の舊藏に係る。即ち和學講談所本これなり。此の書は、やゝ普通印本に近けれど、亦まゝ異なるふしもあり。且つすべて眞名と片假名とにて書きたれば、字句を訂す上には、こよなき利益を得たり。本文考異の欄に、塙本とあるはこれなり。

右三本の外、參按したる古寫本ともの中に、よしと思へるふしは、考異の欄に、一々その書名をあげず、單に異本とのみ註して簡に從へり。但し、語句の小異同に止まり、大體の文意に、著しきかはりなきものは、煩はしきを避けてすべて舉げず。

六、本文の出所 本文の出所と認むべきもの、或は本文と同文、若くは同意異文にして、参考に必用とれもへるものは、成るべくその文(全文あるは略文)を引證したり。たゞし其の必用なき時は、本文は何書によれり、又は、何書に出でたり、など、單にその書名を示すにとゞまれり。

七、卷數及び段數 この書の卷數は、印本は二卷、五卷、十卷、十二卷などあり。今これを三卷とせしは、著者の自序に本づき、且つ本朝書籍目錄にも三卷とありて、古寫本は、概ね皆三卷なるによれるなり。

各段の分け方は、印本及び望雲子十訓抄の例に從へり。されどその長きは、便宜截斷して註釋したるもあり。但し古寫本には多く段を設けず、引きつゞき一つらの文なるは、これいにしへの様と見えたり。

八、註釋例 釋文中には、本文に出でたる人々の系傳の略をかゝげて、参考に供す。但し下薦などにて、れのづから系傳の詳ならざるものは、この限りにあらず。中に就きて、藤原氏の人々のは、事煩はしければ、すべて藤原の二字を省きて簡に從へり。さればその氏を掲げざるは、皆藤原氏の人々とするべし。

從來世にいでたる註釋書どもには、典故を引證するにあたりて、單に、何書に云かとかありなど記したれど、さては、浩瀚の書につきて、搜索せんに、意外の手續と時間とを要すべし。因りてこの書は、書名の下に、その卷數若くは篇名をかゝげて、つとめて検討に便ならしめたり。

書中對話の語及び詩歌若くは引證の語などには、「」を附したり。これ地の文にまぎ

れざらしめんがための老婆心なり。

九、目録及び索引 この貫鈴木弘恭翁の校正十訓抄、及び望雲子十訓抄の例に倣ひて、各段の要を摘み、目録をつくりて、搜索の便とす。又巻末に索引を添へたるは、おのづから註釋の前後したるもあるべく、また初めに註せしは、再出以下には略するを例としたれば、それらを檢索せんに便ならしめんとてなり。

十、刊行に就きて 予がおほけなくも、この註釋を試みんと思ひたちしは、數年前の事なりき。客年三月散官となりし後は、一すぢにこの事にのみかゝつらひたれど、學淺く才非ければ、思ひ違へも、釋きひがめも多かりしを、萩野博士の、ねもごろに唯黄をも下だし給ひたれば、こゝにはじめて業を卒へぬ。されど瓦はいかに磨くとも、玉とすべきよしなければ、なほ恐らくは後人の覆譽を免かれ難かるべきを。

明治三十四年七月

著者 玄るす

十訓抄詳解上巻目次

序文……………一

第一 可定心操振舞事

序論……………七

(一) 仁徳天皇及び一條院の御仁政 後京極

攝政(良經)の歌 聖徳太子の憲法……………一〇

(二) 天智天皇の木ノ丸殿 朝倉の御歌……………一三

(三) 逆如讃岐の行宮を訪ふ及びその歌 崇

徳院の御返歌……………一八

(四) 召伯及び羊祜の徳政・廉頗と藺相如……………二〇

禽虫のたぐひ恩を知れる例

漢の武帝の鯉 隋侯の蛇 楊寶の黄雀

孔愉の白龜……………二二

(五) 山蔭中納言の龜……………二三

(六) 餘五大夫の蜂 京極太政大臣宗輔公の

蜂……………二四

(七) 比叡山の天狗……………三〇

(八) 優婆曇多の天魔……………三七

(九) 秦の始皇の松……………四一

(一〇) よき人の過失 詩歌の難……………四二

(一一) 心ばへふるまひ共に優なる例

齊信中將の朗詠 定子皇后の御歌……………四五

(一二) 淀の渡りの古歌……………四八

(一三) 御櫛の火……………四九

(一四) 雲客の初紅葉の秀句……………五一

(一五) 女房の螢の詩歌……………五三

(一六) 薩摩守平忠度……………五五

(一七) 太秦なる女房……………五六

(一八) 物かはの藏人……………五八

(一九) 侍従大納言(行成)……………六一

(二〇) 實方中將の竹のかざし……………六三

(二一) 清少納言香爐峯の雪 紫式部等十六人

の女房 四納言と漢の四皓 慈惠寛朝

兩僧正の高徳 匡衡有國匡房の才智……………六四

(二二) 源順歌合の判 女郎花の詩歌 歌の判

者の十徳……………七七

- (三) 紫式部女房の命名……………七九
- (四) 行家朝臣の美談……………八〇
- (五) 妙音院入道太政大臣(師長)の朗詠及び琵琶 按察使資賢卿の今様……………八一
- (六) 成範民部卿の一字の返歌……………八四
- (七) 小松内府(重盛)の車の注意……………八六
- (八) 刀禰の翁の祭見物……………八七
- (九) 人は用意ふかくして心かくれなさをよしとする例
- 平中と本院侍従……………八九
- (一〇) 大中臣能宣の子の日の歌……………九二
- (一一) 齊信卿の笏拍子……………九四
- (一二) 有國の上長押……………九四
- (一三) 俊賢卿の自讃……………九七
- (一四) 義家朝臣の郎等……………九七
- (一五) 行尊僧正の琵琶の緒 如無僧都……………九九
- (一六) 定家卿家隆卿の歌の優劣……………一〇二
- (一七) 帥内大臣(伊周)の車牛……………一〇三
- (一八) 笛吹明宗の臆病 秦舞陽と博雅三位……………一〇五
- (一九) 楊梅大納言顯雅卿の失言……………一〇七

- (二〇) 高陽院の藏人高近の粗忽……………一〇八
- (二一) 肥後守盛重の風慧……………一一〇
- (二二) 大二條殿(教通)の隨身近利の機敏……………一一二
- (二三) 土佐判官代道清の好色及び鳥澁……………一一三
- (二四) 史大夫朝親の鳥澁……………一一八
- (二五) 藤原惟規の好事……………一二〇
- (二六) 下野守源經兼の風流……………一二三
- (二七) 詩歌等に就きて禁忌の詞を除くべき例 忠岑のわりぬる山の歌 右大辨長忠の夢後郭公の歌題 越前守仲實の玉のみどの歌 周防内侍の我が下もえの歌 中御門攝政(良經)の朝眠遲覺の詩……………一二三
- (二八) 詩歌につきて異名など付けらるる例 治部卿能俊卿の天變の少將 中納言親經卿の山送の辨 さむるうつゝの少將 待宵の小侍従……………一二七
- (二九) さし過ぎたるふるまひは目に立ちて悪しき例 柏木右衛門督の妹近江の君 大江時棟に文字を問へる雅康……………一二八

- (五〇) 臨時客の頼光……………一二九
- (五一) 釋奠の成通卿……………一三〇
- (五二) 歌合の明兼……………一三二
- (五三) 頼家にかくれる爲仲の歌……………一三三
- (五四) 伊勢物語の知りしらすの歌……………一三四
- (五五) 法性寺殿(忠通)の女房美作……………一三六
- (五六) 皇嘉門院(聖子)の女房右大辨……………一三七
- (五七) 人のしわざをはめんとせん時用意すべしき例 三河守知房及び範永朝臣の歌……………一三七

第二 可離橋慢事

- 序論……………一四一
- (一) 列子三怨の誠 九條殿(師輔)辭表の文……………一四四
- (二) 莊子木雁の話 文集の詩 盧諶の文 藤篤茂の文……………一四五
- (三) 屈原と夷齊 橘倚平の詩……………一四七
- (四) 小野小町の盛衰……………一四九
- (五) 文集の凶宅及び杏爲梁の詩 吳王夫差の姑蘇臺 秦の始皇帝の咸陽宮 源順

第三 不可侮人倫事

- 序論……………一五八
- (一) 小式部内侍の大江山の歌……………一五九
- (二) 匡衡卿の逢阪の關の歌……………一六一
- (三) 月上長安百尺樓の詩……………一六二
- (四) 田舎兵士の水や空の歌 大宮先生義定の我れのみどの歌……………一六四
- (五) 琴柱を失ひて耻ぢをのこし、女房……………一六六
- (六) 物乞尼の彼の岸をの歌 物乞法師のこどいはの歌……………一六七
- (七) 人に戯れてはぢをのこし、聖……………一六九
- (八) 俊成卿の娘の連歌……………一七一
- (九) 權漏刻博士季親の聯句……………一七二
- (一〇) 相撲伊成と弘光……………一七四
- (一一) 丹後守保昌と平五大夫致頼……………一七八
- (一二) 漢の高祖と黥布……………一七九
- (一三) 村上天皇と賤吏……………一八二

(一四) 大江時棟の生ひたち	一八三	(七) 雅縁阿闍梨と慈惠僧正	二一九
(一五) 性空上人と普賢菩薩	一八四	(八) 若海波と青海波との論	二二一
(一六) 卑賤より起りし和漢の賢臣智僧等	一九一	(九) 二條院の御琵琶	二二五
第四 可誠人上多言等事		(一〇) 後江相公(朝綱)登省の詩	二二五
序論	一九八	(一一) 兼盛の秋ふかみの歌	二二七
(一) 行基菩薩の遺戒	一九九	(一二) 百首歌のよみやう	二二八
(二) 粟田兼房及び顯季卿の人丸の畫像 長實卿の失言	二〇一	(一三) 良暹のまくり手の歌	二三〇
(三) 美女砂金 佐賀の高言及び仲政との争ひ 檢非違使盛重 博士敦正	二〇五	(一四) 花園大臣家の侍の青柳の歌	二三一
(四) 右中辨惟家賀茂明神の冥罰	二一四	(一五) 友則の春霞の歌	二三三
(五) 文範民部卿と餘慶僧正	二一六	(一六) 橘廣相勅答の文	二三三
(六) 鳥羽院の女房と阿闍梨仁俊	二二七	(一七) 長能の心うさの歌	二三九
		(一八) 公任卿の失言	二四一
		(一九) 三緘の誠	二四二

目次 終

十訓抄詳解 上卷

文學博士

萩野由之 閱

石橋尙寶 著

十訓抄序

夫れ世の中にある人、こゝろわざあけきふるまひにつけて、貴き賤しき品をわかたず、賢なるは得多く、愚なるは失多し。おかるに今何となく聞き見る所の、昔今の物語をたねごととして、よろづの言の葉の中より、聊かその二一つの跡を取りて、よき方をばこれをするゆゑ、あしきすぢをばこれを誡めつゝ、いままた此の道を學びおらざらん少年のたぐひをして、心をつくる便たすけとなさしめむがために、試みに十段の篇を分ちて、十訓抄と名づく。すなはち三卷の文として、三餘の窓に置かんことなり。其の詞、和字をさきごととして、必ずしも筆のつひねをかゞみず。見るもの、目安からん事をれもふ故なり。其の例、漢家をついでることとして、博く文の道を訪はず。聞くもの、耳近からん事を思ふ故なり。すべてこれをいふに、空しき詞をかざら

す、たゞ實のためしを集む。道の傍の碑の文をば、こひねがはざる心なり。但しつたなき身を顧みるに、秋の螢の光を聚めずして、風月の望みにくらく、春の鶯のさへづりを學ばされば、絲竹の曲にうごし。藝なく能かけたり。なす事なくして、徒にあまたの露霜を送るばかりなり。かよるにつけては、もろは草、かきあやまれる言のほも數つもり。梓弓、引きみん人の嘲りも、はづれがたく覺えながら、志のゆく所、たゞにはいかゞやまむこてならん。抑、かやうの手すさびの趣きを思ふに、口業の因をはなれされば、賢良の諫めにもたがひ、佛教のをしへにそむけるに似たりといへども、靜に諸法實相の理を案するに、かの狂言綺語の戯れ、かへりて讚佛乘の縁たり。いはんやまたたれでれるをさらひ、直しさをすゝむるは、おのづから法門の心に相かなはざらんや。かたぐ、何の憚りかあらん。これによりて、建長四こせの冬、神無月の半の比、れのづから暇あき、心閑なる折節にあたりつゝ、草の庵を東山の麓にしめて、蓮の臺を西土の雲に望む翁、念佛のひまに、これをあると終はると、なかりこなむいへる。

〔考異〕 ○今何となく 佐本に今時何となくあり ○聞き見る所 印本に聞き見る事あり ○其の二つの跡 異本に賢愚の跡あり ○跡を取りて 佐本に跡を登じあり 持本に跡を記し取りてあり ○論め 佐本に思しめあり ○つひねがはざる心 印本持本にこひねがはざる心あり ○はづれがたく覺えながら 印本に耻づかしながらあり ○手すさびの趣き 印本持本に手すさびのたこりあり ○直しき 佐本に宜しきあり ○まかりこなむいへる 佐本にまかりこなむ侍るあり

印本持本にこひねがはざる心あり ○空しき詞 印本に宜しき詞あり ○こひねがはざる心 印本持本にこひねがはざる心あり ○はづれがたく覺えながら 印本に耻づかしながらあり ○手すさびの趣き 印本持本に手すさびのたこりあり ○直しき 佐本に宜しきあり ○まかりこなむいへる 佐本にまかりこなむ侍るあり

〔解釋〕 ○序 次第する義。著者が、此の書を著はす所以を次第するなり。孔安國尙書の序に「序者、所以序作者之意」とあり。さて本書の著者の事、別にいへり。○貴き賤しき品をわかつたす 身がら種姓の、貴賤尊卑に拘わらずとなり。○賢なるは得多く云々 史記(淮陰侯傳)に「廣武君曰、智者千慮、必有一失、愚者千慮、必有一得」とあることなり。○まかるに ことには、それについての意。○其の二つの跡 賢愚兩者の事蹟をいふ。○三餘の窓 學びの窓の意。三餘とは、魏略に「董遇字季直、性質訥好學、人有從學者、遇不肯教、云、必當先讀百遍、讀書百遍、而義自見、從學者云、苦、遇無日、遇言當以三餘、冬者歲之餘、夜者日之餘、陰雨者時之餘」と見たり。○必ずしも筆のつひねを云々 かみみずは、鑑みずの義。深く筆づかひに注意せずとなり。○博く文の道を云々 ひろく羣書に涉りて、和漢の事蹟を搜り索めずとなり。○道の傍の碑の文をば云々 強ち名文ならんとを希はずとなり。こは世説(捷悟篇)に「魏武帝、嘗過曹娥碑下、楊修從、碑背上、見題作黃絹幼婦外孫壘白八字、修曰、黃絹色絲也、於字爲絕、幼婦少女也、於字爲妙、外孫女子也、於字爲好、壘白受辛也、於字爲辭、所謂絕妙好辭也」とあるによれりと見ゆ。さて曹娥は、孝女の名なり。漢安二年、其の父上虞曹肝、水に溺れて死にしに、其の屍を得ず。曹娥年十四、江に沿ふて、哭する七日、自ら江に投じて死し、三日の後、父の屍を抱

きて浮びぬ。時に烈女と稱す。元嘉元年、朝廷其の孝を稱して碑を立て、淳子禮をして文を作らしめしに、甚だ名文なりき。即ち碑背の黃絹云々の八字は、蔡邕が子禮の文をばめて、かくは題せしなりといふ。○秋の螢の光を云々 學問を修めざれば、詩歌文章の才にともしとなり。さて螢を聚むとは、晉書(列傳)に「車胤字武子、南平人、恭勤不倦、博覽多通、家貧不常得油、夏月則練囊盛數十螢火、以照書、以夜繼日焉」と見たり。○春の鶯のさへづりを云々 音曲をならはざれば、管絃の道にくらしとなり。歌儷品目(五)に「絲竹ハ管絃ニ同ヲ。管籥ト諸絃トヲ以テ、遊ヲ爲ス通稱ナリ。禮記、絲竹樂之器也、文選東都賦、陳金石布絲竹」と見ゆ。さて春の鶯のさへづりとは、樂曲に、春鶯囀とてあるをいへるにや。そは唐樂にて、聲越調なり。大日本史(禮樂志)に「春鶯囀、一名天長西壽樂、又梅花春鶯囀、又天壽樂、新樂、大曲、舞女十人」とあり。註に「唐高宗曉三聲律、嘗聞鶯聲、命樂工寫之、爲春鶯囀、亦爲樂曲」と見たり。○あまたの露霜 多くの年月の意。○もしは草 蠶を取るために、沙水を染ましむる海藻の名。そを搔き集むるよりして、物を書きあつむることに、寄せていふ枕詞。○梓弓 梓の木にて造れる弓。その縁によりて、ひくにかけていふ枕詞。○嘲りもはづれがたく 人のそしりも免れがたしとなり。上に、梓ゆみ引くとあるより、はづれとはいひかけたるなり。○ならし なるらしの約。推し量る意をいふ助働詞。著者自ら言ふこと業に、かく推量の詞を用ふるは、當時のならばしなり。○口業の因をはなれざれば云々 口業は、三業の一なり。三業とは、身口意三個の作用によりて、つくれる業因の義とす。妄言、綺語、惡口、兩舌等は、皆惡口業なれば、佛もこれを戒め給へり。

祖庭事苑に「無論云、菩薩戒、以身口意三業爲體、聲聞戒、以身口二業爲體」とあり。さて賢良の諫めとは、妄言綺語の戒をいふ。そは白氏文集、及び其の他の書にも問、見たり。それと一つを取り出でがたし。○諸法實相 諸法が上の實の相なり。諸法とは、一切萬法をさす。即ち世界に遍滿せる、有形無形の事物、所作、思想等を總稱せるなり。實相とは、其の一切諸法の具する實體實理をさす。眞實にして、生滅無常の相を離れたる義。即ち眞如の異名なり。法華經(序品)に「諸法實相義、已爲汝等說」又同書(方便品)に「唯佛與佛、乃能究盡諸法實相」とあり。○狂言綺語の戯れ云々 此は和漢朗詠集(七)に、白氏文集(七十一)香山寺白氏洛中集記の文を引いて「願以今生世俗文字之業、狂言綺語之誤、翻爲將來世々、讚佛乘之因、轉法輪之緣」とあるによれり(たゞし洛中集記には、誤を過に作り、翻を轉に作れり。また文集(七十)蘇州南禪院白氏文集記の中には「願以今生世俗文字、放言綺語之因、轉爲將來世々、讚佛乘、轉法輪之緣」ともあり。文集及び朗詠集のこと、第一篇に註す)狂言とは、たはふれごと。綺語とは、飾れる詞にて、みな詩文をもさしていへり。前注口業の條を見合はずべし。讚佛乘とは、佛道に入りて、佛教の妙理をはむるをいふ。佛乘とは、佛教といはんが如し。乘は運載の義に取る。佛の教法は、よく衆生を載せて、生死界を運出する故なり。十二門論に「諸佛大人、乘是乘、故能盡諸法邊底」と見ゆ。また法華經(方便品)に「若但讚佛乘、衆生沒在苦、不能信是法」と見たり。○法門 法とは、佛所説の法なり。門とは、出入を以て義とす。佛諸の妙法を説きて、解脱の門を開き、一切の有情を生死の苦趣より出離し、解脱清淨の域に到らしめ給ふをいふ。

釋氏要覽に「言爲世則、謂之法、衆聖所由、謂之門」とあり。○建長四とせ 建長四年は、後深草天皇の即位六年、北條時頼の執權時代に當り。今茲明治三十四年を距ると、六百四十九年前なり。○草の庵を東山の麓にしめ 東山は、山城國京都の東に位する諸山の總稱。そのふもとに、著者が住はれしとなり。○蓮の臺を西土の雲に望む翁 極樂往生をねがふ翁の意。著者みづからをいふなり。蓮の臺とは、九品蓮臺とて、觀無量壽經に説く所の、極樂淨土の階級なり。即ち上品中品下品の三品に、又各上生中生下生の三生あり。これを合はせて九品蓮臺といふ。極樂國土の中に、其の人に從ひて、生所の品かはれるなり。西土とは、西方極樂淨土をいふ。往生記に「諸佛如來所遊居處、極爲淨土」とあり。○念佛 心念と口稱との別あり。法華經(方便品)に「一稱南無佛、皆已成佛道」智度論に「但一稱南無佛、是人亦得畢苦、其福無盡」など見たり。

第一 可定心操振舞事

或人いはく、人の君こなれるものは、拙きものなりとも嫌ふべからず。文にいはく「山は、ちひさき壤をゆづらず、此の故に高きをなす。海は、細きながれをいはず、此の故に深きをなす」といへり。また明王の人をすて給はぬ事、車を造る工の材をあまさざるに喩ふ「曲れるをも、短きをも用ふる心なり。又人の食物を嫌ふ事あれば、其の身必ず瘦す」ともあり。總じて大人は、賤しきを嫌ふべからずと見たり。およそいふはこければこて、謬りて賞をも過でさす、にくければこて、猥りがはしく刑をもくはへずして、あまねく均しきめぐみを施すべしとなり。又人に一度のこがあればこて、重き罪を行ふ事、よく思慮あるべし。騏驥といふ賢き獸も、おのづから一躓のあやまりなきにあらず。人こても争でか其の理をはなれん。おかれは文にいへるがごとく「小過をゆるして、賢才を見るべし」となり。其の咎あまたしびに及ばず、なたむるに力なし。たゞし君をはかりて、身の要をかまへ、かたへを欺きて、其の祿を望むやからをば、ふかく退くべし。其の故は「佞人朝にあれば、忠正のものすまはず」といひ「讒諛の甚たしき、孔墨のとき

らもまぬかれがたし」なども聞てゆれば、不忠の輩は、更になさけの限りにあらず。たゞ不覺ならんものゝことがをゆるして、能なき輩をも、あはれみはぐゝなべしこなり。

【考異】○可定心操振舞事 印本寫本に可定人惡事あり○人の君となれるもの 佐本に人の二字なし○拙きもの 佐本に捨つべきものあり○車を造る云々の十七字 佐本に善工の木を嫌はざるにたふさあり悦目抄にくるまなつくるに喩ふあり○総じて 佐本及び悦目抄に「たふさあり」○おもて 悦目抄に「たふさあり」○一度のさかればさて 佐本に一度の過ちありとあり下文の其の昔と其の過ちあり○思慮あるべし 佐本寫本に思ひは、ちちふべしとあり○賢才か見るべし 諸本に賢才とあり○接ふに見るの二字は事の字の草体より寫しひがれたるにもあらんそは本文は論語の文によればなり○忠正 印本に忠臣異本に忠信あり

【解釋】○此の段は、悦目抄によれりを見ゆ。たい字句に聊か異同あるのみ。悦目抄は、藤原基俊の著にて、一名和歌心撰抄とも、更科記ともいへり。この書に先きたつこと、百十餘年前に成りたるものなれば、蓋し其の文を取れるなるべし。○山はちいさき山をゆづらす云々史記（李斯傳）に「太山不讓土壤、故能成其大、河海不擇細流、故能就其深」と見たり。○明王の人をすて給はぬ事云々 資治通鑑（周紀）に「子思言衛侯曰、聖人之官人、猶匠之用木也、取其所長、棄其所短、故杞梓連抱、而有數尺之朽、良工不棄、帝範（賈客篇）に「明王之使人、如巧匠之制木、直者以爲輻、曲者以爲輪、長者以爲棟梁、短者以爲椽桷、無曲直長短、各有所施、明王之使人、亦猶如是、智者取其謀、愚者取其力、勇者取其威、怯者取其慎、無愚智勇怯、兼而用之、故良匠無

棄材、明君無棄士、不以一惡忘衆善、勿以小瑕掩其功」となど見ゆ。帝範とは、唐の太宗が、帝範十二篇、臣軌十章を撰みて、皇太子順に賜ひし所のものなり。○人の食物を嫌ふ事あれば云々 孝經（諫諍章）孔安國の註に「凡諫所以安上、猶食之肥體也、主不從諫則國亡、人皆食則體瘠矣」とあるによれり。昔は集韻に「才思切、音疵、嫌食也」と見えたり。○いとほしければとて云々 博覽古言（明賞罰篇）に、史記を引いて「庸主賞所愛、而罰所惡、明主則不然」また禮記を引いて「愛而知其惡、憎而知其善」などあることなり。○騏驥といふ賢と獸も云々 騏驥は、いづれも善馬の名。説文に「騏、馬青驪也、又如博碁也、騏千里馬、孫陽所相者」とあり。孫陽は、所謂伯樂なり。伯樂の事、列子に見ゆ。韓愈の文に「伯樂一過冀北之野、而馬群遂空」とある是れり。又史記（淮陰侯傳）に「騏驥之躡躅、不如騫馬之安步」とも見たり。○小過をゆるして云々 論語（子路篇）に「仲弓爲季氏宰、問政、子曰、先有司、赦小過、舉賢才」とあり。見るとは、察知する意。○君をはかりて云々 はかるとは、あざむく意。かまへとは、豫め用意すると。君をだますかして、おのれ一身の爲めをのみはかるをいふ。かたへを欺きてとは、傍輩をだましてとなり。祿とは、官に仕ふる者に給せらるゝ物の稱。いにしへは絹、綿、麻布、穀物等、種々の物をいひしが、後には専ら知行、扶持米、給金のことにいふ。○佞人朝にあれば云々 孝經（諫諍章）孔安國の註に「姦人在朝、賢者不進」とあるによれり。○諷諷の甚だしき云々 前漢書（鄒陽傳）に「夫以孔子之辯、不能自免于諷諷」と見ゆ。孔子墨とは、孔子墨子をいふ。史記（列傳）に詳なり。ささらとは、辯口をいふ。ささらは先きの義。らは助字ならんといふ。和名類聚抄に「舌、説文云、唇吻、久智佐岐良」

とあり。源氏物語(鈴虫)に、講師のとを「今の世にさむもすくれ、ゆたけさなさらき、いと心していひつゝけたる、いとたふとし」とありて、河海抄に「舌は吻(クチサキ)寛舌(サキラ)辯舌なり」と見え、又雅言集覽に「クチサキノ寛ナルトハ、辯舌アルヲイフナリ(クチセルナリ)」とも見えたり。○不覺ならんもの 心のすいろはしくて、しはさなどのたしかならぬ者をいふ。○はぐむ 撫育する意。もと鳥の羽をもて、子をふくみつゝむよりいでたる語。

仁徳天皇は、三年の間みつき物をこぎめて、民の籠の賑へるを悦ばせ給ひ、一條院は、冬の夜に御衣を脱ぎて「四海の民を思ひやるに、我れ獨りあたゝかなるべからず」とぞ仰せられける。これ又賢王聖主のあまねき御恵みを、黎元黔首までに及ぼし給ふ事、古今易はらざる故なり「君は民をもて體とす」ともいひ「王は兆民を子とす」ともいへり。いがッあはれみ給はざらん。近くは後京極攝政、かくぞよみたまひける。

おほふべき袖こそなけれよの中に、寒けきたみの冬のみなく。

中にも、太子十七個條の憲法には「國に二人の君なく、民に二人の主なく。率土の民、御門をもて主とす。任する所の官司は、皆帝の民臣なり。何ぞ敢て公家と共に、百姓に收めむ」とのせられたり。帝範には「夫れ民は國の先き、國は君の本」とあり。

り。かたぐみたりがはしく、あなづりかろむむべからず。

【考異】 ○一條院 陸本に延喜の帝あり○いひつゝ云々の十五字 陸本になし○任する所 陸本に司る所とあれ、司は任の字のうつしひがめなるべし今憲法の條文によりて訂し

【解釋】 ○仁徳天皇は三年の間云々 日本紀に「仁徳天皇四年春二月、詔群臣曰、朕登高臺、以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧、而家無炊者、即知五穀不登、百姓窮乏也、三月詔曰、自今之後、至子三載、悉除課役、息百姓之苦、七年夏四月、天皇居露上、而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后曰、宮垣壞而不得修、殿屋破之衣被露、何謂富乎、天皇曰、今百姓貧之、則朕貧也、百姓富之、則朕富也」とあり。また水鏡、神皇正統記等に出でたるも、文意れなじ。さて水鏡、正統記、新古今集(賀)などに、此の時よませ給ひし御歌とて「高き家へのぼりて見れば烟たつ、民のかまどはにぎはひにけり」と出でたるは誤傳なり。本文に用なれども、因に辨す。○一條院は冬の夜に云々 古事談(一)に「知足院殿(忠實)仰云、帝王、以慈悲心可治國也。上東門院(彰子)ノ被仰ケルトテ、故殿(師通)令語給シハ、先一條院ハ、寒夜ニハ、ワザト御直衣ヲ推脱テオハシケンバ、女院(彰子)「ナドカクテハ」ト令申給ケレバ、「國土ノ人民サムカランニ、我カクアタ、カニテ寝タル、不便ナレバ」トツ被仰ケル(此事、或説延喜仰云々、如何)」とあり。また續古事談(一)にいでたるも、文意おなじ。さてこは古事談にいへる如く、又醍醐天皇の御事なりとも申し傳へて、大鏡(八)に「同じ帝と申せど、その御時(醍醐)に生れあひて候ひけるは、あやしの民の籠まで、やむことなくこと。大小寒のころはひ、いみじう雪ふりおたれたる夜は「諸國の

民百姓、いかにさむからん」とて、御衣をこそ、夜の殿よりなげ出だしかはしましければ、おのれらまでも、恵みおはれびられ奉りて侍る身と、おもたうしうこそは」と見ゆたり。○黎元黔首いづれも人民をいふ。周には黎民といひ、秦には黔首といへる由、史記にいでたり。○君は民をもて體とす。禮記(緇衣篇)に「人以君爲心、君以人爲體」とあり。又臣軌(同体章)に「臣以君爲心、君以臣爲體。心安則體安、君泰則臣泰」註に「臣、君令、故以君爲心、君須臣力、故以臣爲體」とも見ゆたり。○王は兆民を子とす。博覽古言(君体篇)に後漢書を引いて「王者、以四海爲家、以兆民爲子」とあり。兆民とは、左傳の註に「天子曰兆民、諸侯曰萬民」と見えたり。○後京極攝政。良經をさす。後法性寺關白兼實の子。攝政とて、職原抄に「攝政關白者、大臣兼之、或去大臣職、帶之云々、清和天皇、幼而即位、外祖忠仁公(良房)奉文德遺詔、而爲攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也」とあり。當時の例、主上幼少にははします間は、此の職萬機を攝行し、御年長に給へば、政をかへし奉りて、この職を退く時、主上優待し給ひて、更に關白職とし、諸政を關白白さしむるなり。○おほふべき云々の歌。月清集(下)に、冬の歌の中にとて「おほふべき袖こそなけれ世の中の、まづしき民の寒きよなく」と出でたり。月清集は、良經の家集にて、二卷あり。○太子十七個條の憲法には云々。太子とは、聖德太子を申す。用明天皇第二の皇子なり。推古天皇元年に皇太子に立ち、十二年にみづから憲法十七條を作ら、二十九年に薨じ給ふ。日本紀に詳なり。憲法には云々とは、憲法の第十二條に「國司國造、勿欲百姓、國非二君、民無二兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦歛百姓」とあり。さて國に二人の君なく云々と

は、孟子(萬章篇)に「孔子曰、天無二日、民無二王」と見ゆ。率土の民とは、天下の民といふに同じ。詩經(小雅篇)に「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」朱註に「言土廣民衆也、率循也、濱涯也」とあり。御門は、また帝とも書けり。天子など、直接にいふを恐れて、御在所をさしてかく申すなり。院又は殿なといふも、此のころなり。○帝絶には云々。帝絶(君體篇)に「夫民者國之先、國者君之本」と見えたり。

二
天智天皇、世につし給ふ事ありて、筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に、黒木の屋を造りておはしけるを、木の丸殿といふ。丸木にてつくる故なり。今大嘗會の時、黒木の屋にて、北野の齋場所につくるは、彼の時の例なり。民を煩はさず、宮造も、儉約なるべきといふ由なり。唐堯の宮に、土の階を用ひ、茅の軒をさらざりける例なり。さてかの木の丸殿には、用心たまひければ、入り来る人は、かならず名のりをしけり。

朝倉や木の丸殿に我がをれば、名のりをしつゝ行くはたが子ぞ。

これは天智天皇の御歌なり。これを民ども聞きこめて、うたひ初めたりけるなり。それを國々の風俗ともえらび定められけるとき、筑前國の風俗の曲にうたひけるを、延喜の帝の神樂の歌とも加へられけるに、うたひをへられたるなり。其駒

も、同じ御時にくはへられけること。朝倉にこりてはめでたき曲なり。昔よりかた
みのゆづりて、上手にうたはせんとするなり。ここかき、すがよきをかくに、拍子
ばかりを打ちて、上下藤をいはず、堪能のものにゆづりて、かれがうたふを待つ
なり。清暑堂の御神樂に、齊信、公任、本末の拍子をこられける時にも、つけうたに
て、定頼を朝倉をほうたはれける。

〔考異〕 ○上座部 佐本及び悦目抄に上毛部あり○宮造と云々の十五字 佐本に宮造とかく儉約をむれさせられけるなりと

あり○筑前國の風俗 佐本に筑紫の國の風俗とあり○拍子をこられける時にも 佐本に拍子をこられける日もあり

〔解釋〕 ○天智天皇云々めでたき曲なり 此は悦目抄によれりを見ゆ。ねは方同文なり。○天智天
皇世につゝしみ給ふ事ありて云々 齊明天皇の御時、天智天皇はなほ皇太子たり。時に新羅、唐の
兵をかりて百濟を攻む。百濟救ひをわが國に求めしかば、天皇筑紫に赴かせ給ひ、太子も供奉し
給へり。其の年天皇、朝倉の宮にて崩じ給へりしかば、太子彼處にて、素服し給ひしほどの事を
いふ。くはしくは日本紀を見よ。○朝倉 今筑前國朝倉郡朝倉村にあり。○黒木の屋 あら木の
まゝにて、かはもはがず、削らぬ木をもて造りたる殿をいふ。萬葉集に「黒木もて造れる宿は」
など見ゆたり。○大嘗會 天皇位に即かせ給ひて、天祖を始め奉り、天神地祇を祭らせ給ふ大
儀なり。いにしへは大嘗或は新嘗ともいひて、その別あらざりしが、天武天皇の頃より、代毎に
行はるゝを大嘗とし、年毎に行はるゝを新嘗とす。その日は、十一月下卯と定む。凡そ大嘗には、

二國を卜定し、國郡司をして専らその祭事に供奉せしむ、之れを悠紀主基といふ。其の供神の
大幣は、九月よりはじめて、三月の中に造り了はらしむ。故に七月以前位に即させ給へば、當年事
を行ひ、八月以後は、明年事を行ふ。凡そ散齋一月、致齋三日、その祭儀は、兩國司これを行ふ。
さて悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。其の次第は、古事類苑（神祇部）に詳なり。○北
野の齋場所 玉勝間（十二）に「中臣の壽詞の中に、大嘗會の齋場所とあるは、別に北野に於て、其
地を卜定めて、構へ造らるゝとにて、大嘗宮とは別なり。九月下旬、悠紀主基二國より、齋を參
れる諸のものも人も、先づ齋場に詣りて、そこにてくさくのとありて、十一月祭の當日に至り
て、齋場より大嘗宮に運び奉る。其行列など、くはしく儀式に見ゆたり」とあり。北野は、今京都
上京にあり。大内の北に當れば、此の名あり。大日本地名辭書に「大嘗會島、右近馬場の東にて、
千本の邊をいふ。山城名勝志に「大嘗會御禊記云、悠紀主基之齋場所、去偉鑿門（大内裏北門）、北
八十二丈」大嘗會の齋場なれば、清野を點して定められたるが、後世開墾したるは、足利時代の事
なり」と見ゆたり。○唐堯の宮には云々 帝王世紀に「堯堂高二尺、土階三等、茅茨不剪、采椽
不斲、夏服葛衣、冬服鹿裘也」とあり。史記（五帝本紀）に「帝堯陶唐氏、伊祁姓、或曰、名放勳、
帝嚳子也」と見ゆ。堯初め唐侯たり。後天子となり、陶に都し、陶唐氏と號す。故に唐堯といふ。
○名のり 名告の義。神樂入綾に「こゝは前に用心し給ひければとあれば、殿居にも限らず、非常
をいましむる比なれば、出入る人、れのれゝが名を告りて、物せしなるべし」とあり。○朝倉や
云々の御歌 新古今集（雜中）に、天智天皇御製とていで、又神樂譜に「本、あさくらや、さの

まろどのに、わがをれば。末、わがをれば、なのりをしつゝや、ゆくはたれ」と見えたり。さてゆくは誰が子ぞとは、神樂入綾に「只誰ぞと問ひ給へるのみにあらず。其の名謁せし人の容儀なぞのよきが、御目にどまりて、宣へる御詞なり」といへり。○國々の風俗 風俗とは、風俗歌をいふ。今は字音にて唱ふれども、又クニワザとも訓めり。物語などには、フツクともいふ、歌舞音楽略史(上)に「風俗歌は、國々のはやり謠の中にて、曲調のよきを選びて、上下の人のうたひしなり。故に後世の部歌と同じく、七言に發りたるもの多し。古今集大歌所の歌の中に、何ぶりなどあるも、皆その所々の風俗の歌にて、振りとは、曲節のとなり云々」とあり。○延喜の帝の神樂の歌ども云々 天治本神樂譜に「延喜二十一年勅定也」とあり。又体源抄に「朝倉ハ、筑前國ノ風俗ナリ。延喜年中ニ神樂ニ加ヘラレ。仍ホ朝倉其駒ハ、風俗ノ拍子ヲ打ツナリ」とも見ゆ。さて今傳ふる所の神樂譜は、彼の延喜の勅定にて、さだめられたるが本にて、其の後次ぎくにかはりたるをしるしたるなるべしといふ。神樂のことは、下に註す。○其駒もねなと御時云々 吉水院樂書(續群書類從五百三十二に収む)に「其駒、本ハ催馬樂(体源抄には風俗とあり)ナリ。延喜ノ御時、神樂ニハ被入之」とあり。さて其駒は、神樂譜に「その駒ぞや、われに、われにくさこふ、くさはとりかはひ、みづはどり、くさはどりかはひや」と見ゆたり。但し本末の別なし。○昔より云々朝倉をばうたはれける。これは体源抄にも引きたり。まつたく同文なり。○ことかきすがき。ことかき未だ考へ得ず。或はかたかきの誤りならん。歌傳品目(八)に「源氏尋流抄曰、和琴に菅攪片攪とて、神樂、催馬樂に用ふる事あり。五度拍子には菅攪、三度拍子には片攪といふ。又箏にも、毎樂曲の終に攪を、菅攪といふ」とあり。又すがきスガキの事は、體源抄に「箏の譜にいへるは、清搖スガキの義なるべし。蘇合香の樂に、すがきスガキの説といふとあり」とも見えたり。○拍子 笏拍子をいふ。樂家錄に「笏拍子、上古用尋常笏兩箇、割ニ一笏用之、未詳起於何時、今所用笏拍子、長一尺二寸、上横合ニ一枚、而二寸六分、厚三分五厘、下横合ニ一枚、而一寸六分、厚二分五厘、外面四方、其形如常笏」とあり。○上下膺 上官下官といはんが如し。もとは僧家の語にて、出家するもの、髪を剃り授戒してより、一夏九旬の間、勤行するを膺といひ、又戒膺といふ。僧の位次は、この戒膺の前後によりて、次第せらるゝなれば、これよりうつりて、仕官の人の上下を定むるに、男女とも用ふるとなれり。○堪能 事をなすに、堪へてよくするをいふ。即ち上手といふ意。○清暑堂の御神樂に云々 この事、第三十一段にも出でたり。後一條院の御時のことなり。清暑堂は、禁中豊樂院(正しき宴會を行はせ給ふ所)の中にあり。拾芥抄(中)に「大嘗會五節、於此所行之」とあり。神樂は、上世以來、神祇を祭る舞樂の名なり。そは天の岩屋の故事に基き、神をなぐさめ奉るわざにて、歌あり舞あり。樂器は和琴、大和笛、拍子などあり。今は籥樂をも加ふ。其の次第は、庭上の左右に、本方末方の座を分かち、歌人(音頭の人、笏拍子をとる)其の他所役の人々列座し、人長(近衛舍人)の命のまゝに、打ちはやし、歌うたひ舞ふなり。其の作法次第は、体源抄、樂家錄、歌傳品目、及び江家次第、公事根源等に詳なり。○齊信 法住寺太政大臣爲光の子。官大納言に至る。○公任 三條關白賴忠の子。官大納言に至る。拾遺集の撰者なり。其の著、和漢明詠集等あり。○定頼 公任の子。官權中納言兼兵部卿に至る。

崇徳院讃岐にうつろはせ給ひて後、旅の御住居、あはれに悲しき事限りなし。いひつくすべからず。蓮如といふすき聖のありけるが、妹の彼の院に侍ひけるを思ひ出で、たゞ獨りかの國にくたりて、御所の内へ入らんこそすれども、武士どもがめてかなはざりけり。いかにせむと思ふほどに、や、曉になりて、くろはみたる水干きたる人の、内より出でたりけるたよりにつけて、入りてみれば、草をけり露深うして、人音もせず、いみじう物かなし。陵園の配妾が、月に徘徊せし松の扉の中も、かくやありけんこそ覺えける。こぼかり立ち煩ひて、板のはとにかきて「見参に入れよ」とて、ありつる人になんこらせける。

あさくらや木の丸どのにいりながら、君にあられでかへるかなしき。此の男ほどなく歸りて「これ奉れ」と侍りつ」といふ。こりてみれば、

朝くらや只いたづらにかへすにも、釣りする海士のねをのみぞなく、いみじう哀れにて、たひにいれて、持ちありさけるこなむ。

〔考異〕 ○讃岐 佐本に讃州とあり ○侍ひけるを思ひ出で、 佐本に侍ひけるまゝにあり ○いかにせむと思ふほどに 佐本になし ○持ちありさけるこなむ、この下稿本に朝倉の次ぎにこれをしるすあり

〔解釋〕 ○この段は、長明發心集(六)によれりと見ゆ。大方同文なり。○崇徳院讃岐にうつろはせ

給ひて 崇徳上皇、保元の戦ひに、御こゝろさし遂げ給はずして、讃岐國高松にうつされ給ひしをいふ。保元物語、愚管抄等に詳なり。○すき聖 すきとの、好事の意。風流文雅の道に、心を寄するをいふ。聖とは、聖人聖者などいふに同じ。悟りを得たる佛菩薩の稱。後には僧侶の通稱となれり。○くろはみたる水干 くろはみたるとは、汚れす、けて、鼠色となりたるをいふ。水干は、狩衣を略製したるものにして、其の色多くは白し。かれと異なる所は、首の上に長き紐あり。前後に菊綴の總をつく。水干といふは、もと地質の名なり。この服、多くの生の平絹にして、糊を用ひず、水張りに製すとぞ。○陵園の配妾が月に徘徊せし云々 陵園の妾は、もと晋の武帝の宮人なり。潘岳といへる形よき人に通じ、事露はれて、陵園にうつさる。よりにて配妾といふ。陵園とは、帝陵のあるところをいふ。即ち墓守となりしなり。潘岳は晋の人、字を安仁といふ。其の美男なりしよし、晋書(列傳)に「潘安仁至美、每行于道、群姬以果擲之、常盈車」とあるにて知るべし。さてこの文は、白氏文集(四)に、陵園妾(憐幽閉也)と題して出でたる古詩に本づく。参考の料にもど、其の全篇を下に掲げつ。「陵園妾、顔色如花命如葉、命如葉薄將奈何、一奉寢宮二年月多、年月多時光換、春愁秋思知何限、青絲髮落、叢髮疎、紅玉膚銷、繁裙縵、憶昔宮中被妬猜、因讒得罪配、陵來、老母啼呼趁、車別、中宮監送鎖門廻、山宮一閉無開日、此身未死不令出、松門到曉月徘徊、栢城盡日風蕭瑟、松門栢城幽閉深、聞蟬聽燕感光陰、眼看菊蕊重陽淚、手把梨花寒食心、把花掩淚無人見、綠蕪牆邊青苔院、四季徒支粧粉錢、三朝不識君王面、遙想六宮奉至尊、宣徽雪夜浴堂春、雨露之恩不及者、猶聞不啻三千人、我爾君恩何厚薄、願令輪轉直、陵園、三歲一來均苦

樂にさて白氏文集は、白居易の著はす所のもの。居易字の樂天、香山と號す。唐の憲宗の頭の人なり。長慶年中までの詩文五十卷を、白氏長慶集と名づけたりしが、後その以後のをも加へて、七十卷とし、白氏文集とは稱せしなり。○とばかり立ち煩ひて とばかりとは、しばしの意。立ち煩ふとは、徘徊する状。○見參に入れよ 見參とは、人にあふとの敬語。こゝの、妹に見せてよの意。○朝くらや只云々の歌 三の句、符本に「かへすには」、寫本に「かへすども」とあり。こは古歌に「戀ひわびてねをのみなけば敷妙の、枕の下にあまぞつりする」とあるによれるにや。○おひ 笈の義。山伏、僧などの背かぶ箱にて、經卷衣服などをいれて、旅に携ふるもの。

四

召伯が政のやはらかなりに、州民甘棠の詠をなす、羊祜が憐みの廣かりに、門客峴亭の碑をたてたり。なまこまでも、なまけに過ぎたる忘れがたみぞなかりける。天かたうちあらん人も、情をささこすべし。人我れを惡くすこも、我れ情を施せば、人かへりてしたか。あはれをば、恩をもて報すべし。こゝへり。廉頗が相とすおひしためとは、人の心によりて、今の世にもありぬべし。餘所に思ふべからず。何ぞたゞ藺相如のみにかぎらんや。みどり子は、親といふ事をしらねども、情を睦じうとしてしたかひ、六畜は、主といふことを辨へねども、あはれを知りてむつる。いはんや心ある人倫をや。禽虫のたぐひ、恩を知れるためし是れ多し。

〔考異〕

○したかひ 佐木にしたふみあり。○餘所に 佐木符本におよそにあり。○むつる 佐木にむつぶあり。

〔解釋〕

○召伯が政のやはらかなりに云々 召伯とは召公をいふ。名は奭、周の太保たり。甘棠の詠とは、詩經(召南篇)に「蔽芾甘棠、勿剪勿伐、召伯所茇云々」とあり。朱註に「蔽芾盛貌、甘棠杜梨也、白者爲棠、赤者爲杜、剪剪其枝葉也、伐伐其條幹也、伯方伯也、茇草舍也、召伯循行南國、以布文王之政、或舍于棠之下、其後人思其德、故愛其樹、而不忍傷也」と見ゆ。○羊祜が憐みの廣かりしに云々 晉書(列傳)に「羊祜字叔子、嘗守襄陽、綏懷遠近、甚得民心、及卒、民爲之罷市、哭聲相接、立碑於峴山、歲時享祀、望其碑者、莫不流涕、因名墮淚碑」とあり。○爲之罷市、哭聲相接、立碑於峴山、歲時享祀、望其碑者、莫不流涕、因名墮淚碑」とあり。○論語(憲問)に「或曰、以德報怨、何如、子曰、何以報德、以直報怨、以德報德」禮記(表記篇)に子曰、以德報怨、則寬身之仁也。老子(六十三章)に「大小多少、報怨以德」など見たり。○廉頗が相をかひしためしは云々 史記(廉頗傳)に「廉頗爲趙將、藺相如拜上卿、位頗上、於是相與頗、後頗負相、至相如門、謝罪、遂爲刎頸之交」とあり。○六畜 畜といふ、家に畜養する禽獸をいふ。六畜は、馬牛羊犬豕雞なり。○むつる 纏綿の義。むつぶと意通す。親しみ馴れ付くをいふ。○人倫 人類の意。只人といはんがごとし。當時の套語なり。

漢の武帝、昆明池にあそびたまふに、一つの鯉の鉤をふくむでしなんこするあり。帝これをみて、人をしてこきはなち給へり。其の夜帝の御夢に、鯉來りてよろこべ

り。次ぎの日、池に幸と給ふに、昨日の鯉、明月の珠を含みて、池の邊に置きて去りぬ。そのうち、彼の池の釣漁をこどもめられにけり。

〔解釋〕 ○此の段は、三秦記に「昆明池、昔有人釣魚、綸絶而去、遂通夢于漢武帝、求去釣、帝明日濺于池、見大魚銜索、取而放之、問三日、池邊得明珠一雙、帝曰、豈非魚之報耶」と見ゆ。○昆明池 前漢書(西南夷傳)に「昆明國有池、方二百里、武帝欲伐昆明、作池象之、以習水戰」とあり。

隋侯傷れたる蛇をみて、薬を付けてこれをいやす。蛇たすかりて去りぬ。後に珠をふくみて報ず。隋侯珠を得て後、家富み榮えにけり。夜光の珠にて其の名くもりなし。しかのみならず、楊寶は黄雀の病をたすけて、その報いをうけ、孔愉は白龜の命をいけて、後に報いを得たり。

〔考異〕 ○後家富み 佐本に彼の家富みあり ○夜光の珠云々の十四字 佐本になし

〔解釋〕 ○隋侯傷れたる蛇を云々 搜神記に「隋侯見大蛇被傷、以藥活之、後蛇還報以珠、其大徑寸、純白夜有光明、如月之照、一名隋侯珠、一名明月珠」とあり。○楊寶は黄雀の病を云々 續齊諧記に「楊寶年七歲、過華山、見黄雀被傷、收回銀之放去、後有黄衣人、即雀、啣玉環四枚、以報、曰、令君子孫位登三事、當如此環矣、寶生靈、々生彪、俱爲公卿」とあり。また後漢書(列傳)にも出でたり。○孔愉は白龜の命を云々 晋書(列傳)に「孔愉字敬康、封餘不亭侯、嘗行經

餘不亭、見籠龜買而放溪、中流左顧者數四、及歸、侯印、印龜左顧、三歸如初、工以告、愉悟而佩之」とあり。また會稽錄にも見たり。

五

我朝には、山蔭中納言、筑紫へくたり給ひける道に、鵜飼のところさんごしける龜を買ひて、放ちてけり。そのうち、若君の二つばかりなるを具給へるを、繼母、めこの心を合はせて、取りはづしたるあやまちのやうにて、海に落し入れつ。中納言あさましと思ふ程に、放ちつる龜、その兒を甲の上のせて、船のはたに置きたりければ、こりあけてけり。此の事、如無僧都の物がたりきて、人ごに知りたれば、こまかにしるさす。

〔考異〕 ○二つばかり 佐本狩本に二つ三つばかりあり ○あやまちの 佐本狩本になし ○船のはたに云々の十九字 佐本狩本に船に近づく取りあけて見るに悉なしあり

〔解釋〕 ○此の段は、今昔物語(十九)、寶物集(五)などによれりと思ゆ。又源平盛衰記(二十六)に出でたるは、いとくはしけれど、事實聊かことなり。さて寶物集には「山蔭中納言ト申ケル人ノ若カリケル時、桂川ニテ遊ビケルニ、鵜飼、龜ヲ殺シケル。乞ヒ請ケテ、衣ニカヘテ助ケタリケルヲ、思ヒ知リテ、太宰大貳ニナリテ下リケル時、三歲ニナル若君ヲ、繼母ノアヤマチノ様ニテ、海ニ落シ入テ、虚泣シケルヲ、此龜、船ニツツテアリケルガ、背ニ乗セテ、命ヲ生ケテ、父ニ取ラセテ侍ル事アリ。其若君オヒタチテ、法師ニナリテ、名ヲ如無僧都ト申スハ是ナリ云々」とあり。

○山陸 越前守高房の子。○筑紫へくだり給ひける 太宰大貳となりて、筑前國太宰府に赴任するをいふ。筑紫は、もと筑前筑後邊の稱。後に九州全体の稱となれり。○鶉飼 鶉を放ちて、魚を取らざるを業とせるもの。○如無僧都 盛衰記に「彼ノ二歳ノ少キ人トイフハ、如無僧都ノコトナリ。ナキガ如クシテ生レタレバ、如無僧都トツ名ツケタル。淨行持律ニシテ、智慧才覺身ニ餘リタリケレバ、帝モ重ク敬ヒテ、御身放タレズ云々」と見ゆ。僧都は、拾芥抄(中)に「僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋、謂之僧綱」とあり。僧官の名にして、俗位の四位に准せらるゝとぞ。僧位僧綱のこと、委しくは石原正明の冠位通考を見るべし。

六

蜂こいふ虫も、またかゝるためとあり。むかし中納言和田麻呂と聞こゆる人おはしけり。其の末に、餘五大夫こいふ兵ありけり。年比、三輪の市の傍に城を構へて、粧ひいがめらうて住みける程に、妻のかたきにせめられて、城も破れ、兵もこゝろく打ち失せにけり。からうじて、命ばかりいきて、初瀬山のおくに籠り居にけり。敵あさり求めけれども、深く用意して、笠置こいふ山寺の、岩屋のありける中にかくれて、二三日住みけるほどに、岩屋の邊に、寺蜘蛛こいふものゝ、いをかけたりにけるに、大なる蜂のかゝりたりけるを、蜘蛛のいをくりかけて、まきころさんこける時、あはれみをおこして、こりはなちて、蜂にいひけるやうは「いける物は、命

に過ぎたるものなり。前生の戒力すくなくて、畜生と生れたれども、命を惜む心は人にかはらじ。恩を重くする事は同じかるべし。我れ敵にせめられて、からまめをみる、身をつみて汝が命をたすけん。必ずおもひこれ」こいひて放ちやりつ。其の夜の夢に、かきの水干、袴きたる男きていふやう「晝の仰せ、悉く耳にこまりて侍る。御志まことに辱じけなし。我れつたなき身を稟けたりこいへども、いかでかその恩を報じ奉らざらん。願はくは我が申さむまゝに構へ給へ。君の敵を亡はして奉らん」こいふ。誰人のかくはのたまふぞ。こいへば「晝の蜘蛛のいにかゝりて候ひつる蜂は、おのれに侍る」こいふ。あやしなから「いかにて敵をばうつべきぞ。我れにしたらがひたりしものども、十が九はほろび失せぬ。城もなごかゝりもなし。すべて立ちあふべき方もなし」こいへば「などかくはのたまふぞ。残りたるものども侍るらん。二三十人ばかりをかまへて、かたらひ集めたまへ。此のうしろの山に、蜂の巢四五十ばかりあり。これもみな我れに同じ心なる者なり。語らひ集めて、力をくはへ奉らん。などか打ち得給はざらん。但し其の軍したまはん日は、なよせたまひ。もこの城のほどに假屋をつくりて、そこにかりひさで、壺、瓶子やうのものを多く置きたまへ。やうくまかりつとはんずれば、そこにかく

れ居らんずるためなり。しかく、其の日吉からん」と契りていぬ、と思ふ程に夢さめぬ。うけること思へど、いみじう哀れに覺えて、夜に隠れて故郷へ出で、こゝかゝるこゝにかくれたる者どもをかたらひて云はく「我れ生けりこてもかひなし。最後に一矢射てしなばやと思ふ。弓箭の道はさこそあれ。おのゝくどもなん」といひければ、「誠に然るべき事」とて、五十人ばかり出でにけり。假屋造りて、ありと夢のまゝにうつらひければ「これは何のためぞ」とあやしみければ、「さるべきゆゑあり」とて、めでたくうつらひおまつ。

〔考異〕 ○和田麻呂 印本狩本に和田丸あり ○餘五大夫 印本狩本に余五大夫あり ○初瀬山 佐本に長谷堂狩本に長谷寺あり ○戒力 佐本に戒行あり ○方もなし 佐本に力なしあり

〔解釋〕 ○和田麻呂 文室綿麻呂といふ人、蝦夷征伐の功によりて、嵯峨天皇の朝に、征夷將軍となり、中納言に任せらる。この人のとなるべし。○餘五大夫 餘五は、第十五子の義。大夫は、五位の通稱なれば、斯くあざなしたるなるべし、その實名系傳の詳ならず。○三輪の市 大和國磯城郡にあり。下の初瀬山もかなじ。○笠置といふ山寺 笠置寺の、山城國相樂郡にあり。山城名勝志に「笠置、在木津渡東南四里許、寺在山上、自麓笠置迄、八町ノ坂ヲ登ル」とあり。○寺蜘蛛 今おはくもといふ。本草啓蒙に「大身有刺毛生二者は、事物紺珠に、刺毛蜘蛛といふ。俗名大くも云々」とあり。太平記(二十三)に「其座中ニ、禪僧一人眠ラデアリケルガ、燈ノ影ヨリ

見レバ、大ナル寺蜘蛛一ツ、天井ヨリ下リテ、寝入タル人ノ上ヲ這廻リテ、又天井ヘツ騰リケル。僅ナルクモノイニ、手足ヲ繋ラレテ、更ニハタラキ得ザリケリ」と見ゆ。○いをかけたり いどい、蜘蛛の絲をいふ。蜘蛛の巢をかけたるなり。○前生の戒力 前の世に佛戒を保ちて、道徳を修めたるを云ふ。戒とは、佛經に、人を戒めて、惡を防ぎ非を止むるおきて。○畜生 禽獸虫魚等の、人に畜はるゝもの、總稱。○身をつみて云々 つみは掴みにて、爪を以て強くはさむをいふ。こゝは俗諺に、身をつみて、人のいたさを知るといふ意。○かきの水干 かきは柿色にて、代顔色の濃きもの。こゝは蜂の色によそへていふ。○かゝり 掛りにて、軍資の意。○なよせ給ひそなは反語。敵の在所に寄せ給ふなどなり。○なりひさご 夕顔の一種。乾して、その實の中を空にして、酒を盛る器とす。今いふ瓢箪の類。○瓶子 形はそながく、口の狭き瓶にて、酒を盛る器。今いふ徳利の類。○しかく云々 しかくは、日本紀に云々とかけり。それくの日、宜しからんとなり。○うけること 浮言ども、浮詞ども書けり。其の言の信じ難きをいふ。

其のあした、ほのくこ明けはなるゝほどより、山の奥の方より、大なる蜂、一二百、二三百うちむれて、いくらこもなく入り集るさま、いこ氣むつかしく見えけり。日さし出づるほどに、敵の許へこれに侍り申すべき事あり「こいへりければ、敵悦びて「尋ね失ひて、安からずればはつるに、いみじき幸なり」とて、二三百騎ばかりにて打ちいでたり。いきはひをくらぶるに、物の數ならねば、悔りて、いつと

かゝけくむほとに、蜂ども假屋より、雲霞の如くわきいで、敵の人をこに、二三十、四五十取りつかぬはなし。目鼻ももなく、はたらく所をこに、さし損じけるほどに、物も覺はず打ちころせども、五つ六つこそしすれ。いかにもくする力なく、弓箭の行くへもしらす、まづ顔をふさぎ騒ぎけるほどに、思ふ様に馳せめぐりて、敵三百餘騎、時の程にたやすくうち殺してければ、おもひなく本のあこに還り居にけり。死にたる蜂の少々ありければ、笠置のうしろの山に埋めて、うへに堂をたてなどして、年をこに、蜂の忌日にて恩を報じけり。末には、はかしくとき子孫もなかりければ、此の寺をば、敵の孫にてありける法師の「祖父の敵になりける蜂の行くへなり」として、焼き失ひてければ「いみじき嗚呼の者なり」として、奈良よりはなたれにけり。すべて蜂は、形小き物なれども、仁智の心ありといへり。さればにや、京極太政大臣宗輔公は、蜂をいくらこもなく飼ひ給ひて、何丸彼丸と名を付けてよびたまひければ、召しにらたがひて、恪勤の者などを勘當と給ひけるには「何丸某さしてこ」この給ひければ、そのまゝにぞふるまひける。出仕の時、車のうらうへの物見にはらめきけるを「こゝまれ」このたまひければ、こゝまひけり。世には蜂飼の大臣をぞ申とける。不思議の徳おはしける人なり。漢の蕭芝が、雉

をまたがへたりけるにこそならず。此の殿の蜂を飼ひ給ふを、世の人、無益の事といひける程に、五月の比、鳥羽殿にて、蜂の巢の俄に落ちて、御前に多く飛びちりたりければ、人々さゝれじこてにけさわざけるに、相國宗輔御前に枇杷のありけるを一房とりて、琴爪にて皮をむきて、さしあげられたりければ、蜂のある限りこり付きてちらざりけるを、つけながら供人をめとして、やをらたびてけり。院は「かここくぞ宗輔が候ひて」と仰せられて、御感ありけり。

〔考異〕 ○是れにはべり申すべきことあり 佐本狩本に是れになんばるいそぎ見發すべしとあり ○打ちいでたり 狩本に打ち寄せたりとあり ○敵の人をこに云々の九十七字 佐本狩本に敵一人に三十四五取りつき目鼻もいはず(異本にわがす)物の具のあき間をさしつめけり手あしふさこころにも入りつゝすべはたらく所をこに整し損ぜずといふことなし(う殺せども三四十ばかりこそ死すれ敵にあふまきは思ひよらず今は目をふさぎうそなふきてあき間をさしれじこあはてさわぐ程に弓箭の行くへもしらすかりければとあり ○うち殺して 狩本に射殺してとあり ○末には云々の十八字 佐本狩本に子孫のはかしくしきなりける間とあり ○奈良よりはなたれにけり 佐本狩本に奈良の内はらはれてけることとあり ○形小き物 印本狩本指本に短小の虫とあり ○車のうらうへ 佐本狩本に車のうちへとあり ○仰せられて 佐本狩本になし

〔解釋〕 ○さし損じける 蜂が、人を整しいためしとなり。○嗚呼の者 俗にハカ者といふ意。むかし後漢の頃、南蠻に烏滸の國あり。その風俗に、理非を顛倒して、笑ふべきこと多し。其の語暗合して、後には混淆せりといふ。○奈良 大和國添上郡にあり。○宗輔公は蜂をいくらこもなく云々 こは今鏡(唐人の遊び)に「思ひがけぬとには、蜂といひて、人さす虫をなん好み飼ひ給ひ

ける。かうなる紙などに蜜ぬりて、さへげてありき給へば、幾らともなく飛びきて、遊びければ、大方つゆさし奉るとせざりけり。足高、角みじか、羽まだら、なまといふ名つけて、よばれければ、召しに従ひて、聞き知りてなんきつゝ、むれ居ける云々」と出でたり。宗輔は、權大納言宗俊の子なり。太政大臣は、職原抄に「太政大臣者、天智天皇朝初置之、皇子大友任之」とあり。又職員令（令の中の職員の掟をかける條）に「太政大臣一人、儀刑四海、經邦論道、變理陰陽、無其人則闕」と見えたり。○恪勤の者 恪勤とは、院、攝關、大臣家などにつかふる侍をいふ。怠りなく奉公すといふより出でたる名なるべし。○勘當 もと其の罪の科を勘へて、輕重の律にあつるをいふ。後には君父など、尊長の旨に逆ひて閉居すること、又はその縁を絶ちて、逐はるゝとなをいふ。唐書に「里中不暇勘當」とあり。○車のうらうへの物見 車の左右の物見の意。物見とは、車の窓より外を見とほす所をいふ。○はらめきける はらめくとは、はらくと、蜂の亂れ飛ぶ音の形容。○漢の蕭芝が云々 蕭廣濟の孝子傳に「前漢蕭芝至孝、除尚書郎、有雉數十頭、飲啄宿止、當上直、送至岐路、及下宿、入門、飛鳴車前」とあり。時人孝感の致す所といへりぞぞ。○この殿の蜂を云々御感ありけり 此は古事談（一）によれりと見ゆ。文意全くおなじ。○鳥羽殿 山城國紀伊郡にあり。山城名跡志に「白河天皇應德三年創營」とあり。○相國 宗輔をさす。相國は、大相國の畧。太政大臣の唐名。○琴爪 琴をひく時、指にはひる具。象牙などにて、爪の形につくれるもの。

七

後冷泉院御位の時、天狗あれで、世の中騒がしかりける比、比叡山の西塔に住みける僧、白地に、京に出で歸りけるに、東北院の北の大路に、童部五六人はかり集りて、物を打ち領じけるを、歩みよりてみれば、古鷹の、よにれをろとけなるを、しはりからめて、すはえにて打ちけり「あな、いみじ、なとかくはするぞ」といへば、「殺して羽をさらん」といふ。此の僧慈悲を發して、扇をさらせて、これを乞ひ取りて放ちやりつ。ゆゑに功徳つくりつと思ひてゆく程に、きれ堤のほどに、藪よりこちやうなる法師の歩み出で、後れじと歩みよりければ、けしき覺えて、かた／＼へ立ちよりて、過ささんこしける時、彼の法師近よりていふやう「御憐みを蒙りて、命生きて侍れば、その悦び聞こぬむこてなん」といふ。僧立ち歸りて「えこそ覺えぬ。誰人にか」と問ひければ、「さぞおほすらん。東北院のまたの大路にて、からき日みて侍りつる老法師に侍り。生ける者は、命に過ぎたる物なし。かばかりの御志には、いかでか報じ申さざらん。然れば何事にも、念比なる御願ひあらば、一事かなへ奉らん。己れはかつゑらせ給ひたるらん、小神通を得たれば、何かはかなへざらん」といふ。あさましくめづらかなるわざかな、こむつかしく思ひながら、こまやかにいへば、やうこそあらめとおもひて「我れは此の世の望み更になら。年七十になりたれば、名聞利用もあぢきなら。後世こそおそろしけれども、それはいか

る僧、白地に、京に出で歸りけるに、東北院の北の大路に、童部五六人はかり集りて、物を打ち領じけるを、歩みよりてみれば、古鷹の、よにれをろとけなるを、しはりからめて、すはえにて打ちけり「あな、いみじ、なとかくはするぞ」といへば、「殺して羽をさらん」といふ。此の僧慈悲を發して、扇をさらせて、これを乞ひ取りて放ちやりつ。ゆゑに功徳つくりつと思ひてゆく程に、きれ堤のほどに、藪よりこちやうなる法師の歩み出で、後れじと歩みよりければ、けしき覺えて、かた／＼へ立ちよりて、過ささんこしける時、彼の法師近よりていふやう「御憐みを蒙りて、命生きて侍れば、その悦び聞こぬむこてなん」といふ。僧立ち歸りて「えこそ覺えぬ。誰人にか」と問ひければ、「さぞおほすらん。東北院のまたの大路にて、からき日みて侍りつる老法師に侍り。生ける者は、命に過ぎたる物なし。かばかりの御志には、いかでか報じ申さざらん。然れば何事にも、念比なる御願ひあらば、一事かなへ奉らん。己れはかつゑらせ給ひたるらん、小神通を得たれば、何かはかなへざらん」といふ。あさましくめづらかなるわざかな、こむつかしく思ひながら、こまやかにいへば、やうこそあらめとおもひて「我れは此の世の望み更になら。年七十になりたれば、名聞利用もあぢきなら。後世こそおそろしけれども、それはいか

でかくなへ給ふべきなれば、申すに及ばず。但し釋迦如來の靈山リョウサンにて説法を給ひけん粧ひこそ、いかにめでたかりけん。おもひやられて、朝夕心にかけて、見まほしくおほゆれ。其のありさま學マナびて、見せたまひてんや。こいふ。この法師「いこやすき事なり。さやうの物のまねするを、おのれが徳とするなり」といひて、さがり松のうへの山へ具して上りぬ。こゝにて、目をふさぎて居たまへ。佛の説法の御聲聞てえん時に、目をばあけたまへ。但しあなかとて、たふごころおほすな。信たに發したまはゞ、おのれがためあしかりなん」といひて、峯のかたへのほりぬ。

〔考異〕 ○古語 佐本に古語あり○すはえにて打ちけり 佐本狩本にすはえなもて打ちさいなみけりあり○あないみじ 佐本狩本にあらいさほしきあり○乞ひ取りて放ちやりつ 佐本狩本に乞ひうけてさきゆるして放ちやりつあり○まらせ給ひたるらん 佐本狩本にまろしめられたらむあり○さがり松のうへの山 佐本狩本にさがり松の山の上あり

〔解釋〕 ○この段の、今昔物語（九）によれりを見ゆ。但し今は目錄のみ存して、本文欠けたり。○天狗佛經に、天魔といふ類。谷響集に委しく出でたり。○比叡山の西塔 比叡山の、京都の東北にあり。山城近江の兩國に跨る。即ち延曆寺のある所、傳教大師（最澄）の開基なり。拾芥抄（下）に「延曆七年始建之云々」とあり。西塔は、叡山三塔の二にて、山城國愛宕郡に屬す。光徳明匠記に「三塔者、東塔（根本止觀院）、西塔（寶幢院）、横川（楞嚴院）云々、下淨土院、而從三谷川、西塔也云々」とあり。○白地 かりそめの意。俗にツヒチヨットといふに同じ。今あからさまといふ語は、明

白といふ意に用ふれど、昔はしからず。○東北院 上東門院彰子の勸建に係る。拾芥抄（下）に「東北院、一條南、京極東、上東門院御所、元法成寺内、東北角也、後移之」とあり。又今鏡（望月）に「東北院の、母儀仙院（道長の夫人倫子）の御願にて、父おとゞ（道長）の御堂、法成寺の傍に造らせ給へり云々。この堂、土御門の末にあたりて、上東門院と申すなり」とあり。○すはぬ 楚なり。もとは若枝のすぐのびたるもの。轉じて鞭、まもとの類をいふ。○慈悲 法界次第に「能興他樂之心、名之爲慈、能拔他苦之心、名之爲悲」とあり。○功德 功能徳業をいふ。又物を施すを功といひ、己れに飯するを徳といふ。又惡の盡くるを功といひ、善の満つるを徳といふともいへり。法華經（化城喻品）に「願以此功德、普及於一切」とあり。○され堤 地名なるべけれど、今は詳ならず。○けしき 瘧疾 けしきは氣色にて、其の容子をさとりてとなり。○悦び聞こえむ 御禮を申しあげんとなり。○小神通 神通とは、不思議の通力をいふ。神は不測の義。通の通融自在の義。小は謙辭なり。○名聞利用 佛經の語。世のきこえ、身の譽れを、己れの利益となるやうに用ふるをいふ。○後世 また未來、當來、來世、後生、のちの世などいふ。死後の世のこと。佛説に過去、現在、未來を三世と稱す。人の魂魄、流轉輪回して、此の三世に生まれいづといへり。○釋迦如來の靈山にて云々 釋迦は、もと印度刹帝利の姓。如來は、佛十號の一なり。靈山とは、靈鷲山リョウジユサンをいふ。中天竺、摩竭陀國、王舍城の傍にあり。五精舎の一なり。大藏法數に「鷲嶺山名也、以其形似於鷲鳥、故名焉、中爲精舎、佛居此而説法也」とあり。○さがり松 山城名勝志に「下松、或云、山下里松、在一乘寺村入口、今古松數株存」とあり。一乘

寺村の、今愛宕郡修學院村に屬し、字一乘寺といふ。垂枝の老松あるを以て、その地を降松とも呼べりとぞ。○わなかしこ 明らかそらしといふ意。○信だに 信とは信心なり。教法の旨義を容納收受して、本心に銘し、顧慮することなきをいふ。下文に、信力信者などあるも、其の意かなじ。

こばかりして、法の御聲聞こえければ、目を見あけたるに、山は靈山となり、地は紺瑠璃となり、木は七重寶樹となりて、釋迦如來、獅子座の上におはします。普賢、文珠、左右に座し給へり。菩薩、聖衆、雲霞のごとく。帝釋、四王、龍神八部、所もなくみちみりて、そらより四種の華ふりて、香しきかほり四方に満ち、天人雲に列りて、微妙の音樂を奏す。如來、寶華に座して、甚深の法門を演説し給ふ。其のこころ、大かた心も言葉も及びがたし。若はこをいみじう學び似せたるかな、こ興ありて思ひけれ。さまざまの瑞相を見るに、在世説法の砌に臨みたるがごころ。信心忽ちにおこりて、隨喜の涙眼にうかび、渴仰の思ひ骨にこほるあひた、手を額にあて、歸命頂禮するほどに、山おびたゞくからめささわぎて、ありつる大會、かまけすやうに失せぬ。夢のさむるがごころ。こはいかにこつるぞ、こあされまよひて見まはせば、もこありつる山中の草深なり。あさましなから、さてあるべきならぬ

は、山へ上るに、水のみのごとにて、ありつる法師出を來りて「さばかり契り奉りつるをたがへて、いかを信をは發し給ひつるにか。信力によりて、護法、天童下り給ひて、かばかりの信者をみたりにたぶらかすごて、我れらをさいなみ給へる間、雇ひ集めたりつる法師はらも、からき肝つぶして逃げ去りぬ。己れ片方の羽がひうたれて、術なし」といひて失せにけり。

〔考異〕○所もなくみちみり 佐本狩本に等な合はせて國説せり迦葉阿難等の大比丘衆一面に座せり十六大國の王玉冠を地につけて恭敬し給へりあり○涙説し給ふ 佐本に宜へ給ふあり○手を額にあて、歸命頂禮 佐本狩本に手を合はせて心を一つにして南無歸命頂禮大恩教主釋迦如來を唱へて恭敬禮拜あり

〔解釋〕○地は紺瑠璃となり 佛書に、瑠璃は七寶の一、玉の類にて、其の色、白赤黒黃青綠縹紺紅紫等、種々あるよし見ゆ。紺瑠璃とい、紺碧にして光輝あるをいふ。淨土のさまなり。法華經(譬喩品)に「瑠璃爲地、有八交道」とあり。○木は七重寶樹となり 七重寶樹とは、黄金を根とし、紫金を莖とし、白銀を枝とし、瑪瑙を條とし、珊瑚を葉とし、白玉を華とし、眞珠を果とするが如く、七重互に根莖等をなし、整立するをいふ。法華經(譬喩品)に「有七寶行樹、常有華果」とあり。○獅子座 下に見ゆる寶座のごと、即ち世尊の座なり。大論(七)に「師子座」と、師子の形といふにあらず。佛は人中の師子たるが故に、佛の坐し給ふ處、若くは座、若くは床、皆師子の名を以て稱す」とあり。○普賢文珠 釋迦如來の左右に侍する菩薩なり。普賢は、白象に乗りて其の

右に侍し、文珠は、師子に駕して其の左に侍す。普賢は、佛の理をつかさどり、文珠は、佛の智を司るといふ。○菩薩聖衆 菩薩とは、大心ありて佛道に入る義。即ち佛の次ぎに位する號にて、前の普賢文珠などをいふ。聖衆とは、即ち菩薩方なり。○帝釋四王 帝釋は、初利天の喜見城の主、すなはち天帝なり。四王といひ、護世四天王とて、治國、増長、廣目、多聞の四王をいふ。欲界第一天主にして、初利天主たる帝釋の外臣なり。世の武將の如く、四天下を護るといふ。○龍神八部 天龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人非人をいふ。法華經(序品)に見ゆ。○四種の華 四種の蓮華をいふ。法華經(序品)に「是時天雨曼陀羅華(小白華)、摩訶曼陀羅華(大白華)、曼殊沙華(小赤華)、摩訶曼殊沙華(大赤華)而散佛上及諸大衆」とあり。四華は、四衆の成佛を表示するなり。○寶華に座して 蓮華座に座するをいふ。梵天王が蓮華に座するに倣ひ、諸佛皆世俗に従ひて、寶蓮の上に結跏趺座すといふ。○甚深の法門 甚深とは字の如く、はなはだ深き秘密のあるをいふ。法華經(方便品)に「諸佛智慧、甚深無量」などあり。法門の事、上に註せり。○隨喜の涙 俗にウレシ涙といふ意。隨喜は、觀行五品の一。服從して喜ぶといふ。法華經(隨喜功德品)に「世尊說是法、我等皆隨喜」とあり。○渴仰の思ひ 渴仰といふ、口渴すれば先づ水を思ひ、山に對へば先づ仰ぐが如く、心意より生ずる自然の欽慕をいふ。法華經(壽量品)に「心懷戀慕、渴仰於佛」とあり。○額に手をあて、恭敬禮拜するさま、すなはち膜拜なり。○歸命頂禮 下に註す。○からめさ からくと、動搖する音の形容。○水のみ 水飲は、山城國愛宕郡にあり。山城名勝志(十一)に「水香嶺在雲母坂上、昔有地藏堂、號脫俗院、此

所、山門結界也」とあり。○護法天童 護法は、験者につかはるゝ鬼神の名。乙護法などの稱あり。天童も護法の類にて、常に験者の傍に給仕する天人の童子なり。

(考異解釋) ○迦葉阿難等の大比丘衆 迦葉は、釋迦如來の十大弟子の一人にして、付法傳燈の第一祖なり。阿難は、白飯王の第二子にして、如來得道の夜に生る。同じく十大弟子の一人にして、多聞第一と稱す。付法傳燈の第二祖なり。比丘は梵語、乞士と譯す。僧の總稱なり。乞食して、清淨活命する故に、乞士といふ。○十六大國の王 五天竺、十六大國の王をいふ。十六大國は、東天竺の鳩留、南天竺の憍薩羅、毗舍離、舍衛、罽賓、迦濕彌羅、乾陀衛、沙陀、波提、西天竺の波羅奈、北天竺の鳩睺彌、僧伽陀、健筆羅、中天竺の迦夷羅、摩竭陀、迦羅乾、鳩尸那なり。○南無歸命頂禮大恩教主 南無は梵語、歸命頂禮の義。法華經(方便品)に「一稱南無佛、皆已成佛道」とあり。歸命とは、命令に歸順する意。即ち佛の命令に當然住處して、他に轉ずる意志なきをいふ。頂禮とは、印度古儀の最敬禮にて、尊長の前に俯伏し、頭頂を以て、其の人の足下を拜するをいふ。周禮の稽首に似たり。大恩教主とは、釋迦如來をいふ。如來、妙法を開示するに、一切無碍にして、財主の意に任じて、一切に捨施するが如く、愚癡の凡衆に對して、隨機開導し給ふの慈恩を、大恩といひ、教法の主たるの義を以て、教主といふなり。

昔中天竺に、佛滅の後百歲ばかりをへて、優婆崛多と申す證果の羅漢おはとけり。天魔のために芳恩をほどこし給ふ事あるによりて、天魔何事にても命によりて、

其の報答すべき由をこひ申すに、**崛多**いはく「我れ佛の御あり様極めて戀ひこく思ひ奉る。學ひ奉りて見すべし」とこの給ふに「安き事なれども、みて拜み給はゞ、已れがため極めてあしかるべし」といふ。更に拜むまじ」とこのたまへば、ゆめく口かためて林中にかくれぬ。あはらくありて、あゆみ出でたるをみれば、長は丈六、頂は紺青にて、身は金色なり。光は日のはじめて出づるが如し。崛多これを見たてまつるに、かねての約束相違して、不覺の涙をおこし、聲をあけて哭す。其の時、天魔もこの形にあらはれて、頭に諸の骨角を懸けて**瓔珞**ごしたりけり。今の天狗の所變にはかはらざりけり。人倫の事は、うちまかせたる習ひにて、其の例多ければ註すべからず。

〔考異〕○其の報答すべき 佐本狩本に其の恩をおくるべきあり○思ひ奉る 佐本狩本にゆかしあり○みて拜み 佐本狩本にめで拜みあり○頂は紺青云々の二十六字 佐本狩本に頂は紺青紫金色の色なり頭上の肉髻烏髪のみくしに耀き青蓮の眸丹果の曼陀宇の胸千幅の袂三十二相八十種好一もかけたるをなし光明赫奕として春の日の始めて出づるが如し金山の動ぐがごとくして漸くすゝむ爰にあり○習ひにて其の例多ければ 佐本狩本に習ひなれば敢てあり

〔解釋〕○此の段は、今昔物語(四)によれりと見ゆ。それにはいどくはしく出でたり。又寶物集(五)には「天竺ニ一人ノ行者アリ。名ヲ優婆塞多トイフ。行業隙ナクシテ、息ミネフル時ナシ。魔王コレヲ妨ゲントスルニ、隙ナクシテ多年ニ及ブ。行者既ニ果ヲ得ントスルガ故ニ、魔王アハレミ

テ、行者ヲカタラヒテ云ク「汝シバラク行業ヲ退セヨ、其報ニハ如何ナル事ナリトモ、汝ガ命ニ隨ハン」トイフ。行者心ノ中ニ悲嘆シテ、我が願、既に魔王ガ爲ニ妨ゲラレニケリ。本ヨリ思ヒシコトナリト思ヒナガラ、魔王ニイフ様「我が行業ヲ積ミタル事ハ、佛ノ形ヲ見奉ラント思フ故ナリ。此願ヲ遂ゲザランコトノ悲シキナリ」ト云ヒケレバ、魔王行者ニ告ゲテ云ク「我レ神通ヲ以テ佛像ヲ現ズベシ、穴賢、貴シトナ思ヒシ」トイヒケレバ、「承ハリヌ」ト云フテ居タリケリ。魔王佛身ヲアラハシテ、三十二相ノ形ケマカクシテ、黄金ノ光ヲ遠ク放チテ、指シ出デタリケルヲ、魔王ノ變像トハ思ヒナガラ、歸命ノ念ヲナシテ偈ヲ結ブ云々。コノ故ニ、行者果ヲ得ルガ故ニ、魔王力及バズシテヤミス」とあり。○優婆塞多と申す證果の羅漢 優婆塞多是、又**炭多**ともいへり。中天竺の人。釋迦如來佛滅の後、百年に出世し、自ら羅漢果を證せり。證果とは、悟りの結果を得るをいふ。羅漢は、阿羅漢の略稱にて、一切の煩惱を斷じたる悟りの位なり。金剛經の註に「諸漏已盡、無復煩惱、名羅漢」とあり。○天魔の爲めに芳恩を施し給ふ 天魔美女となりて、法を聞く人々の妨げをなせる時、**彌多花鬘**をとりて、女の頸にうち懸けられたるに、其は馬牛等の骨なりき。天魔本の形になりて、これを取りすとすれども能はず。因りて彌多の許に來りて、以後法を妨げざるよしを誓ひければ、やがて取りすてられたる由、今昔に見ゆ。其の事をいへるなり。さて天魔は、四魔の一にて、天子魔をいふ。欲界主なり。深く世間の樂みに着して邪見を生じ、一切の賢聖、涅槃の道法を憎嫉して、之れを遮障するに勤めて怠るとなし、故に魔と名づく。○ゆめく口かためて ゆめくとは、強く禁止する詞。口かためは口固の義。か、

るとは、必ず人にいふまじきよと、對手の口をかたむるなり。○長は丈六、ほとけの身長、一丈六尺ありしよし、因りて佛体を刻むにも、坐像にも、なほ丈六の割合に従ふといふ。○頂の紺青にて云々、紺青とは、いたゞきの碧綠色にして、金色を帯ふると、孔雀の羽毛の如きといふ。身は金色とは、法華經(序品)に「佛身如金色」とあり。○瓔珞、佛像の頭頸胸などに懸くる飾りにて、珠玉を糸に貫きて垂るゝもの。菩薩も亦これを裝飾とし給へるなり。其の地位に従つて、物質を分かつこと、委しく瓔珞經に見たり。

〔考異解釋〕 ○頭上の肉髻云々、頂上肉髻相をいふ。如來三十二相(下に釋く)の一なり。頂上に肉の高起せると、髻の如きといふ。又無見頂相とも名づく。一切の人天二乘菩薩、皆見ると能はずといふ。烏瑟のみくしに耀くとは、肉髻のひかりの頂上にかゝやくをいふ。烏瑟は、具には烏瑟膩といふ。即ち肉髻の梵語なり。梵漢雙舉とて、同一物の名を、肉髻烏瑟と併び擧げたるなり。○青蓮の眸、如來八十種好(下に釋く)の「眼廣長」とあり。また維摩經(一)に「目淨修廣、如青蓮」註に「天竺有青蓮、其葉修而廣、青白分明、有大人目相」と見たり。○丹果の唇、八十種好の一に「唇如頻婆果」とあり。頻婆果は、翻譯名義集に「此云相思果、色丹且潤」とあり。唇の色の、赤く麗しさをいふ。○卍字の胸、如來の胸前に、この形相ありといふ。大周志威靈要に「如來胸臆、有大人相、形如卍字、名吉祥海雲」とあり。○千輻の趺、千輻輪相をいふ。三十二相の一なり。輻は車輪中の輻なり。如來足下の鞞鞞の輪紋、衆相圓滿にして、千の輻輪の如くなるをいふ。○三十二相八十種好、法華經(提婆品)に出でたり。三十二相は、如來應化の身、此の諸相を現じて、法身圓極の衆德、具に備はることを表するなり。八十種好は、諸相の間にあり。佛身を莊嚴せんが爲めなり。但し相の總にして、好の別なり。相若し好なくんば圓滿せず。故に相の輪王、釋梵皆これあれども、好なきを以て微妙ならざるなり。○金山の動くが如し、佛身の光瑩金色にして、其の相の廣大なること、眞金の聚集したるが如きに喩ふるなり。法華經(序品)に「身色如金山、端嚴甚微妙、如淨瑠璃中、內現眞金像」とあり。

唐には、秦の始皇泰山に幸したまふに、俄に雨にあひて、五松の木のもごに立ちよりて、雨を過で給へり。此の故に、彼の松に位を授けて、五大夫といへり。五品を松爵といふ是れなり。おかのみならず、夏天に道行く人、木蔭に涼みて衣をかけて去り、或は馬に水飼ふもの、錢を井に沈めて通りけり。賢き人は、心なき石木までにも、かく思ひ知る旨を顯はすなり。

〔考異〕 ○俄に雨にあひて、印本増本に俄雨より立ちとあり。○五品を云々の十二字、原本になし。〔解釋〕 ○秦の始皇泰山に云々、史記(秦紀)に「始皇東行郡縣、乃遂上泰山、立石封祠祀、下、風雨暴至、休於松樹下、因封其樹爲五大夫」註に「泰山一曰岱宗、東嶽也、在兗州博城縣西北三十里」とあり。○五大夫、秦の時の爵の名。爵とは、もと支那周の封建の世に、隨地に封せられたる、大小の國君に賜へる、世襲の家格身分の稱。公侯伯子男に分ち、之れを五等の爵といひ、これを統べて諸侯といへり。又諸侯の臣にも、卿、大夫、士の三等の爵あり。後郡縣の世とな

りても、五等の爵の、なほ高官有功にたまふ。但し後には、おしなべて位のことにいへり。○五品を松爵といふ。品とは、唐の位の階級の名。我邦にては親王に用ふ。諸王諸臣には位といふ。但し諸王諸臣にも、唐の稱を擬して、品といふことあり。即ち五品は、我邦の五位にて、大夫は、五位の通稱なれば、しかいふなり。○夏天に道ゆく人云々。衣をかけて去る事、出典つまびらかならず。韓詩外傳に「食其食者、不毀其器。蔭其樹者、不折其枝」とあることなり。○馬に水飼ふもの云々。三輔決錄に「安陵有項仲山、每飲馬渭水、投三錢、赤廉亦然」風俗通に「滌子旗每行飲水、常投一錢井中」など見えたり。○心なき石木までも云々。石木は、非情のものなれども、其の恩を忘れずして、かく位までも授けられしとなり。白氏文集(四) 樂府に「人非木石皆有情」とあることなり。

大方は心操もをさまり、才幹もありて、よき人なりといひ初められぬれば、少々
の失あれども、世にも人にも必ず思ひゆるさるゝなり「大節身にある時は、小過
ありといへども、不孝せず」といへるがごとし。詩歌のたごへにてこれを申す
べし。

楚思蕊茫雲水冷。商聲清脆管絃秋。

此の詩をは、頌聲聞きにくし、難し申す入ありけれども、秀句なるによりて、四

條大納言公任卿の朗詠集に撰び入れられにけり。

さかさらん物ごはなしに櫻花、おも影にのみまたき立つらん。

これは延喜十三年、亭子院の歌合に、らんの字二つありて、病に定めらる。

あふまでこせめて命のをしければ、戀ひこそ人の命なりけれ。

これは長元八年、三十講の歌合のうたなり。けれ、命の詞二つあれども、沙汰なく
て勝ちにけり。同じ詞の病なれども、歌のがらよくなりぬれば、聞きがめざる
にや。人のありさまをも、これ等にて心得つべし。

〔考異〕○大節云々の二十二字 諸本及び悦目抄にも皆あやまれり今孝經によりて訂しつ ○頌聲 寛文本悦目抄に頌聲あり ○け
れ命の詞 佐木將本諸本に命の字なし

〔解釋〕○此の段は、悦目抄によれりと見ゆ。それには首めに「大方何事にも名を得たる人は、たと
ひ一度の越度ありとも、人の思ひゆるすなるべし。その様に、歌もよくよみ待ると名をとりぬれ
ば、誤りのある歌をも、やうぞあるらんとて、其人より下になりぬれば、難をも加へぬなり」と
ありて、以下まつたく本文に同じ。但しさかさらむ云々の歌のことはのせず。○大節身にある
時は云々 孝經(孝平章)孔安國の註に「故爲君而惠、爲父而慈、爲臣而忠、爲子而順、此四者、人
之大節也、大節在身、雖有小過、不爲不孝」と見えたり。○楚思云々の詩 此は白樂天が、江州
に左遷せられたるときよめる七律の前聯なり。白氏文集(十五)に「廬侍御與崔評事、爲余於

黄鶴樓二置宴、々能同望」と題して出でたり。楚思とは、楚人の思ひなり。楚の屈原が左遷せられて、澤畔にさまよひたることを、樂天自身の上比していへるなり。森茫とは、はるかなる貌。商聲とは秋の聲。清脆とは、秋の聲のすこぶる貌。管絃秋とは、黄鶴樓にて酒宴を行ふとき、管絃して樂むことをいへれど、なほ秋の聲、秋の氣色の物かなしき心こもれり。○頌聲聞さにくしと云々 諸本に頌聲とあれど、悦目抄に、韻聲とある方よく聞こえたり。頌聲とは、うたふ聲をいふ。釋名に「稱頌成功、謂之頌、又頌容也、叙說其成功之形容也」韻會に「徐曰、此容儀字、歌頌者美盛德之形容、故通作頌、後人因而亂之、以此爲歌頌字」とあり。さてこれを難せしは、古本に傍註して、管三品文時とあり。按ふに商字は陽韻、聲清の二字は、共に庚韻に屬して、韻聲自ら相近く、且つ脆字は霽韻に屬して、仄聲なれども、亦韻聲似通ひたればとの意にて、これを難せしなるべし。○秀句 詩歌などの中にて、秀逸なる句をいふ。杜子美の詩に、「最傳秀句一寰區滿」とあり。○朗詠集 和漢朗詠集とて十卷あり。今に傳はれり。こは和漢の人々の、詩文和歌などの中にて、雅趣ある句を集めたるものなり。その詩文の句などに、曲節を施して朗吟するを、朗詠とはいふ、當時専ら貴顯の間に行はれたるさま、源氏物語、枕草子などに見えたり。○さかさらむ云々の歌 拾遺集(雜春)に「題しらす。躬恒」と出でたり。五の句、集に「またさ見ゆるむ」とあり。○亭子院の歌合 和歌合略目錄に「延喜十三年三月十三日、亭子院歌合、勅判」とあり。群書類從(百八十)に収む。亭子院は、拾芥抄(中)に「亭子院、寛平法皇御所、元東七條皇后温子家」とあり。歌合とは、左右を分ち、方人をたて、歌を合はせて、其の優劣を判すること。禁中の歌合

り、村上帝の御時に始まれるよし、西宮記に見えたり。○らん字二つありて云々 この事、俊頼口傳(上)に、歌の病をいへる所にもいであり。俊頼口傳、一名俊頼無名抄といふ。二卷あり。○あふまでと云々の歌 後拾遺集(戀一)に「宇治前太政大臣(頼通)の、三十講の後の歌合に。堀川右大臣(頼宗)」と詞書していであり。一の句、集に「あふまでは」とあり。さてこの歌の事、清輔袋草紙(二)にも見えたり。○三十講の歌合 和歌合略目錄に「宇治殿三十講歌合、長元八年五月十六日、判者祭主三位輔親」とあり。群書類從(百八十一)に、賀陽院水閣歌合とあることなり。三十講とは、法華經二十八品に、其の初めに無量義經、その末に普賢觀經を加へ、あはせて三十品とし、之を三十日間に講するをいふ。又朝夕二座に一品づゝ、十五日間に講するとなごもわるよし、榮華物語等に見えたり。○汰沙 定といふ詞より出づ。論定、また評定などいふにあたる。沙汰とかくは、語意によらず、強いて漢字をあてたるなり。

二

又其の心はへふるまひ、ごもに優なるためし。
 定子皇后は、一條院の後なり。御父中道隆の關白の御ために、御佛事をおこなはれけり。事はてよ、人々出でけるほどに、九月十日餘りの比なりければ、秋風身にこみて、御前の前裁センザイになく虫のこゑ、よわり行くけしきなる折しも、齊信中將、藏人頭にておはしけるが「金谷花に酔ひし地、花は春毎に匂ひて、主かへらす」と詠じたりければ、聞く人皆涙を拭ひけり。后、事にふれて情おはしましけるに、いかばかり哀

れにさかせ給ひけん。此の後、御なやみおもくならせ給ひける比、

よごもに契りしことを忘れずば、戀ひん涙の色ぞゆかとき。

ごかきて、几丁のひもに、結びつけさせ給へりけるを、失せ給ひて後、彼の院御覽じ
つけたりける御心のうち、さこそ忍びがたくおほえさせ給ひけめ。

〔考異〕○九月 佐本辨本稿本に長月とあり○いかに云々の十四字 佐本辨本にいかに哀れさきしめしけんとあり

〔解釋〕○中の關白の御爲めに御佛事を云々 此は枕草子(七)に「故殿(道隆)の御ために、月と
との十日、御經、佛供養させ給ひしを、九月十日、職の御曹子にてせさせ給ふ。上達部、殿上人
いと多かり。清範講師にて、説く事どもいとかなしければ、ことに物の哀れの深かるまじき、若
き人も皆なくめり。果て、酒のみ詩すんじなどするに、頭中將齊信の君「月と秋と期して、身い
づくにか」といふことを、うち出だし給へりしかば、いみじうめでたし。いかでかは、おもひいで給
ひけん云々」とあるによれり見ゆ。中の關白とは道隆をさす。東三條攝政太政大臣兼家の子。關
白とは、百寮訓要抄に「本朝には、陽成院の御時、元慶中に、昭宣公(基經) 霍光の例によりて、
關白の詔を下さる。又攝政關白は、内覽とて、天子に申す文書を、先づ執柄に見せ合せて、後に
奏聞するなり云々」とあり。尙ほ前出攝政の註を見合はすべし。○前裁 庭前のうゑ木をいふ。後
園に對へたる名。○齊信中將藏人頭にて 近衛中將にて、藏人頭を兼ねたるなり。職原抄に「藏人
頭二人、四位殿上人、清撰之職也、辨方一人(頭辨)、近衛司方一人(頭中將)、補之常例也」百寮

訓要抄に「藏人頭の、殿上を管領す。總じて殿上の貫首なり。重代人々、君達も名家も、殊に器
量を撰びて任せらるゝなり」とあり。○金谷花に酔ひし地云々 「金谷醉花之地、花毎春句、而
主不歸。南樓統月之人、月與秋期、而身何去」此は本朝文粹(十四)に「爲謙徳公(伊尹)二修報恩
善願文。菅三品(文時)と題して出でたる願文中の句なり。金谷とは金谷園とて、晋の石崇、字は
季倫といへる人、花樹を多く植えて愛せし園なり、南樓とは、晋の庾亮、字は元規といへるもの、
南樓をたて、月を翫びしなり。ともに晋書(列傳)に詳なり。さて其の意は、古人によせて、今
の事をいひて、かく生死無常の世なれば、早く榮耀をすて、菩提におもむくべしとなり。○
この后御なやみおもく云々 榮華物語(とりべの)に「長保二年十二月十五日の夜となりぬ。御湯
などまゐらするに、さこしめしいるやうにもあらず、やがてひびかせたまひにけり。宮(定子)は
御手習をせさせ給ひて、木丁の紐に結びつけさせ給へりけるを、今ぞ帥殿(伊周) 御方々など、ど
りて見給ひて、この度は限りのたびぞ、其後すべきやうなぞか、せ給へり。いみじう哀れる御
手ならひきもの、内わたりの御覽じさこしめす様などや、とおぼしけるにやとぞ見ゆる(よもす
がらの御歌など三首あり) など、あはれなるとも、多くか、せ給へり」とあり。さて本文は、
悦目抄によれり見ゆ。全く同文なり。また今昔物語(二十四)、宇治大納言物語などにいでたる
も、文意同じ。○よごもに云々の御歌 後拾遺集(哀傷)に「一條院御時、皇后宮かくれ給ひて後、
御帳のかたびらのひもに、結びつけられたる文を見つけたれば、内にも御覽せさせよ、とればし
がはに、歌三つかきつけられたりける中に」と詞がさして出でたり。一の句、集及び榮華、今昔、

宇治大納言に「よもすから」とあり。○几丁 又木丁ともあり。几帳と書くを正しとす。臺に柱を立て、帷をかけて、婦人の座側に置くもの。三尺の几帳、四尺の几帳などあり。類聚雜要抄に圖を載せたり。

三

俊頼朝臣語りていはく「白河院、淀に御方違の行幸ありけるに、五月ばかりの事にやありけむ。女房殿上人の舟などあまたありけるに、曉になるほどに、向ひのかたに郭公一聲、ほのかに鳴きてすぐ。俊頼一首詠せまほしくおほへしに、女房の舟の中に、忍びたる聲にて「淀の渡のまたよふかきに」こながめられたりし、時に臨んでめでたかりき。人々感歎していまにわすれず。あたらくよみたらんにはまされり」となんいはれける。

〔考異〕○御方違 佐本御本に御違望とあり○まされりなんいはれける 此の下稿本に何方へ鳴きて行くらむ郭公といふ古歌の未なるべしとあり

〔解釋〕○この段は、袋草紙(三)に出でたり。それには「白河院、淀に御方違云々」を「先年前齋宮、伊勢ヨリ歸京ノ時、御供ニ候ヌ。淀ノ渡ニ御船ツケテ、人々寝ネズアカス間云々」に作れり。他は文意同じ。○俊頼朝臣 大納言源經信の子。官右近少將左權頭に至る。金葉集の撰者、俊頼口傳等の著者にて、有名の歌人なり。朝臣は、アツミの音便。もとかばねの名。後には四位の尊稱となる。又三位以上を卿といひ、大臣を公といふなり。○淀 山城國久世郡にありて、淀川に瀕す。淀川は、同國宇

治川及び桂川の合流。大坂に至りて海に注ぐ。○御方違 貞丈雜記(十六)に「方違とは、たどへば、明日東の方へ行かんと思ふに、東の方、其年の金神に當るか、又は臨時は、天一神、太白神などにあたり、其方へゆけば、凶しといふ時は、前日の宵に出で、人の方へ行き、一夜とまりて、明日其所よりゆけば、方角あしからず、さて志したる方へゆくなり。方角を違へて行くゆゑ、方違といふなり」とあり。○女房 すべて侍より以下、禁中の女中をいふ、安齋隨筆(八)に「古代女のとを女房といふ」、仕官の女の中にも、品宜しき人の、人と相住みをせず、一人住みの房を賜はりて、住む位の女を、女房と云ふなり」とあり。○殿上人 又雲の上人、上人、雲客、上のをのこなどともいふ。大方四位五位の人、及び六位藏人にて、昇殿ゆるされたるをいふ。上達部よりは下薦なり。禁腋秘抄に、殿上人の員數、また御ゆるしの事ども、委しくいでたり。○淀の渡の云々 「いづ方になきて行くらんはど、ぎす、よどのわたりのまた夜ふかきに」こは拾遺集(夏)に「天曆の御時、御屏風に、よどのわたりする人かける所に。壬生忠見」と詞がきして出でたり。さて淀の渡とは、淀は衆水の會集する所なるをもて、古來渡津數多あり。中にも一口大渡、封戸を三渡口と稱せりとぞ。○ながめられたり ながめは詠めの義。聲を長く引きて、詩歌などを誦するをいふ。

三 近き御代に、五節の比、ゆかりに入れて、誰さかやの局に、ある夜、女房のやんごこなき忍びて参られたりこまこと召して、いかで御らんせむとおほしめしける儘

に、俄におしいらせおはしましたりけるに、取りもあへず、さもと火を吹きけちたりければ、御ふところより、櫛をいくらごもなくこり出せよ、おこしたる火にくはへさせ給ひたりければ、明々ミヤカとしてよく御覽せられにけり。御心の風情フウセイ、いと興ありてやさしかりけり。

〔考異〕 ○さもし火を云々の十四字 狩本にさもしびの火を人吹きけちけるにさあり佐本狩本にさもしびを人のふきけちたりければさあり又今物語に燈を人のけちたりければさあり○櫛 印本狩本に匣さあり狩本及び今物語にくしさあり○火にくはへ狩本に火に打ち入れさあり今物語に火びつひにうち入れさあり○明々として 佐本狩本にあかくさもえてさあり

〔解釋〕 ○此の段は、今物語によれりと見ゆ。大方同文なり。○五節の比 十一月の新嘗會のころなり。さて此の節會に出で、舞を仕うまつる女を、五節の舞姫とも、略して五節ともいふ。五節と名づくる故り、舞ふ毎に袖を振ると、五反なるによれり。またこの舞姫の數り、大嘗會に五人。新嘗會に四人、公卿或は國司の處女のつとむる例なり。其の作法は、江家次第、公事根源等にくはし。○局 玉の小櫛に「局はつばやかに、つばねたる所の由なり」とあり。常は女房達の部屋をいへれど、こゝは殿上人の宿房なるべし。源平盛衰記に、女房男房なども見えたり。○櫛をいくらごもなく云々 古事記傳に「くしは串と同名。上代の櫛の齒は、やゝ長かりしかば、串と同類ぞかし」とあり。又古事記に「伊邪那藝命、湯津を間櫛之男柱、一箇取闕而、燭一火入見」と見え、日本紀に、彦火々出見尊も、櫛に火ともし給へるよし見たり。これいにしへの風の遺

れりと見ゆ。なほ男も常に櫛を用意したると、當時の風俗なり。

四

後堀河院御位の時、七月二十日の比にや、花山院乃誰さかや、藏人頭にて候はれけり。閑院にて同じ中將宜經なる人、それならぬ若殿上人、おほく鬼の間の邊にみたれ居て、さまざまの物がたりどもせらるるに、女房も臺盤所に候ひて、内外居かはす。次ぎに臺盤所の前なる楓の木を見て「此の木に秋のゑると覺えて、初紅葉の一枝はべりしこそうせにけれ」と、内侍の中に誰少將さかやまこえし人、見出でたるを、頭中將「いづ方の枝に侍るにか」と、こすえを見あけたるに、「西のえたにこそはべるらめ」とある雲客永綱乃いひたりける、優にいみじかりけり。貞觀の御時、弘徽殿の前にありける木の、西の方の枝もみちはじめたるを、うへのを乃こどもよみける。

同じ枝を分きて木の葉の移らふは、西こそ秋の始めなりけれ。

とある、古こそを思ひ出でけるにや。

〔考異〕 ○ありける木の 佐本にさくら木ありけるさあり狩本に梅の木ありけるさあり○西の方の枝 佐本狩本に西の方にさせる枝のさあり○うへのをのこどもよみける 印本狩本に藤原勝臣さあり

〔解釋〕 ○この段は、古今著聞集(十九)にもいであり。それには「嘉祿二年九月十一日、例幣に、頭中

將宣經朝臣以下、職事ども参りて、出御まつ程、人々鬼の間によりあつまり居て云々」とあり。他は大方同文なり。○花山院の誰とかや 人名詳ならず。花山院は、拾芥抄(中)に「花山院、近衛南、東洞院東一町、本名東一條、冷泉院此所立坊、花山院家(始祖師輔)傳領之」とあり。○閑院にて同じ中將なる人 著聞集によれば、頭中將宣經とあり。閑院は、拾芥抄(中)に「閑院、二條南、西洞院西一町、冬嗣大臣家、公季公傳領之」とあり。○鬼の間 清涼殿の西廂にあり。禁腋秘抄に「鬼ノ間ノ南ノ壁ニ、白澤王ノ鬼ヲ斬ル繪ヲカキタリ。鬼ノ間ハトリ井障子ナリ。西向南一間、格下ヲ下シテ、御前ノ御厨子ヲ内ニ立タリ。北ノ間ハ簾ヲアグ、鬼ノ間二間ナリ云々」とあり。○盞盤所 清涼殿の西廂にあり。天皇の御食物を調進する所。或は女房の侍所とも稱して、殿上を許されたる男子の殿上に侍ふ如く、女房の殿上を許されたるもの、侍ふ所なり。禁秘抄、花鳥餘情等にくはし。○内侍の中に誰とかや 著聞集によれば、少將とあり。内侍は、内侍司の女官の名。専ら掌侍をいふ。禁秘抄に「掌侍六人、正四人、權一人、權自上古有之、此内以二内侍二爲勾當、隨補日一爲二二也」とあり。○ある雲客 著聞集によれば、藏人永綱とあり。○貞觀の御時 貞觀は、清和天皇の年號。○弘徽殿 清涼殿の北にあり。皇后、或はやんごとなき女御のおはする所。さて古今集には、綾綺殿とあると、次ぎの如し。○同じ枝を云々の歌 古今集(秋下)に「貞觀の御時、綾綺殿の前に梅の木ありけり。西の方にさせりける枝の、もみぢはじめたりけるを、上に候ふをの子どもの、よみ侍りけるついでによめる。藤原勝臣」と詞書していでたり。三の句、稿本に「色づくは」とあり。

或殿上人、五月の二十日餘りの比、いこくらまに、太后子の宮にまゐりて、めたるうにたゝずみけるに、うへより、人の音のあまたとて來りければ、さりけなく、引きかくれてのぞきけるに、つほのやり水に、螢のれほくすたくを見て、さきなる女房「ゆゝとき螢かな。集めたらむやうにこそみゆれ」とて過ぐるに、次ぎなる人、優なることゑにて「螢火亂れ飛びて」口ずさびけり。また次ぎなる人「夕殿に螢飛びて」さうちながむ。ちりなる人「かくれぬ物はなつむしの」花やかにひこりてちたりけり。こりぐにやさしくくもろくして、此の男、何こいふ一ふしもなからんがほいなくて、ねすなまをこ出でたりければ、さきなる女房「物れそろとや、螢にも聲のありけるよ」とて、つやぐさわきたるけしきもなく、うちちめりたる空おほめきのほども、あまりに色深く、悲しう覺えけるに、今ひこり「なく虫よりもこそ思ひしか」と取りなしたりける。これまた思ひ入りたるほど、堪へがたくおこゆかこかりけり。總べてこりぐに、いこやさしくぞおほねける。そのこころは、

音もせでみさをにもゆる螢こそ、鳴く虫よりも哀れなりけれ。

〔考異〕 ○五月 佐本狩本に六月稿本に十月とあり ○さきなる女房 佐本に先きに見ゆる女房とあり 狩本にさきにたちたる女

房さあり○口すまびけり 佐本狩本にうちながめたるにさあり○うちながむ 佐本狩本にくらすむさあり○まりなる人 佐本にしりに見わたる人さあり狩本にまりに立ちたる人さあり○これまた云々の二十六字 佐本狩本になし

〔解釋〕 ○この段は、悦目抄によれりで見ゆ。それには未文に「此の五人の女房は、一人は、天曆の御時、梨壺の五人の歌仙の中に、清原元輔の娘に、清少納言といふものなり。一人は、その比源氏物語つくれる紫式部、ならびに赤染衛門、伊勢大輔、和泉式部、馬内侍など聞こゆる人々なり。いとどり／＼に心ある様、やさしくこそ侍れ」とあり。又今物語にいであるも、大方本文に同じ。○太后の宮 皇太后宮彰子を申す。御堂關白道長の女。一條院の後。後一條、後朱雀兩院の母后なり。○めだう 馬道なり。又めうだう、めんたうなどいふ。禁中の通路の縁なり。和名抄に「馬道、米多字、向堂之道也」とあり。又演繁露に「止於馬道」註に「馬道、許人上馬處也」とも見えたり。○つばのやり水 坪とは、つばまりたる義にて、殿ごもの間の庭をいふ。常に壺の字を借書す。桐壺梨壺などいふは、其の一區を指していへるなり。やり水は遣水にて、庭の面を流る、水を云ふ。○すだく 物の多く集ふ意。又虫などの鳴くともいへり。○あつめたらひやうに云々 此は暗に、車胤が螢を聚めたる故事をほのめかせるなるべし。車胤の事、上に註せり。○螢火亂れ飛びて 「螢火亂飛秋已近、辰星早沒夜初長」此は唐の元稹が、夜坐七律の聯句なり。和漢朗詠集(二)にもいであり。辰星とは、北辰をいふ。この星夏の間は、ひかり衆星にまされるも、秋に至れば、衆星にまじはりて、其の光早く没すといへり。江談抄(六)にも、此の句をあげて、さて「辰星、古來難義也。但見漢書、曰、仲月之星也、今過五月、當六月、故云」と見わたる。○夕殿

に螢飛びて 「夕殿螢飛思悄然、孤燈挑盡未成眠」此は白樂天が、長恨歌中の句なり。白氏文集(十二)にいであり。○かくれぬ物は云々 「つゝめどもかくれぬものは夏虫の、身よりあまれる思ひなりけり」此は後撰集(夏)に「桂のみこの、螢をどらへて、といひ侍りければ、わらはの汗衫の袖につゝみて。讀人知らず」と詞書して出でたり。さて此の歌のと、第十篇にも出づ、併せ見るべし。○はなやかに 俗にハッキリといふ意。○ねすなき 鼠鳴の義。舌打の如くするをいふ。○空おほめき ねほめくは、恍惚の義。物の定かならぬにいふ。こゝにては、人ありと知りながら、空トボケするさま。○あまりに色深く云々 殊になさげ深く、かなしう感じたるにとなり。○音もせで云々の歌 後拾遺集(夏)に「はたるをよみ侍りける。源重之」と詞がきして出でたり。二の句、集に「おもひにもゆる」とあり。されど重之の家集には、やはり本文の如くいであり。薩摩守平忠度、或宮ばらの女房に物申さむこて、局の上さまにて、おこなはむものまじくして、ためらひけねど、ここの外に更ければ、扇をはらくこつかひならして、聞き知らせければ、此の局の心知りの女房のこゑにて「野もせにすたく虫のねよ」と詠めけるを聞きて、扇をつかひやみにけり。人あづまりて、いで逢ひたりけるに、この女房など扇はつかひ給はざりつるぞ「こいひければ、いさ、かこかまここかや聞てつればよ」といひたりける。いとやさしくかりけり。そのこよろは、かこかまこのもせにすたく虫のねよ、我れたに物をいはせこそ思へ。

〔考異〕 ○扇の上さま 佐本狩本に扇の上口とあり○扇をばら／＼つかひならして 佐本狩本につかひの三字なし又著聞集に扇のなめなならしてとあり○人まづまりて出で逢ひたり 印本狩本に人まづまりぬとおぼしくて逢ひたりとあり○つかひ給はざりつるがさいひければ 佐本につかひやみ給へるがさいひ聞こなければとあり狩本につかひやみ給ひつるがさいひければとあり

〔解釋〕 ○この段は、今物語によれりと見ゆ。又古今著聞集(八)にもいで、大かた同文なり。○忠度 刑部卿平忠盛の子。○宮ばら 宮方といはんが如し。○はら／＼ 扇をならす音の形容。○心知りの女房 懇意なる女房の意。○いさ 不知の意にて、俗言に、イヤなどいふに同じ。○かしまし云々の歌 堀河右大臣(賴宗)の作。新撰朗詠集にいでたり。三の句、集に「虫の音や」とあり。四の句、佐本狩本に「我れも物をば」とあり。又瑞本に「われたに物は」とあり。

〇一七

太秦なる所に、あかるべき女房の色好みありと聞きて、上の男ども、九月の比月のあか／＼りける夜、あまた尋ねゆきたりけるに、いとどものさびたる家のすのこの下に、遣水の音たゞ／＼聞こえて、折しもうち時雨たる空のけしき、むら雲たちて、いとあはれなりけるに「忘るゝまなく」など口ずさびて、中門の廊めかしま所に、れの／＼た／＼すみ、よりのなどしたる程に、空薰物のなのめならず薫りて、簾の内よりゆんなる聲にて「岸柳秋風遠塞情」とながめいでたりけるに、人々「なか／＼なる事もぞいひかけらるゝ、やくなま」として、何こなきさまにてかへりけり。いかにおくゆかこしかりけん。

〔考異〕 ○太秦 佐本狩本に廣隆寺とあり○九月 佐本狩本に長月とあり○えんなる聲 佐本狩本に優なる聲とあり

〔解釋〕 ○太秦 山城國葛野郡にあり。○物さびたる家 さびは、進びの義。家のふるびたる状をいふ。○すのこ 簀子の義。貞丈雜記(十四)に「座敷の外に、細き板を横にならべて打ちたる縁なり。板と板との間、すき間ありて、竹簀子をあみたるが如し」とあり。○忘るゝまなく云々 「風ぞむら／＼雲まよふ夕にも、わするゝまなくわすられぬ君」こは源氏物語(野分)にいでたる夕霧の歌なり。そを口ずさびて、女の心をひきこゝるみたるなり。○中門の廊 當時貴人の邸宅には、總門の中に、又中門あり。その左右に廻廊あるを、中門の廊といふ。さて此の門は、屋根こそ廻廊についけども、下は土間にて、庭の内外の通行に便にし、廊は、庭をめぐるて寢殿につい。關自家などにては、此の廊に、侍所といふありて、下司の詰所とし、來客あれば、この中門にて、取次をなしたるなり。○空薰物 空燒の薰物の義。空燒とは、何處よりとも知られぬ様に、香を薫らすをいふ。○岸柳云々の詩 「洲邊夜雨他鄉淚、岸柳秋風遠塞情」こは和漢朗詠集(八)に「秋宿驛館。橋直幹」として出でたる律詩の聯句なり。遠塞とは、遠き胡國をいふ。胡國には柳多し。されば今、岸の秋風に、柳のうちなびきたる状を見て、いと心細きに、はる／＼とひなの旅路を行かん人の心の中、さこそ哀しからんとなり。○なか／＼なる事もぞ云々 思ひがけぬ詩などを、よみかけられては、耻ぢみることもやあらんとてなり。○やくなし 無益なりとなり。

後徳大寺左大臣、小侍従經尹と聞こえし歌よみに通ひ給ひけり。ある夜物がたりして、あかつきかへらるゝ程に、供なりける藏人經尹に「いまた入りやらせ、見送りつるがふりすてがたきに、立ちかへりて、何事にもいひてこ」この給ひければ、ゆゑき大事かな、と思へども、程ふべき事ならねば、やがて走り入りて、車よせに、女の立ちたる前についで「申せ候ふ」と左右なくいひてたりけれど、何といふべしとも覺えぬに、折しも里の鶏の、こゝろに鳴き出でたりければ、

物かはと君がいひけん鳥のねの、けさしもなとか悲しがるらん。

こはかりいひかけて、やがて走りつきて、車よせにて「かくこそ申して候ひつれ」と申しければ、いみじうめぞられけり「されはこそ、使にいはからひつれ」とて、後には、知る所などたひたりけるこなむ。上東門院彰子の伊勢大輔が、墨する程に「けふ九重に」といふ歌を案じ出で、一間をいさり出づる間に「ねもいはぬ」の末の句を付けたりける、心のはやさにもおこらすこそ覺ゆれ。彼の藏人は、内裡の六位などへて「やさし藏人」といはれけり。

〔考異〕 ○いひいでたりけれ。印本にいひはてたれとあり。○車よせにて。佐本狩本になし。○後には云々の十七字。佐本に所領など賜はせけるこなん世の人やさし藏人ミケいひけるとあり。狩本には所領を知所に作りて他は佐本に同じ。○いさり出づる。佐

本狩本に立ち出づるこあり。○六世などへて云々の十七字。佐本に六世などへて後なる人にてありけるとあり。狩本にはへてなにて作りて他は佐本に同じ。

〔解釋〕 ○この段は、伊勢大輔の事を除き、他は今物語、源平盛衰記(十七)などによれりと思ゆ。盛衰記には、いとくはしく出で、さて「此藏人ハ、事ニフレテ、歌ヨミ優ナリケレバ、時ノ人異名ニ「ヤサ藏人」ト云ヒケルヲ、此歌世ニ披露ノ後ハ「物カハノ藏人」ト云フ呼バレケル」とあり。また小侍従の返しは「マタバコソツケ行ク鐘モツラカラメ、別レヲ告グル鳥ノ音ヅウキ」と見ゆたり。○後徳大寺左大臣 實定をさす。大炊御門右大臣公能の子。○小侍従 石清水別當光清の女。母は小大進なり。初め高倉院に仕へて、阿波の局と稱す。後に太皇太后宮(御名不詳)の女房なりといふ。○供なりける藏人 新拾遺集によれば、經尹とあり。經尹は、伊賀守懷經の子。藏人は、殿上に近侍して、秘密の文書、及び諸の訴訟、近習宣傳のことを掌る。職原抄に「五位藏人三人、五位殿上人中、名家譜第、殊撰ニ其器用ニ所補也、六位藏人四人、重代諸大夫中、不ニ放埒、有ニ器量ニ之輩補ニ之云々」とあり。○車よせ 殿舎に、牛車を寄せて昇降する所。貞丈雜記(十四)に「妻戸の前にあり。上に屋根をして、下は石鋪なり。貴人こし車をよせらるゝ所なり」とあり。○左右なく 左右ハ、とかくの音便。こゝはためらはずの意。○物かはと云々の歌 新拾遺集(離別)に「都うつりの比、後徳大寺左大臣、太皇太后宮に参りて、女房の中にて、夜もすがら月を見て、物語などして、曉かへりける時、小侍従おくりて出で侍りけるに、供にありて申しける。藤原經尹」と詞書していでたり。四の句、佐本狩本に「けさしもいかに」とあり。さ

て此の歌は、嘗て小侍従が。後徳大寺左大臣を待ちわびて「わかぬ別れの鳥は物かは」とよみしとあるより、思ひつきたるなり。其の歌のと、並びにこの人を侍宵の小侍従といへるわけり、第四十七段に註す。○知る所 知行所、すなはち領地をいふ。○伊勢大輔が墨するはとに云々 袋草子(三)に「伊勢大輔、上東門院ノ中宮ト申ストキ、初メテ參レリ。輔親ノ娘ナリ。歌ヨムラント、心ニクク思食之間ニ、八重櫻ヲ或人奉ル。御堂(道長) 御前ニマシマス之時、件ノ花ノ枝ヲ、大輔ガ許ヘサシツカハシテ、御硯ノ上ニ橙紙ヲ置キ、同ツクサシツカハシタルニ、人々目ヲツケテ、イカハ申スト見アヘルニ、トバカリアリテ、硯ヒキヨセテ、墨ヲトリテ、靜ニオシスリテ、歌ヲカキテ之ヲ奉ル。御堂トリテ御覽ズルニ、キヨゲニカキタリ」「いにしへの奈良の都の八重櫻、けふ九重に、ほひぬるかな」殿ヲハシメ奉リテ、萬人感歎シ、宮中鼓助ス云々」とあり。また宇治大納言物語にも出で、それには「奈良より年に一度、八重ざくらを折りて奉るを云々」と見ゆ。伊勢大輔は、伊勢祭主大中臣輔親の女。上東門院の女房なり。さて九重とは、内裏をいふ。漢土にては、九天に擬して、天子九門といへり。玉簪に「天子之門有九、所謂關門、遠郊門、近郊門、城門、臯門、庫門、雉門、應門、路門、象天有九重」とあり。○一間をいざりいづる間に云々 俊頼口傳(下)に「道信中將、山吹の花を以て、上の御局といふ所を過ぎければ、女房達をこぼれて「さるめでたき物もちて、たいにすぐるやうやある」と云ひければ、もとよりまうけたりけむ「くちなしにちしはやちしは染めてけり」といひて、さし入れたりければ、若き人々、なとらざりければ、伊勢大輔がさぶらひけるに「あれどれ」と宮の仰せられければ、一間のほをいざる程に、思ひよりて「こはなもいはぬ花の色かな」とぞつけたりける。これをさこしめして「大輔なかりせば、耻ぢがましかりけるとかな」とぞ仰せられける」と見えたり。

な」とぞつけたりける。これをさこしめして「大輔なかりせば、耻ぢがましかりけるとかな」とぞ仰せられける」と見えたり。

一九

武正といふ舍人の、かなきうあける子の煩ふ事ありて、麝香を求めけるに、善さを尋ね得ざりければ、こかく思ひまはあけれど、さるべき人々も、心のそこさばかりにこそは、これとははかられて、色に出でざりけり。思ひかねて、侍従大納言行成ばかりこそ優の人にてればすれ。さりこもと思ひて、かこに参りて、中門の方にたすみて見入れたれば、ここのほかに古くかみさびたる家の、寢殿のすみ所々破れたるに、空たきの香、心にくよかほりて、まここに優なり。こばかりありて、扇うちならして、はしがくこのまにすよむ「何事にきたられたるぞ」と問ひ給ひければ、「おかくの事の侍るなり」と聞こえけり。まづ世の中の物語など給ひける程に、みすの破れより見ければ、白き衣に、赤き袴き給ひて、うやえほとあてぞ居給ひたりける。出でなんこあける時、紫の七重うすやうに、薬づよみねれとつよみて、なけいたされたりし、心にあみて、優に覺えとこぞかたり侍りける。

〔考異〕 ○武正 佐本辨本に武正とあり ○色に出で 佐本辨本にいひ出でとあり ○寢殿のすみ 佐本辨本に寢殿のすみとあり ○はしがくこの間にすよむ 佐本辨本にはしがくこの間に近くめしてとあり ○まかくの事の侍るなり 佐本辨本にまかくの事

なんざあり○うやばし 佐本狩本にばしとあり○七重海やう 佐本狩本にうすやうとあり○薬づゝみ云々の十九字 舊本に薬づゝみにして投げいだされたりとあり佐本に投げの二字なくて他は舊本に同じ又狩本に薬づゝみおし出だされたりとあり

〔解釋〕 ○武正といふ舍人 武正は、法性寺番長、白河院御隨身武忠の子。舍人は、宮中の近侍雜使の官。攝關以下、人臣にも賜はれば具す。大舍人、内舍人、小舍人等の稱あり。○かなしうしける子 かなしうは、いとほしうの意。大切にいたはる子をいふ。源氏に「かなしうしける妻子」など見ゆたり。○麝香 麝といふ獸より出づる香の名。常に薬用とし、又香料として珍重す。此の獸は、アジヤ中部の山中にすむ。麝に似て、長さ三尺許ありといふ。○さるべき人々も云々 さるべきは、可然の義。さばかりは、然許の義。この意は、然るべき貴き人々も、其の心の中に立ち入りて見れば、さ程なさけもわらじかしと、推し測られてとなり。○さりともと思ひて さりともい、然ありとも義。然れども、我が願ひのかなふともあらんかと思ひてとなり。○侍従大納言 行成をさす。一條攝政太政大臣伊尹の孫、右近衛少將義孝の子。さて狩本には傍註して、成通とあり。成通は、權大納言宗通の子。○神さびたる 古びて、奇しくすさむ状。○寢殿 正殿をいふ。當時貴人の邸宅には、中央に寢殿ありて、その左右又は後に、對屋といふあり。寢殿の母屋ともいひて、主人の居住する所。對屋は末屋にて、家族の居住する所なり。寢殿のつくり方は、家屋雜考に「凡そ七間四方を常法とす。舊説に、其の制一丈を以て一間とし、柱を立て、之れを大間といふ。丸柱總板敷にて、屋上は檜皮葺にて、四方ふき卸しなり。これを四阿造といふといへり」とあり。なほ同書に、委しく其のつくり方、及び圖をも載せたり。○はしがくしのま 階隠の廂

の通りにて、廂の正中をいふ。階を昇り簀子をへて、廂に入る所なり。さて階がくしは、寢殿の正面にあり。貞丈雜記(十四)に「是は御殿の前に、柱を二本たて、上に屋根をふき出したるをいふ。階の雨にぬれぬ様、屋根にてはしを隠す心なり」とあり。○うやばし 烏帽子は冠の屬。いにしへは黒き絹にて作れり。後には紙にて作り、漆にて黒く塗り固む。位階によりて、形と塗りに差別あり。立烏帽子を本義とす。其の外折烏帽子、風折烏帽子、引立烏帽子、搦烏帽子、侍烏帽子等の別あり。さてうやばしは、古今要覽に「うやえはしは、禮をキヤと訓みたれば、ウヤキヤ相通ひて、禮帽にや。恭をウヤキと訓せり。されば禮恭の意なるべし。此のうやえはしといふは、立烏帽子の事なるべきか。その故は、立烏はしは、禮を正すべき時に用ふるはばしなれば、禮帽といふ意にて、うやばしと名づけしなるべし」とあり。○紫の七重海やう 紫色なる、七重のうすやうの紙をいふ。貞丈雜記(十四)に「うすやう、あつやう、中やうなといふ紙は、皆鳥の子紙を、薄くすきたる中に、三段の品あるなり」とあり。○薬づゝみ 和訓栞に「薬包は、古くより其法あり。女御、更衣の入内の初めに、うすやう一重に、歌一首をかきて、又重ねたる海やうにて、四方に押し折りて、遣はさるゝを、薬包といふ」とあり。

一 條院御位の時、實方中將、臨時の祭の試樂に遅く参りて、かさしの花をたまたはらで、追つて舞人に加はるこて、竹の臺に進みよりて、吳竹の枝を折りてさしたりける。めでたきよし人々ほめあひけり。これより後、試樂には竹の枝をさすこ

かや。

〔考異〕 ○臨時の祭 佐本に臨時の二字なし○かざしの花をたまはらで 佐本に花を賜はらざりけるにあり○竹の臺に進みよりて 佐本に竹の臺の下によりてあり○試樂には 佐本に試樂のかざしにはあり

〔解釋〕 ○此の段は、古事談（一）によれりと見ゆ。文意全く同じ。○賢方 小一條左大臣師尹の孫、侍從定時の子。官右近衛中將陸奥守に至る。歌人なり。○臨時の祭の試樂 臨時の祭とは、賀茂の祭は、毎年四月中の酉の日にあり。この定例の祭の外に、十一月下の酉の日に、別けて祭を行はる、故に、臨時の祭といふ。こは宇多天皇の御時より始まれる由、大鏡に見えたり。試樂とは、賀茂の社にて奏すべき樂を、先づ宮中にて試みさせ給ふをいふ。その作法は、公事根源、江家次第等にくはし。○かざしの花を云々 公事根源（中）に「瀧口の戸にて舞人をめす。舞人すゝみ出づ。竹の臺の下にて、竹の枝を折りてがざしにさす云々」とあり。ひかしはかざしの花を賜はりしと、本文の如くなりしなり。○舞人 東遊の舞を仕うまつる人にて、殿上人など多く之れを勤むるなり。○竹の臺 禁秘抄に「中殿（清涼殿）東庭竹臺云々。東庭竹臺、近代木工寮役歟、天徳内匠寮作「吳竹架云々」禁秘抄に「石灰ノ間ノ前ニ、河竹ノ臺アリ。仁壽殿ノ西向ノ北方ニ、吳竹ノ臺アリ。按古傳云、爲被聞食群雀聲、被置竹臺云々」など見えたり。

二

同院、雪いこ面白く降りたりける朝、端近く出で居させ給ひて、雪御覽じけるに「香爐峰のありさまいかならん」と仰せられければ、清少納言御前に候ひけるが、

申す事はなくて、みすをおとあけたりける、世の末まで、優なる例にいひ傳へられけり。彼の香爐峰の事は、白樂天老いの後、此の山のふもこに、一つの草堂をあらめて、住みける時の詩に、

遺愛寺鐘欵枕聽。香爐峯雪撥簾看。

こあるを、帝仰せ出たされけるによりて、御簾をばあけゆるなり。彼の清少納言は、天曆の御時、梨壺の五人の歌仙の内、清原元輔の女にて、其の家の風吹き傳へたりけるうへ、心さまわりなく優れて、折につけたるふるまひ、いみじき事多かりけり。これのみならず、其の比は、源氏物語作れる紫式部、並びに赤染衛門、和泉式部、小式部内侍、小大君、伊勢大輔、出羽辨、小辨、馬内侍、高内侍、江侍従、乙侍従、新宰相、兵衛内侍、中將などいひて、やさしき女房どもあまたありけり。すべて帝の賢王にておはしける故にや、才臣智僧より始めて、道々のたぐひに至るまで、皆其の名を得たりける。中にも四納言と聞こえしは、齊信、公任、行成、俊賢なり。漢の四皓の世に仕へたらんも、此の人々には、いかゞまさらんこそ見えける。僧には、横川の慈惠大僧正、廣澤の寛朝僧正などればしけり。大内にて、五壇の御

修法つこめられけるに、慈惠は不動尊となり、寛朝は降三世と現じて、少しも本尊にかはり給はざりけり。残りの僧等はさもなかりけり。圓融院、まさしく此の事を御覽せられける、兩僧正つたはりて、此の御時の人なり。かゝりければ、帝も「我れ人を得たる事、延喜天曆にも越えたり」こそ御自讃ありける。

〔考異〕 ○朝 佐本に陸奥本に冬の朝あり ○端 佐本に陸奥本及び悦目抄にはしきあり ○申す事はなくて 端本に申すことはなくてあり ○世の末まで優なる 佐本持本及び悦目抄に今の世までもいみじきあり ○其の家の風 佐本持本端本に倭ここのは家の風あり ○高内侍 佐本になし ○乙侍従 印本になし ○大内 佐本持本に内裏あり

〔解釋〕 ○同院云々御簾をばわけゝるなり 此は悦目抄によれりと見ゆ。おは方同文なり。又枕草子(十一)には「雪いとたかく降りたるを、れいならず御格子まわらせて、すびつに火おこして、もの語などして、あつまりさぶらふに「少納言よ、かうろはうの雪はいかならん」と仰せられければ、みかうしわけさせて、みすたかくまさわけたれば、わらはせ給ふ。人々も皆さる事はしり、歌などをさへうたへど、思ひこそよらざりつれ。猶ほ此の宮の人には、さるべきなめもといふ」と見ゆて、後の宮にての御事とせり。○香爐峯のありさま云々 此は雪を御覽じて、ふと白樂天の香爐峯の詩を思ひ出でさせ給ひて、斯くの清少納言に仰せられけるなり。清少納言が、其の御意をさとり参らせて、簾を捲きわけたりける、慧性の程いとめでたし。清少納言の、一條院皇后宮の女房なり。○遺愛寺鐘云々の詩 白氏文集(十六)に「香爐峯下、新ト山居艸堂、初成、偶題東

壁「五首」と題していでたる律詩中の一聯なり。其の詩に「日高睡足猶慵起、小閣重衾不似寒、遺愛寺泉、欵枕聽、香爐峯雪撥簾看、匡廬便是逃名地、司馬仍爲送老官、心泰身寧是歸處、故鄉何獨在長安」とあり。さて本文に、遺愛寺鐘とわれど、文集及び長慶集には、何れも遺愛寺泉と出でたるゆいかにや。香爐峯は、後漢書の註に「廬山在尋陽南、東南有香爐山、其上氣氤若香烟」と見ゆ。遺愛寺は、白居易廬山草堂記に「匡廬奇秀甲天下、山北峯曰香爐、峯北寺曰遺愛寺、介峯寺間、其境勝絶」とあり。撥は掲ぐるなり。○梨壺の五人の歌仙 村上天皇の天曆五年に、勅を奉じて、禁中の梨壺に於て、後撰和歌集を撰びし、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城の五人をいふ。梨壺の、本名を昭陽舎といふ。温明殿の北、淑景舎の南にあり。舎前の坪庭に、梨の木あるを以て、かくも稱す。○元輔 下總守清原春光の子。官肥後守に至る。○紫式部 越前守爲時の女。上東門院の女房。○赤染衛門 大隅守赤染時用の女(實は平兼盛の女)。上東門院の女房。或は應司殿(道長の夫人倫子)の女房ともいふ。○和泉式部 越前守大江雅致の女。上東門院の女房。○小式部内侍 陸奥守橘道貞の女、母は和泉式部。上東門院の女房。○小大君 式部卿重明親王の御女。三條院坊の時の女藏人。○出羽辨 出羽守平秀信の女。上東門院の女房。○小辨 越前守懷尹の女。祐子内親王家の女房。○馬内侍 右馬頭源時明の女。一條院皇后宮の女房。○高内侍 高階成忠の女。○江侍従 大江匡衡の女、母は赤染衛門。○乙侍従 乙侍従の初めの名、後相模守大江公資の妻となる、因りて相模と號す。入道一品宮(資子内親王)の女房。其の父詳ならず。或は攝津守源頼光の女といふ。○新宰相 參議廣業の女。○兵衛内侍 信濃守隆信の女。

○中將 左京大夫源道雅の女。上東門院の女房。○俊賢 醍醐天皇の御孫、西宮左大臣源高明の子。官權大納言に至る。○漢の四皓の世に仕へたらん云々 漢の四皓とは、商山の四皓とて、東園公、夏黃公、角里先生、綺里季をいふ。史記（留侯世家）の註に「東園公、姓唐字宣明、居東園、夏黃公、姓崔名黃、居夏里、角里先生、姓周名術、居角里」とありて、綺里季の傳見えず。此の四人は、秦の難を避けて、商洛山中に隠れたりしが、のち漢の孝惠帝の太子たりし時、詞を卑うし、安車もて招かれしかば、來り仕へたりき。四人年皆八十餘にして、鬚眉皓白なりしかば、四皓といへりきとぞ。なほ史記に詳なり。世に仕へとは、世間に出で仕ふる意。○横川の慈惠 名は良源、姓は木津氏、近江國淺井郡の人なり。初め覺惠律師の弟子となり、又理仙に師事す。天台座主大僧正たり。諡して慈惠大師といふ。元亨釋書、東國高僧傳等に詳なり。横川は、叡山三堂の一なる楞嚴院のある所。山門三院記に「楞嚴院、三昧院、九條右大臣師輔草創也」とあり。○廣澤の寬朝 宇多天皇の御孫、式部卿敦實親王の御子なり。寬空阿闍梨に從つて密旨を受け、遍照寺に居りて、大に密學を興す。後大僧正に任せらる。世に廣澤僧正と稱す。元亨釋書、東國高僧傳等に詳なり。廣澤は、遍照寺のある所、即ち山城國葛野郡嵯峨なり。○大内 大内裏の略、内裏といふに同じ。○五壇の御修法 隆三世、軍荼利、不動、大威德、金剛夜叉の五大尊の爲めに、四方中央と、それ／＼壇を設けて、祈禱するをいふ。○慈惠は不動尊となり云々 此は今鏡（祈るゑるし）に「圓融院の御時にや、横川の慈惠大僧正まゐり給へりけるに「眞言の行ひの時、行者本尊になるときは、あるべき様をするにや、又まことに佛になるとにてあるか」といはせ給ひければ「その

印を結びて、眞言をとまへ侍らんには、いかでかならぬやう侍らん」とこたへ申し給ひければ、五壇の御修法に見んかど、あはせ給ひて御覽じけるに「阿闍梨の印を結びて、定にいりたるとは見ゆれども、もとのすがたにてこそはあれ」と仰せられければ「まことに本尊になりて侍るを、御さはりものゝごらせ給ひて、御功德もかさならせはしましなば、御覽せさせ給ふことも、ねはしましな」と申し給ひけるに、度々かさなりて、御らんじければ、大僧正不動尊の形、本尊と同じやうになりて、けしやきて居給ひたりける、ひろ澤の僧正も、また隆三世になり給ひたりけるが、程なくれいの人になり、又佛になりなせし給ひけり」と見たり。○我れ人を得たると云々 寶物集（五）に、親王には、後中書王（具平親王）、大臣に、左相府（道長）、儀同三司（伊周）、九卿には云々、雲客には云々、と一々その名をあげたり。煩はしければひかず。

まことや此の御時、一つの不思議ありける。上東門院彰子の御方の御帳の内に、犬乃子をうみたりける、れもひがけず、有りがたき事なりければ、大に驚かせ給ひて、江匡衡江ノナカといふ博士にこはれければ「是れめでたき御吉事なり。犬の字は、大の字のそばに點をつけたり。其の點を上につけば天なり。下につけば太なり。其の下に子の字をかきつゞくれば、天子とも、太子ともよまるべし。かゝれば太子生れさせ給ひて、天子にいたらせ給ふべし」とぞ申しける。そのゝちはたして、皇子御誕生

ありて、ほどなく位に即き給ふ。後一條天皇これなり。匡衡、風月の才にこめるのみならず、かゝる心ばせども深かりけり。同帝生れさせ給ふさま、上東門院、事の外になやませ給ひければ、御堂道長の入道殿さわがせ給ひて、御前より御障子をあけて、走り出でさせ給ひて「こはいかゞすべし、御誦經ブキヤウなど重ねてすべしなり」と仰せられける間、御詞いまた終はらざるに、勘解由相公有國卿、いまた若かりけるこき、申していはく「御産は、既になり候ひぬるなり。重ねて御誦經に及ぶべからず」と申すほどに、女房はとり参りて「御産すでに成りぬ」と申しけり。事落居の後、有國をめぐりて「いかにして、御産成りぬこはありけるぞ」といふはせ給ふに「障子は、子をさふるこ書きて候ふに、ひろくあきて候ひつれば、御産なりぬこは存じ候ひつるなり」と申しけり。

〔老異〕 ○是れめでたき 佐木狩本に答へて申しけるは是は日出度とあり○いたらせ給ふべし 佐木狩本にいたらせ給ふべき瑞相なりとあり ○なやませ給ひければ 佐木狩本に御煩ひありしかばとあり○子をさふる 佐木狩本に子をおさふとあり古事談に子を降ふとあり

〔解釋〕 ○上東門院の御帳の内に犬の子を云々 此は江談抄(二)に「上東門院爲一條院女御之時、帳中犬子、不慮之外ニ入テアルヲ、大ニ奇ク恐テ、被レ申ニ入道殿(道長)、入道殿召ニ匡衡、密々令

レ語ニ此事ニ給。匡衡申云「極御慶賀也」ト申ニ、入道殿「何故哉」ト被レ仰ニ、匡衡申云「皇子可下令ニ出來給上之徴也。犬字ハ、是点ヲ大字ノ下ニ付レバ太子也。上ニ付レバ天子也。以レ之謂レ之、皇子可下出來給立ニ太子、次至ニ天子ニ給上歟」ト、入道殿大令レ感給之間、有ニ御懷妊ニ令レ奉レ産ニ後朱雀院天皇也。此事秘事也、退席之後、匡衡私令レ勘解由字、令レ傳家也」とあるによれりと見ゆ。さて江談抄に、後朱雀天皇とあるを、本文に後一條天皇とせるはいかにや。上東門院の御在所は。即ち東北院なり。前出東北院の註を見よ。御帳とは、寢殿の内に帳臺構として、一かまへあり。三内口訣に「主人常住の所なり」と見ゆ。四方に帳を垂る、故に、この名あり。類聚雜要抄に圖をのせたり。○江匡衡といふ博士 匡衡は、左京大夫大江重光の子。官文章博士、式部權大輔等に至る。博士は、もと官名なり。いにしへは大學寮に、紀傳博士(文章博士)、明經博士、明法博士、算道博士あり。又音博士あり。陰陽寮に、陰陽博士、曆博士、天文博士、漏刻博士等あり。皆其の道々の教官なり。後にいあながち官務なくとも、碩學宿儒にいへり。○風月の才 詞歌の才をいふ。當時の詞に、才をサニとて、學才のことにいへり。○同帝生れさせ給ふ時云々申しけり 此は古事談(一)によれりと見ゆ。文意全く同じ。○御堂の入道殿 道長をさす。東三條攝政、太政大臣兼家の子。御堂關白、又は法成寺關白とも稱す。道長の第京極殿は、其の東に法成寺あるを以てなり。入道とは、出家して佛道に入るをいふ。書言字考に「入道、本朝剃髮者自稱、言入ニ道心ニ之義」とあり。○御障子 障子は、室内にて、物の隔てに立つるもの、稱。襖障子、衝立障子、明障子等の別あり。○御誦經 誦經とは、僧に讀經せしむること。○勘解由相公有國 太宰少貳輔道の子。道長の父、

兼家の時の家司なり。勘解由は官名にて、解由狀の事實を勘ふることを掌る。相公とは宰相をいふ。參議の唐名なり。即ち參議にて、其の長官を兼ねたるなり。○落居 落着といはんが如し。○子をさふる さふは和訓栞に「萬葉に際をよめり。ハル反フなり」とあり。

抑、匡衡四代に當りて、中納言匡房イナフサといふ人ありけり。帥になりて後は、江帥イソノこそ申しける。才智先祖をつげり。宇治關白宇治、平等院を建立の時、地形の事などおめし合はせられたために、土御門師房右府を相伴はせ給ひけるに、大門の四足、北向ならでは其の便なし「大門の北向なる寺やある」と問はせ給ひければ、右府ればえざるよと、答へ申されけり。但し匡房卿は、いまた無官にて、江の冠者にてありけるを、車の尻にのせて、具せられたりけるを「かれこそかゝる事は、うるせく覺て候へ」さて、めと出たしてこはれければ、申していはく「天竺には那蘭陀寺、戒賢論師の住所。震旦には西明寺、圓測法師の道場。日本には六波羅密寺、空也上人の建立。みなこれ北向なり」とぞ申しける。宇治殿殊に御感ありけり。

〔解釋〕 ○この段は、古事談(五)によれりと見ゆ。文意全くねなじ。○匡房 大江成衡の子。江家次第、江談抄、江記等の著者なり。さて成衡は舉周の子、舉周は匡衡の子なれば、匡衡よりは四代目に當れり。○江帥 匡房、太宰權帥となりしゆゑまかいふ。職原抄に「權帥、納言以上、若前官任之、

中古以來例、於正帥者、擬親王官、承府務一人、任權也、或又任正、依時宜歟、爲大臣之人、左遷之時、任權帥、然而不可知府務也」とあり。○宇治關白平等院を云々 宇治關白とは、賴通をさす。御堂關白道長の子。平等院は、山城國久世郡宇治町の東北にあり。佛殿を鳳凰堂と云ふ。永承七年、賴通造立の由、扶桑畧記にも見えたり。○土御門右府 師房をさす。村上天皇の御孫、式部卿具平親王の御子。右府は、右大臣の唐名なり。○大門の四足 四足門の足をいふ。大門は、寺の總門なり。さて四足門とは、扉の付きたる柱の前後に、柱添とて、別に四本の柱を立つるなり。家屋雜考に「大臣以上の御家々ならずはなき事の由、海人藻芥に見て、其造方も、さまざま精粗あり」と見ゆ。○江の冠者 冠者とは、はじめて元服したるばかりの少年を云ふ。○天竺に那蘭陀寺云々 この寺の南、菴沒羅園中に池あり。其の池に住む龍の名を那蘭陀といふ。その池の傍に伽藍を建つ。故にまか名づくことぞ。戒嚴論師は、那蘭陀寺の長老にして、玄奘三藏(唐の太宗の時の人)の師なり。梵語尸羅跋陀羅、唐譯して戒嚴といふ。西域記に「唐言戒嚴、唐玄奘三藏、親承經論」とあり。○震旦に西明寺云々 震旦とは、印度の人の支那を稱する語。西明寺は京師にあり。唐の圓測法師の住持せし寺なり。宋高僧傳(四)に「釋圓測者、未詳氏族也、自幼時、明敏、慧解縱橫、從三藏法師受法、追高宗之末、天后之初、應義解之選、入譯經館、衆皆挹推、及翻大乘顯識等經、測充證義、所著唯識疏鈔、天下分行焉」と見ゆ。道場とは、僧侶の心を靜にして、佛道を修する所。釋氏要覽に「肇云、開院修道之處、謂之道場、隋煬帝、勅遍改僧居、名道場」とあり。○日本に六波羅密寺云々 元亨釋書(十四)に「釋光勝爲沙彌時、自稱空也、天曆

二年、上天台山、從三座主延昌_ニ得度、五年京畿疫、死屍相枕也憐_レ之、自刻三十一面大悲像_ニ祈_レ之、像成疫止、其長一丈、於_ニ洛東_ニ勸_ニ四衆_ニ、創_ニ一藍_ニ號_ニ六波羅密寺_ニ、奉_ニ安像_ニ焉也_ト見ゆ。六波羅密寺は、山城名勝志に「在_ニ五條南_ニ、鴨川東_ニ云々_ト」とあり。空也上人は、醍醐天皇の皇子なり。

江帥は、まためでたき相人_{ナリ}なりけり。清隆卿、因幡守のとき、院の御使として來れり。帥、持佛堂に入りて、念誦_ヲの間なりければ、御使を縁にすゑて、あかり障子をへたてよこしに謁す。清隆卿、御使なり。奇恠の事かな、ごおもひながら、數刻問答して歸參のとき、障子をほそめにあけて、よひかへして「後、官は正二位中納言、命は六十六ぞ」といふ。果して詞のごとく。又勅詔により、法華八軸を、一夜の中に暗誦せられたりけり。たゞ人にはあらざりけるにや。唐の後、あしき瘡_{カサ}出來給ひて、其の國の醫師、力及ばざりければ、日本に、雅忠といふいみじきくすしありと傳へ聞きて、これを渡さるべきよし、唐の帝より申されくり給へりけるに、やりやらすの事、公卿のさためありけり。人々の申すやう、こころづくにて定りえざりけるに、帥民部卿經信卿、ごばかりまたれて參りて、事の次第聞きて「唐の後の死なん、日本に何かくるぞ」といふ。たゞ一言いはれたりければ、此の意見につきて、わたさるまじきに定りにけり。さて其の返牒は、匡房うけたまはりてぞ書れける。

雙魚難達鳳池之浪、扁鵲豈入鷄林之雲

此の句をば、和漢共にはめあへりけることぞ。昔反正天皇かくれ給ひて後、御弟の允恭天皇、いまた皇子におはしましける時、ひさしく篤疾に沈み給へりけれども、群臣強ちにすゝめ申すによりて、位に即き給ひにけり。そのうち使を新羅につかはして、彼國の醫師をむかへよせて、御病をつくろはせらるゝに、程なく癒え給ひにければ、殊に賞と給ひて、本國へ返とやられにけり。その例をさしよびて、異國よりも申されくりけるにや。

〔考異〕 ○篤疾 印本に舊疾とあり ○彼國の醫師 佐木抄本に彼國の名醫とあり

〔解釋〕 ○江帥は云々果して詞の如し 此は古事談(六)によれりと見ゆ。文意まつたくなじ。○相人 人相を見る人。○清隆 因幡守隆時の子。官中納言に至る。○院の御使 院とは、白河鳥羽兩院のうちなるべし。○持佛堂 護持の佛像を安置する室の名。○念誦 念佛と誦經とをいふ。○あかり障子 今略して、専ら障子とのみいふ。○法華八軸 法華經八卷をいふ。○唐の後云々はめあへりけるとぞ 此は續古事談(二)、古今著聞集(四)等にもいでたり。文意は同一。但し唐の後は、續古事談に高麗の王とあり。唐とは、こゝにては高麗をいふ。古へは支那朝鮮を呼んで、ひろくもろこしといへり。瘡とは、腫物となるべし。○雅忠といふいみじきくすし 雅忠は、典藥頭丹波忠明の子。官典藥頭に至る。其の名醫なりし由は、今鏡(かしこき道々)にも見ゆたり。

○經信 權中納言源道方の子。官大納言に至る。○雙魚云々の文 江談抄(六)に「自高麗申醫師返牒云、雙魚猶難、遠風池之浪、扁鵲何得入雞林之雲、是則承曆四年事也、其後赴鎮西之日、宋朝賈八云、宋天子有鍾愛賞翫之句、以百金換一篇之句也」とあり。又續古事談に「彼國ノ商人參リケルニ、此句ヲ紳ニ書シテコソ來リタリケレ。人毎ニカクカキテ、モタルトナンイヒケル」とあり。其の秀句なることを知るべし。但し右江談抄に出でたるは、文字のつかひ様、本文と違へり。さて二句の心は、來書の趣きは、朝廷へ進達し難ま。されば賢師の、貴國へ差し向けがたしとなり。雙魚は雙鯉に同じ。書簡のとなり。とは古樂府に「客從遠方來、饋我雙鯉魚、呼童烹鯉魚、中有尺素書、長跪讀尺素、書中竟何如云々」とあり。又藝文類聚に「呂望年七十、釣於渭渚、得鯉、剖腹得書、曰、呂望封于齊」とあるにて心得べし。風池とは、鳳凰池をいふ。漢土の禁中にあり。文選(十五)の注に「風池、中書省也」と見ゆ。中書省の所在は、禁地に近きが故に、まかいへりぞ。中書省は、本朝の中務省に當れり。扁鵲は、勃海鄭の人、少き時、神人長桑君の禁方書を受け、後天下の名醫となれり。史記(列傳)に詳なり。こゝは雅忠にたとへていふ。雞林は、もと新羅の別名。この比は代わらたまりて、高麗となりたれども、通じていへり。新羅を雞林と云ふ故は、東國通鑑(二)に「新羅王夜聞金城西、始林間有雞聲、遣人視之、有金色小楨掛樹梢、白雞鳴於下、聞之、有小男兒在、其中、名閼智、以其出於金嶺、姓金氏、有雞怪、改始林名雞林、因以為國號」とあるにて知るべし。○允恭天皇皇子にねはしましける時云々 此は古事記に「天皇初為將所、知天泄日嗣之時、天皇辭而詔云、我者有長病、不得所、知日繼、然大后始而諸卿等、因堅奏、而乃治天下、此時新良國主、貢進御調八十一艘、爾御調之大使、名云金波鎮、漢紀武、此人深知藥方、故治差帝皇之御病」とあり。また日本紀に「皇子曰、我不天、久離篤疾、不能步行、且我既欲除病、獨非奏言、而密被身治病、猶勿差云々」とあれば、御足の病なりしなり。

三

野宮の歌合の判者は、源順なりけり。女房をあまたかたせければ、男の方より、霜枯の翁草は名のれども、女郎花にはなほなびさけり。こなんいひたりける。これは

花色如蒸粟。俗呼爲女郎。聞名戲欲契。偕老恐惡衰翁首似霜。

こ順がかけるによりて、かくよめるにや、いと面白。同じ難なれども、やさしくれほゆかし。粟を蒸す事は、いかにかき聞きつかぬやうにれほゆるに、魏文帝與鍾大理書の詞にいはいはく、

美玉。白如截肪。黑譬純漆。赤擬雞冠。黃侔蒸粟。

こあるをみるにこそ、さる事ありけり。こおほえていみじけれ。すべて歌の判は、其の才學はさる事にて、品高く、世にも重くせらるゝ人のすべきなり。こぞ。俊頼朝臣は「十徳なからん人は、判者には能はず」とぞかゝれける。源中納言國信卿の家の歌合を、俊頼の判じたるをば、若狹阿闍梨隆源、左衛門佐基俊など、れのくゝをこ

つき、様々の事ども書き付けたりけり。かやうの事によりけるにや。これらは、世のねほえすくなく、人に用ひられぬがいたす所なり。十徳とは、世のねほえ、種姓高貴、和歌才學、口利、古歌覺等、以下の事なり。

〔考異〕 ○黄俸燕粟 諸本皆かくあり文選によれば粟は粟の誤りなり ○才學 印本に才學とあり ○か、い、れ、ける 佐本辯本にいはれけるか、い、れ、ばにやとあり ○か、や、うの事によりけるにや 悦目抄にか、や、うの事に懲りけるにやとあり

〔解釋〕 ○この段は、悦目抄によれりと見ゆ。大方同文なり。○野宮の歌合の判者は云々 和歌合畧目録に「村上皇女親子、野宮十番歌合、天録三年九月二十八日、判者和泉守源順」とあり。さて野宮とは、齋内親王の齋さし給ふ所にて、嵯峨の有栖川にあるよし、花鳥餘情に見ゆ。延喜式に「更下、城外淨野、造野宮、畢、八月上旬、卜定吉日、臨河祓禊、即入野宮、自遷入日、至明年八月、齋於此宮、九月上旬、卜定吉日、臨河祓禊、參入伊勢齋宮」とあるこれなり。此の時の野宮は、和歌合畧目録によれば、規子内親王を申す。(伊勢齋宮記には、規子内親王、天延三年二月二十七日卜定、貞元々年九月二十一日入野宮」とあり。貞元は、歌合のありし天録の後、天延の次ぎの年號にわたりて、年代あはず。いとあはづかなし) 歌合とは、歌人を左右に分ち、方人を立て、其のよめる和歌を合はせて、優劣を判定すると。判者とは、その判定する人をいふ。○源順 字は具璿、大納言源定の曾孫、左馬允舉の子。官民部大丞、能登守等に至る。後撰集撰者の一人。和名類聚抄等の著者。○花色云々の詩 本朝文粹(一)、和漢朗詠集(三)に「詠女郎花源順」と出てたり。さて燕粟は、何れも燕粟の寫し誤りならむ。そは下文の魏の文帝の文にも、燕粟とありて、漆栗

など韻をもふみ、且つ江談抄(五)にも、この詩を評して「或云、近日以粟爲粟、可惟之、檢文選註、木名也云々」とあるにて知るべし。されば著者が、文帝の文を引きて辯せしも、いとよく聞わたるなり。借老とは、夫婦の契りをいふ。詩經(邶風篇)に「執子之手、與子偕老」など見たり。○美玉云々の文 文選(九)魏文帝與鍾大理書に「窃見玉書稱、美玉、白如截肪云々、黃俸燕粟云々」とありて、六臣註に「截割也、肪猪脂也、譬比也、雞冠雞幘也、伴類也、栗木質、燕之、其色鮮黃也、言美玉有如此色也」と見たり。文帝名は丕、字は子桓、魏の武帝(曹操)の子。魏王たり。後位に即き、尋いて漢の禪りを受く。鍾繇字は元常。魏の大理たり。大理は官名なり。武帝漢中を征する時、文帝其の太子たり。繇が玉珎を有するを聞きて、之れを得んとし、人をして説かしむ、繇即ちこれをつたへてまつる。よりに太子此の書を與へて、厚意を謝されし由、魏容に出でたり。○十徳なからん人は云々 この事、俊賴口傳には見えず。なほ尋ぬべし。○國信 六條右大臣源顯房の子。○若狭阿閉梨隆源 若狭守通宗の子。阿閉梨は、僧の職名なり。拾芥抄(中)に「已講、内供、阿閉梨、謂之有職」とあり。なほ語の意義は、翻譯名義集にくはし。○基俊 大宮右大臣俊家の子。悦目抄、新撰朗詠集等の著者。○をこつき 鳥呼なりと笑ふと。

上東門院の御方に、琴ひく人、今まありたりけり。院、紫式部に「此の女房に、琴ひくよきはなれぬ名つけよ」と仰せごありけるに「いはこそ」とつけたりければ、殊にほめさせ給ひけり。こころのさきに、緒のあたる所をば「いはこそ」と申すに

よりて、思ひよられけり。彼の名をば、おれる人いと稀れなり。

〔考異〕 ○琴 佐本に等あり ○緒 佐本狩本に結あり

〔解釋〕 ○琴 和名抄に「日本琴、俗用倭琴二字、夜萬止古止」とあり。又わごん、東琴などともいへり。河海抄に「伊弉諾冊尊御時、令作給云々」とあり。本邦樂器の最たるものなり。形箏に似て小く、六絃あり。休源抄に「長六尺二寸、又云、五尺、表五徳也、廣六寸、表三六合、絃柱有六、表六律呂也」とあり。夜鶴庭訓抄には「大六尺三寸、中六尺、下五尺八寸」とも見ゆたり。○今まゐり 新に、宮仕にまゐりたるをいふ。○いはこす 岩越の義。樂家録に「是柱之頭、作溝乘絃之處也」休源抄に「柱ノ糸ヲノスル所、岩コスト云。是ハ他人不知、可秘事ナリ」とあり。又八雲御抄にいでたるも、意これに同じ。

二四

京極大殿師實の御時、白河院、宇治に御幸ありけり。餘興盡きざるによりて、今一日御逗留あるべきよしを申さるゝを「明日還御あらば、花落は、宇治より北にあたりて、日ふさがりの憚りあり。このためいかゞ」といふに、殿下御遺恨ふかき所に、行家朝臣申していはく「宇治は、都の南にはあらず、喜撰が歌にいはく、

わが庵は都のたつみをかぞすむ、よをうち山三人はいふなり。

こよめり。おかれは何のはかりかあらん」と申されけり。此のむねを奏聞ありければ、其の日、還御のびにけり。殿下御感あり。人また美談とす。

〔解釋〕 ○此の段は、袋草子(三)によれりと見ゆ。文意全くねなじ。○京極大殿 師實をさす。宇治關白頼通の子。官攝政、關白、太政大臣に至る。○宇治に御幸あり 師實、宇治に別業あり。そこへ院の御幸ありしなり。御幸とは、上皇のみゆきをいふ。禁中名目抄に「主上の行幸と區別せんため、御幸と書きわけて、音讀するなり」と見えたり。○日ふさがり 日塞りの義。天一神、太白神などのある方に向ひて、ゆくを思ひなり。前の方違の解を見合はすべし。○行家 讃岐守家經の子。官文章博士、彈正大弼等に至る。○わが庵は云々の歌 古今集(雜下)に「題しらす。喜撰法師」といでたり。

二五

妙音院師長入道太政大臣、土佐より歸洛の時、按察使資賢卿参りて、言談のついでに「さても何事か候ひけん」と申されければ、その御返事はなくて「韓康獨往之樓」詠じ出で給ひたりければ、按察使涙を落してぞ出でられける。そ乃比大臣、院参せられたりけるに「琵琶ひさしく聞かず、ゆかしくこそ」とて、琵琶をたまはらせければ、たまひて、先づ賀王恩といふ樂をひき、次ぎに還城樂をひき給へりける。心はせいみじかりけり。又彼の資賢卿、配所より歸りたりける比、法皇後白河今様をすゝめ仰せられけるに「信濃にありし木曾路川」こうたはれたりけるに、御感ありけり。

信濃にあんなるこそいひならはしたるを、見たるやうにうたひなされたる、誠に
いみじかりけり。

〔解釋〕 ○妙音院入道土佐より歸洛の時云々 此は古事談(六)に據れりと見ゆ。又体源抄にも引け
り。妙音院云々とは、師長をさす。宇治左大臣頼長の子。保元の亂に、父頼長の罪によりて、土佐へ
流されしなり。保元物語(二)、源平盛衰記(十二)等に詳なり。其の赦還せられしは、長寛二年にあ
り。○按察使資賢 宮内卿源有賢の子。按察使は、三字にてアセチとよむ。使の字なくとも同じ。元
正天皇の養老年間に置かれし官にて、もと地方官の才能功績を檢察して、朝廷に報告するを職と
す。故に地方官の中にて、最も事務に堪へたるものを撰びて、その近隣數國の按察使とせられしが、
稱徳天皇以後は、陸奥出羽にのみ置かる。それも後には、有名無實となりて、大納言の兼任にて、
實務なきに至れり。○韓康獨徃之棲 「韓康獨徃之棲、花藥如舊。范蠡扁舟之泊、烟波惟新」此は大
江澄明が、辨山水策文中の句なり。本朝文粹(三)にいでたり。韓康字は伯休、後漢の人なり。仙道
を得て山に入り、藥を取りて、長安の市に賣りける山、後漢書(逸民傳)に見ゆ。獨徃之棲とい、山住
みの心。花藥如舊とい、其の人の去りて、今ありとも見ぬねど、藥ばかりの、昔にかはらずありと
の意。さて本文のこゝろは、この身も韓康の如く、世を避けて、山中にかくれ居たれば、世の中の
事は、何事も知らずとなり。○琵琶久しく聞かず云々 今鏡(かざり太刀)に「琵琶はすべて上手
にて、おはしますとぞ聞かえ給ふ。都わかれて、土佐國へおはしけるに(中略)かくて年へて後、

歸りのばり給へるに、二條の帝(体源抄には、後白河法皇とあり)琵琶を好ませ給ひて、召しければ、
參らせ給ひて、賀王恩といふ樂をひき給ひける、と傳へうけ給はる」とあり。又源平盛衰記(十
二)に「此大臣歸洛ノ後御參内アリ。御前ニテ琵琶を調べ給ヒケレバ、月卿雲客、イカナル秘曲ヲカ
彈シ給ハンズラント思ハレケルニ、珍シカラズ、遠城樂ヲテ彈ヲ給フ、人皆思ハズニ思ヘリケリ。
サレドモ大臣ノ御心ニハ、遠城樂トハ、都ニ歸リテ樂ムト云フヨミアレバ、昨日ハ東關ノ外ニ遷
サレ、草庵ニ傾キ住居ナリシカドモ、今日ハ北關ノ内ニ仕ヘテ、槐門ニ樂ミ榮エテ御座シケレバ、
此曲ヲ奏シ給フモ理ナリ」と出でたり。されば初めに賀王恩をひき給へるも、皇恩を賀ふとの心
なるべし。さて琵琶は四絃なり。和名抄に「琵琶、本出於胡也、馬上鼓之、一云、魏武造之、今之
所用是也」琵琶錄に「以手前曰琵琶、引手却曰瑟、因以為名」風俗通に「琵琶、長三尺五寸、法
天地人與五行也、四絃象四時也」など見ゆ。仁明天皇の御時、藤原貞敏が、唐土よりこれを傳
へたること、第十篇に詳しく註す。○賀王恩 樂曲の名、乞食調なり。禮樂志に「一作感王恩、
唐樂也、新樂、中曲」とあり。体源抄に「唐の楊州の陳宗肅の作。或は嵯峨天皇の御時、大石峯良の作
なりともいふ。皇恩をいはふ心なり」と見えたり。○遠城樂 これも乞食調なり。禮樂志に「一
名還京樂、又見蛇樂、唐樂也、或云、西國人好食蛇、得蛇而喜躍、寫其体作舞、故名見蛇樂、大神
晴遠、世傳爲秘曲云、古樂、中曲、舞者一人」とあり。体源抄に「作者詳ならず」と見えたり。○資賢
卿配所より歸りたりける比云々 資賢は、後白河法皇の親臣にて、今様の名人なりしが、高倉天
皇の治承三年に、事に坐して、平清盛の爲めに丹波に流されしなり。其の赦還せられしは、治承四

年にあり。さてこは源平盛衰記(十二)に「資賢卿ハ、彼ノ大江山生野ノ道ヲ越エ過ギテ、丹波國村雲トイフ所ニテ、暫クサスラヒ給ヒケル。後ニハ召返サレテ、信濃國與郡へ流サレ給ヒケリ。此ノ資賢卿ハ、今様ノ上手ニテ、院(後白河)ノ近習者、當時ノ寵臣ニテ御座シケレバ、法皇諸事内外ナク、被ニ仰合ケルニ依テ、入道(清盛)殊ニアマレケルトカヤ」とあり。平家物語(七)に「其後程ナク、内侍所ノ御神樂ノ爲メニ、資賢メシ返サレ給ヒケリ。サテカノ入浴ノ夜、院ノ御所へ參ラレケレバ「イッシカウタコソ聞エタリケレ」ト仰セノアリケルニ「シナノニアナルキンデ川、キミニ思ヒノフカ、リシ」トイフ歌ヲ、マサシクミルナレトテ「信濃ニアリシ木曾路川」ト歌ヒ給ヒケレバ、コトニ寂感アリケルトカヤ」と見ゆたり。○今様 歌舞音樂略史(上)に「元來今めかしき様(當世風といはんが如し)をいふ詞なるにより、中比の世に、新しく時につけたる歌を、今様歌とはいひしなり。大抵七五七五とつゞけて、四句四拍子にうたふ。此のころ、専ら遊宴の席に行はれ、遊女、白拍子等に、堪能の者ありし事、物語どもに見ゆたり」とあり。○信濃にあんなるとぞいひならはしたるを云々 「信濃にあんなる木曾路川、君にかもひの深ければ、汀に袖をぬらしつゝ、ならぬ瀬にこそすゝぎつれ」この歌、体源抄に出でたり。木曾路川は、木曾川のことなるべし。源を信濃國筑摩郡小木曾の山中に發し、西流して、美濃伊勢を経て海に注ぐ。

二六

成範民部卿事ありて後めしかへされて、内裡に參られたりけるに、むかしは女房の入立にてありし人の、今はさしもなかりければ、女房の中より、昔を思ひ出

で、

雲の上はありと昔にかはらねと、見と玉たれの内やゆかしき。

重盛

こよみて出たしたりけるを、返事せんこて、燈爐のまはによりけるほどに、小松のれぎの參り給ひければ、急ぎたちのくこて、ころろの火のかきあけの木のはしにて、やもじをけちて、そばにぞ文字ばかりをかきて、みすの内へさし入れて出でられにけり。女房取りてみるに、文字一つにて、かへしをせられたりける、有りがたかりけり。

〔考異〕 ○急ぎ 佐本狩本に恐れてこあり ○ころろの火の 佐本に火の、二字なし

〔解釋〕 ○成範民部卿事ありて後云々 成範は、少納言通憲(信西入道)の子。平治の亂に、父通憲の罪によりて、下野へ流されしなり。○女房の入立 入立とは出入する意。即ち許しをうけて籠中に入り、女房たちと同座すること。成範は、そのかみ勤務上などにて、さる事をゆりたる身分なりしなり。○燈爐 又燈樓とも、燈籠とも書けり。あかしをともす具。嬉遊笑覽(十)に「燈籠は、古へ常に用ひたり。下に置くとはなく、上にかくる料の物なり」とあり。又狩谷掖齋の説には「燈樓は、其形方にして屋あり。木にて作りて、樓の如くなればいひ。燈籠は、竹にて造れるをいひ。燈爐は、油をうくるものにて、三物各々異なり」とあれどいかや。蓋し爐は借字なる

べし。禁秘抄(清涼殿の條)に「毎間有燈樓」などある樓も、同じく借字なり。雅亮裝束抄には「どうろ」とあり。燈ろの本字詳ならぬにや。なほ燈籠とかくも、假借なるべし。○小松のれど、重盛をさす。太政大臣平清盛の子。官内大臣に至る。小松殿は、重盛の居邸にて、洛東六波羅にあり。れどは大殿の義。大臣といふに同じ。○かきあげの木 燈心をかきたつる棒。

二七

重盛
小松内府、賀茂祭見んこて、車四五輛ばかりにて、一條の大路に出でたまへりけり。物見車たちならびて、すさまじくなりけるに、いかなる車かのけられんずらんこ、人々目をすましたる所に、ある便宜ビシヤの所なる車どもを、引き出たけけるを見れば、みな人ものらぬ車なりけり。かねて見所をこりて、人を煩はさじのために、むな車むなぐるまを五輛たてられたりけるなり。そのころの内府のさらにては、いかなる車なりとも、あらそひがたくこそありけりとも、六條の御息所ミヤノスミヨロのふるき例を、よくなくとやればえ給ひけん、さやうの心はせ情ふかし。

〔解釋〕○小松内府 重盛を指す。内府は、内大臣の唐名。○賀茂祭 四月中の酉の日に行はる、例なり。但し四月に、酉三つあれば、中の酉の日、二つあれば、下の酉の日を用ひらる。その作法は、公事根源、江家次第等にくはし。○一條の大路 宮城の北端にあり。拾芥抄(中)に「北極、一條大路、廣十丈」と見ゆたり。○物見車 祭の行列を見んとて、乗りいづる車。○さら 綺羅の義。轉じ

て装ひ飾るとなる。こゝは重盛の權勢を云ふ。○六條の御息所のふるき例 源氏物語(葵)の略に「賀茂の祭に、齋院たせ給ふを、源氏の君も、勅詔にて御供し給ふ。源氏の本堂葵の上、俄に見物に立ちいで給へば、日たけて、御車たつべき所もなければ、源氏の北の方なれば、人々のきて通し奉る。物見車多き中に、綱代の少し古びたる二つあり。わきへおしやらんとすれど、並々の御車にあらずとて動かす。此は六條の御息所の御車なりき。遂に是非をいはず、後の方へ押しやり、車のながえもしぢも、ねしひらきければ、恥ぢがまし、見ぐるしきのみならず、つやく物もみえずなりて、かこち嘆き給ふ云々」とあるをいふ。

二八

むかし西八條の刀禰トノミなりける翁、賀茂祭の日、一條東洞院の邊に「こゝは、翁が見物せんずる所なり。人よるべからず」といふ札をかきて、あかつきよりたてたりければ、人かの翁の所爲トノミは知らず、陽成院の物御らんせんこて、たてられたる札なめりこて、人よらさりける程に、時になりて、此の翁、あさぎかみとも着、たか扇つかひて、おたりがほなるけとまいて、物を見けり。人々目をたてけり。陽成院、此の事をきこし召して、くたんの翁をめて、院司して問はせられければ「年八十になりて、見物の志更に侍らぬが、こゝと孫にて候ふ男の、内藏寮ウチゾウカサの小使にて、祭をわたり候ふが、あまりに見まほしく候ひて、たゞ見候はんには、ふみころされぬべ

くおほえて、やすく見候はん爲めに、札をはたて侍る。たゞし院の物御覽せんずるよしは、全く書かず候ふ」ご申しければ、さもある事にて、御沙汰なくてゆりにけり。これ肝ふごきわざなれども、かならう支度志えたりけるこそをかきけれ」すべて庶人の振舞は、れもらかに詞すくなにて、人をもならさず、人にもならされず、戯れをこのまゝ、おこななくさしふるまひて居たれば、心の中は志らず、よきものかなご見えて、人にも耻ぢられ、所をもおかるゝなり。かゝれども、これはなつかしく、思はごき方にはあらず。たゞみたるべき所にはみたれ、折に志たがひてたはぶれをもし、をかき事をめわらひ、人のなごりををもをらみ、友に志たがふころありて、わりなく思はれぬるは、徳多かり」ごぞ古人は申しおかれたる。

〔考異〕 刀禰 印本増本に舍人あり○翁 佐本に更あり○戯れをこのまゝおこななく 佐本増本に思をわらはず戯れをこのまゝおこななくとあり○友に志たがふころ 佐本に友にもおもしろとあり

〔解釋〕 ○この段は、今昔物語(三十一)によれりと見ゆ。大方同文なり。○西八條 清盛の第の近きあたりなるべし。清盛西八條の第は、拾芥抄(中)に「左京、八條坊門以南、八條以北、大宮以西、坊城以東」とあり。○刀禰 高き卑しきによらず、凡そ朝廷に仕ふるつかさ人の總稱。轉じては、卑下の吏より、村長里長等、すべて公事に預る程の者の稱となる。こゝは里長などの心なり。○

一條東洞院の邊 一條の大路と、東洞院通りとの、交叉の處をいふ。○あさぎかみしも あさぎとは、和訓栞に「延喜式などにいふは、淺黄なり。今いふは、淺葱色の義なり。淺緑の色をいへり」とあり。上下とは、直衣、水干、狩衣など、下の袴とをわはせていふ名。こゝは狩衣と袴と、上下同じ染色なるをいふなるべし。○たか扇つかひて 扇を高くさげてあふぐと。得意のさまをいふ。○院司 院中の諸務を取扱ふもの。拾芥抄(中)院司の條に「別當、執事、年預、判官代云々」と見え、禁中名目抄の注に「別當以下の總號なり」と見えたり。○内藏寮 いにしへ中務省に屬して、皇室の金錢、寶玉の類、及び幣帛、御服、裝束等の事をつかさどる。○祭をわたり祭の行列の中に加はりて、練りゆくをいふ。○悲しう支度しえたり 哀れにいとほしう、用意したりとなり。○なごり 波殘の義。轉じて、別れむ後に、心の残るべきとにいふ。○云々ごぞ古人は申したかれたる この語、何にいであらんつまびらかならず。なほ尋ぬべし。

〇二九

又人は用意ふかくて、出仕のごきなど、心おくれなきをよじごす。公事につきて失禮をもと、たゞうちあるふるまひにも、越度の出來ぬるは、口をしき事なり。むかし、みあれの宣旨、本院の侍従といふ二人は、みやづかへ人の中には、ならびなきをかき女房ともなりけり。そのころ兵衛佐平貞文、御子の孫にて、品もいやしからせ、かたおもめやすく、こゑけはひ、物いひなどのをかき事、人にすぐれたり。在中、平中にて、つがひて世のすまものこいはれけるが、此の侍従の君を、年比

あめくさけさうとけれども、つれなかりけり。ある時は、たま〜出であひたり
 けれども、ぬもいはずすかたねきて、身のはひかくれなどあて、すべて聞てえざり
 けるに、貞文心うく覺えて、せめてはれもひうごみぬべきたよりを、やう〜に案
 じめぐらして、ありがたきことまで、れもひよりたりけれども、いごふかく用意し
 て、つひにてよろおごりせられず、いやまさりにねほけけるごなん。色をこのむこ
 いふは、かやうのふるまひなり。平中といふは、中將にはあらず。兄弟三人ありけ
 るが、中にあたるゆゑにつけたりけるごかや。

〔考異〕 ○けはひ物いひなごの 佐本狩本にけはひもあり ○はひかくれ 佐本にはひの二字なし ○おもひうごみぬべき 佐本
 狩本におもひの三字なし

〔解釋〕 ○この段は、今昔物語（三十）、宇治拾遺物語（三）などによれりを見ゆ。それ等には、いと詳
 く出でたり。又宇治大納言物語にも見えて、大方今昔等に同じ。○越度 過失の義。古への律令
 語にて、關門に由らずして、他の路を越え度る罪より、一般に及ぼしたる調。○みわれの宣言 系傳
 詳ならず。みわれとは、御生又は御形をよめり。賀茂の齋王の御事にて。いはひ齋意といふ。宣言
 は、宣言を取次ぐ役の名。○本院の侍從 作者部類に、在原棟梁の女とあり。今昔に、其ノ時、本院ノ
 大臣（時平）ト申ス人御座シケリ。其ノ家ニ侍從ノ君トイフ、若キ女房アリケリ。形有様微妙クテ、心
 バへ可咲キ宮仕人ニテナムアリケル」と見ゆ。さて本院は、拾芥抄（中）に「中御門北、堀川東一町、

右大臣時平家」とあり。○平貞文御子の御孫にて、貞文は、右近衛中將平好風の子。尊卑分脈に
 「桓武天皇太子仲野親王、其子茂世王、其子好風、其子定文、左兵佐、從五上、延長元、五、二十七
 卒、號平中、歌人」とあり。今昔其の他にも定文とかけり。御子の孫とは、仲野親王の御末の義孫
 といふは、必ずしも子の子にはかぎらず。○在中 印本に「阿保親王の子」と傍註せり。親王の御
 子は、皇胤紹運録に「在原行平、守平、業平、仲平」とあり。在は在原氏。中は平中の例によれば、守
 平をいへるにや。○つかひて 一雙にならべらるること。○たま〜出であひたりけれども云々
 宇治大納言物語に「五月二十日の程、五月雨の比なれば、雨ふりていみじうくらき夜、今宵行き
 たらば、哀れは知りなんかしと思ひて、局にいきて童をよびて、かくなんと云はせられたれば「人々
 ねふらん、參らん」とて、やがて參りたりけれと「あはれ、へだての障子の、かきがぬかけてこ
 ん」とて、いにしまし、またござりけり」とあるにて、よく聞こえたり。○せめてはれもひうごみ
 ぬべきたよりを云々 これも宇治大納言物語に「さて後に、此の人を、いかでうきとなきと
 て、うらみなばやと思へども、露さやうの事さかすべくもなし。思ひわびてれもふやう、此の人
 かくれかしくども、はこにしたらんとは、誰も同じやうにこそあらめ（はこにしたらんとは、大便
 すること。昔の楯といふ器にて糞を受け、これを掲げ去りて、水にて洗す。此の事を司る下司の
 女を、ひすましといふ）これをさがして、見かきなどして、思ひどまりなど、これがひすましの
 妹、いかでうかいひてとりて見ん、うごましかりなんどおもひて、局をざりげなくうかいふ程
 に、ひすましのはこをつゝみていくを、いみじううれしと思ひて、はこをひきはいて見れば、ち

やうじの香のいみじうしければ、あやしうてのぞけば、海かうの色したる水、なからばかり入りたり。をよびのふとさばかりのもの、くちさばみたる、二三寸計りにて、二され三され、うちまがりていたり。木をついさして、鼻にあて、かけば、えもいはすうつくしう、めでたき香ぞしける。之れを見るにつけて、いかでもと思ふ心、いよくくるふやうにこそ思ひくるはるれ。丁子をせんとて、入れたるなりけり。今一つの物は、たき物あまつらなど、ひぢくりて掻き合はせて、大なる筆のつかに入れて、それよりまういださせたるなり。(かゝるとのありもやせんと、侍従のかくは用意し置きたるなり)此の人に、いかでか物いではやむべきぞ、と思ひけるに、病になりにけるとぞ」とあるにて、その意を心得べし。

三〇

大中臣能宣、父頼基にかたりていはく「過ぎぬるころ、入道式部卿敦實の宮の御子の日に、よろこば歌、つかうまつりて候ふ」といふ。頼基問ふていはく「いかに」といふ。

千年までかぎれる松もけふよりは、君にひかれて萬代やへん。

「世にもよこ中すなり」といふ。父頼基をばらくながめて、かたはらなる枕をとりて、能宣を打ちていはく「思はざるに昇殿をもゆりて、主上の御子の日あらば、いかなる歌をよむべきぞや。わざはひの不覺人かな。しやわかき宮の子の日に、かゝる歌よむやうやはある」といひける。能宣に於ていにけり。誠にこれまでも用意

すべき事など、あまりにやあらん。

〔考異〕 ○しやわかき宮 即本にさるこまわりの宮とあり佐本御本にまじわかれ宮とあり今悦口抄に從ひつ

〔解釋〕 ○此の段は、悦目抄、袋草子(四)等によれりと見ゆ。文意全く同じ。又清輔與義抄にも出で

たり。○能宣 官伊勢祭主に至る。後撰集撰者の一人。○頼基 肥後守輔通の子。官伊勢祭主に至る。○入道式部卿の宮 敦實親王を申す。宇多天皇の皇子。○御子の日 子の口とは、春の初めの野遊にて、野邊に帳舎を設け、槍破子を供し、和歌を詠じなすするなり。公事根源(正月の條)に「是れい、昔人々野べにいで、子の口するとして、松をひさける也云々」とあり。その故は、拾芥抄(上)に「正月子日、登_レ岳何耶、傳云、正月七日、登_レ岳遠望四方、得_レ陰陽靜氣、避_レ煩惱之術也」菅家文草(六)に「扈從雲林院、不_レ勝感嘆、聊叙_レ所觀、序曰、予亦昔聞_レ于故老、曰、上陽子日、野遊厭_レ老云々、又曰、倚_レ松樹以摩_レ腰、習_レ風霜之難_レ犯也、和_レ菜羹而啜_レ口、期_レ氣味之克調_レ也云々」とあるにて心得べし。○千年まで云々の歌 拾遺集(春)に「入道式部卿の御子の日し侍りける所に、大中臣能宣」と詞書していでたり。○わざはひの不覺人 わざはひとは、罵りていふ詞。不幸といふに同じ。大鏡(道長傳)に、某丸といひし道長の車副の詞に「この殿(伊周)は不運におはするぞかし。わざはひやくとして、いたく御車牛をうちて云々」と見えたり。不覺人とは、不覺悟の人の意。○しやわかき宮 あの年若き宮の意。しやは發語。しや頭、しや尻などともいふ。宇治拾遺物語(十二)に、紀貫之が、東國人の詞に擬して、螢をよめる戯歌に「わなてりや虫のしや尻に火のつきて、こ人玉どもねもはゆるかな」とあり。

三一
 後一條院の御時、清暑堂の御神樂に、公任卿、拍子こるべきにてありけるに、期に臨んで、齊信卿上蔭にて、公任卿の上につかれたりけるに、管絃者にあらねば、定めてよも承伏せじと思ひて、笏をさしやりて、氣色ばかりゆづるよこをせられけるに、辭する事もなくて、やがて拍子をこられける、思はずにあへなくおぼえて、始終聞くに、矢なくめでたし。事はてよ「いつより此の事は、御沙汰候ふぞ」といはれければ「公事の道にて候へさ、かたのこく用意仕れり」とぞ答へられける。いみじかりけり。定頼、朝倉うたはれけるは、此の日なり。

〔考異〕 ○御沙汰候ふ云々の四十一字 佐本に御沙汰ありけるいみじかりける事かなとめられけり。本に御沙汰ありけるいみじかりけるといふなとめられければ公事の道にて候へば方の如く用意仕れりあり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(一)によれりと見ゆ。文意全くかなじ。又体源抄にもひけり。○清暑堂の御神樂 この事、第二段に註せり。○管絃者 歌舞品目(一)に「スヘテ専ラ心ヲ絲竹管絃ニ寄セテ、堪能ナル人を斥ス詞ナリ」とあり。○笏をさしやりて云々 笏とは、笏拍子をいふ。これも第二段に註せり。この意は、笏拍子をこることを、齊信卿にゆづらんとて、謙遜のさまして、そをさし出だされしとなり。

三一
 御堂入道殿、東三條の御所を造られけるごき、有國奉行しけり。西の泉の透廊、南へ

ながくさし出でたる中ほと一問、上長押をうたざりけり。殿下御覽して「など長押はうたぬぞ。下も土にてよわきに」と仰せられければ、何ごなる申しなして止みにけり。然る間、上東門院立后の後、始めて入内し給ふ時、此の上長押あらば、其の煩ひあるべきに、御輿やすらかに出でさせ給ふ間、有國、砌に候ひけるが、少くこわづくろひしたりければ、殿下御覽じやりたるに、指をさして、上長押を見やりけり。いかにもこの儀あるべしと存じて、御輿の寸法をはからひて、上長押をうたざりける。用意深かりけり。有國は、伴大納言の後身なり。伊豆國に、かの大納言の影をこどむ。有國が容貌さられたがはず。又善男終焉のごき「當生には、必ず今一度奉公の身たらん」といへるなり。

〔解釋〕 ○御堂入道殿云々用意深かりけり 此は古事談(六)によれりと見ゆ。文意全く同じ。○東三條の御所 東三條殿をいふ。拾芥抄(中)に「東三條、重明親王家云々、二條南、町口西、南北一町、忠仁公(良房)家、大入道殿(兼家)傳領」とあり。○西の泉の透廊 泉とは泉殿とて、池の邊にあり。對の家より渡り廊にてつゞく。四方壁なし。納涼などの爲めに設くるなり。當時貴人の邸宅には、東西に泉殿、釣殿とて、必ずありたりと見ゆ。家屋雜考にくはしくいで、又圖をも載せたり。透廊とは、泉殿に通ふための廊なるべし。同書に「左右柱のみにて、勾欄あり。翠簾を垂れ

て、往來する所なり」とあり。○一間 間とは、柱と柱との間をいふ。○上長押 長押は、承塵ともいふ。鴨居の上、又敷居の下に、別に横に長く渡す材。古くは下なるを單に長押といひ、上なるを上長押といへり。○上東門院立后 立后とは、皇后又は中宮に冊立し給ふをいふ。立後の儀式は、貞觀儀式、江家次第等に詳なり。さて彰子は、長保二年二月二十五日、十三にて后に立ち給ひて、中宮と申し、山、大鏡(道長傳)に見えたり。中宮とは、近藤芳樹の職原抄別記に「一條天皇の御代より、二人の御妻ははしまして、一方をば皇后(定子)といひ、一方をば中宮(彰子)といふこと、はなりぬ云々。されどいかに濫りなる世なりとて、皇后と中宮と、一時に立て給へる例はなし。女御の中にて、すぐれてやんごとなきが、いつしか御子など出來て、れどなび給へるまゝに、皇后にわがり給へる後、又參り給ふ御方あるが、一の人の姫君などにて、殊に時めき給ふをば、女御とのみにてもさし置きがたくて、中宮とし給ふ。中宮の例、大方かくの如し云々」とあり。參考のため爰にかゝげぬ。○御輿 輿は越の義。運ぶ意といふ。御料の御輿に三種あり。鳳輦、葱花輦、御腰輿これなり。又王臣以下の乗用には、網代輿、板輿、塗輿、腰輿等の別あり。詳しくはとかず。○砌 地上に、角にして平なる石を敷き並べたる所。説文に、階礎也とあり。○有國は云々といへるなり。こは江談抄(三)によれりと見ゆ。文意全くねなほ。善男は、參議國道の子。清和天皇の御時、應天門を焼きたる罪によりて、伊豆に流さる。そは三代實錄(清和紀)、宇治拾遺物語(十)等に詳なり。○かの犬納言の影をとむ 影とは、善男の肖像をいふ。其の肖像の伊豆國にありしなり。○終焉の時 死に際といふ意。終焉とは、詩經(鄭風篇)に「ト云其吉、終焉允藏」

とあるよりいでたる語。

三三

宇治殿少年のとき、俊賢卿と花盛に、北山邊に遊覽と給ひけるに、或堂の中に、人々いらんごしけるを、俊賢卿入らずしていはく「此のほど、北の方ふさがらず、若し穢氣もこそあれ」といひて、下人を入れて見するに、中門の廊の前に車をたてたるに、死人を入れたりけり一堂の内へいりたらまじかは、觸穢ありなまじ」と自讃せられけり。

〔考異〕 ○下人 佐本に下部とあり ○中門の廊の前 佐本狩本に中門廊のつまごあり古事談に堂北ノ廊とあり ○入れたり 佐本狩本に載せたりとあり

〔解釋〕 ○此の段は、古事談(二)によれりと見ゆ。文意大かたおなじ。○北山 山城國愛宕郡にある諸山の總稱。京都の北方に位するを以て、かくよべり。○北の方ふさがらず云々 近ごろは、北の方ふさがらぬゆゑ、其の方に向つて、方違などする者もなく、行きかふ人繁きため、意外に、穢れの氣もあらんかと、懸念せられしとなり。○觸穢 拾芥抄(下)に「神祇式云、凡觸穢事(謂穢惡者、不清淨之物、鬼神所惡)應忌者、人死三十日、産七日、六畜死五日、産三日云々。凡吊喪問病、及到山作所、遭三日法事者、雖身不穢、而當日不可參入内裏。但吊喪問病、限三日忌之」とあり。

義家朝臣、陸奥前司の比、常に堀川右府の御許に參じて、圍碁をうちけり。いつも

小雑色一人ばかりを相具したりけり。太刀を持ちて、中門の内のからるさまに居たりけり。或日、寢殿にて圍碁を打つ間、犯人を追ひ入れたり。犯人刀をぬきて、南庭をはり通るを「前司義家が候ふぞ。まかりござまれ」といひけるを聞き入れず、猶ほ過ぎければ「それが候ふよといひまかせよ。やれ」といふ。其の時雑色「八幡殿のれはしますぞ。まかりござまれ」といふ。此の事を聞きて、たちまちにござまりて刀をなく。よりに雑色これをごらふ。其の間に、近邊の小家にかくおまける郎等、四五十人ばかり出で來りて、件の犯人を相具してゐてさりぬ。ひでろ一切に、かゝる武士ども人に見えざりけり。

〔考異〕 ○かくしおきたる郎等 佐本持本にかくれ居たる郎等あり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(四)によれりと見ゆ。文意全くねなじ。○義家 伊豫守源頼義の子。

官陸奥守、鎮守府將軍に至る。○陸奥前司 ささの陸奥守をいふ。中古は、解官の後も、なほ前の某官と稱する例なり。○堀川右府 頼宗をさす。御堂關白道長の子。○圍碁 博物志に「堯造圍碁、以教子丹朱、或云、舜以子商均愚、故作圍碁以教之、其法非智不能也」とあり。○小雑色 雑色とは、中間又は輿脇侍士などをいふ。藏人所の雑色とは別なり。小雑色とは、年若き雑色の意。○からぬしき 唐井敷、唐石敷など書けり。唐様に造りたる石疊にて、門の下などに敷き詰めたるもの。○やれ やよに同じ。雑色を呼びかゝる聲。○八幡どの 初め頼義、八幡の神の劍を賜ふ

と夢む。既にして其の妻姪みて義家を生む。義家七歳の時、石清水八幡宮に於て元服を加ふ。よりて八幡太郎といふ由、尊卑分脈、及び圍中抄等に見ゆたり。○近邊の小家にかくしおきたる郎等 源家の郎黨にて、暗に義家の身上を守護し参らする者。當時武將の用意の深か、りしを見るべし。此の類の物語は、今昔物語などにもいでたり。参へ考ふべし。

三五

平等院僧正行尊は、出世の貴きのみにあらず、世間のこゝろはせもいみじかりけり。鳥羽院の御持僧にて、常は内裡に候ふに、つれづれなりける日、御遊ありけり。花園左大臣有仁は琵琶、宰相中將宗輔は箏、樂人時光は笛、女房は和琴、主火は御笛なり。大臣供人、中務少輔忠宗を庭に召して、筆築仕うまつる。平調より大食調のこりなくつくされけり「千載の一遇なり」となむ中務申しける。此の僧正、并びに法性寺座主仁實、御前に候ふ。御遊のなかば程に、立象の三の緒されたりけるに、僧正ふところより、琵琶の緒を取り出たして奉りければ、大臣これを取りて、終夜ひきて、あかつさがたに、人々まかり出でにけり。昔宇多法皇、大井川に御幸の日、泉大將の烏帽子をれごしたりけるに、如無僧都、三衣箱より、えほしを取り出たごたりけるに、おごらずこそ聞こゆれ。

〔考異〕 ○御遊ありけり云々の三十七字 佐本持本に花園左大臣宰相中將樂人時元を召して通夜御遊ありけり主上御幸大臣琵琶

第一 可定心操振舞事

百

中將等時元留女房和季なりとあり○主人御留なり 印本に御留の傍に等歟と註せり○中務申しける 佐本狩本に宰相中將申しけるとあり○緒 佐本狩本に註とあり

〔解釋〕 ○行尊 小一條院の御孫、參議源基平の子。大僧正、天台座主たり。元亨釋書に詳なり。○出世の貴さのみならず云々 佛道に入りて、其の淨行のたふときのみならず、俗界に於ける絲竹の道までも、よく心得られしとなり。○御持僧 護持僧の義。朝暮宮中にありて、院の玉体を守護し奉る僧侶をいふ。○御遊 萩原廣道の源氏物語々釋に「遊びとは、大方管絃して、心を樂むることにいへり。さるいあそぶ事ともの中に、管絃のむねとあるものなればなり。今俗にいふとい、聊か異なり」とあり。○花園左大臣有仁 後三條院の御孫、輔仁親王の御子なり。源姓を賜ふ。花園とは、仁和寺（地名なり。仁和寺の伽藍に近接すべし、しかいふとぞ）の花園をいふ。山城國葛野郡にあり。有仁出家してこゝに住まる、ゆゑに花園左大臣といふ。○宰相中將 參議にて、近衛中將を兼ねたるなり。宰相は、參議の唐名。○箏 今いふ所の琴なり。和名抄に「風俗通云、神農作箏、或曰、蒙恬所造、秦聲也。蒼頡篇云、箏形似瑟而短、有十三絃」注に「亂耕反、俗云、象乃古止」とあり。又樂器考に「桐を以て之を造る。上の崇く下は平に、中は空、長さ六尺四寸、首の廣さ八寸二分半、尾の廣さ七寸八分三厘。十三絃。柱高さ三寸、竹を以て繫爪とす。仁明帝の時、遣唐使藤原朝臣貞敏、此器を本邦に傳ふ」と見えたり。○時光 大神氏。この人、有名の笛吹なりし由、体源抄にいでたり。堀河院の御師なり。○笛 横笛をいふ。和名抄に「横笛、和名、與古布江」とあり。樂家錄に「横笛七孔也、加吹口一凡八孔、是奏樂於中華曲用之笛也、又曰、横笛者、長

一尺三寸二分八厘也、徑於尾端四分、厚一分二三厘許也」讀教訓抄に「横笛の、或は黃帝の御時より作り始め、或は漢代に始まるといふ」と見え、又唐、高麗の樂に用ふるものにて、尾張濱主こを傳へたる由、樂器考に見ゆ。○忠宗 氏も系傳も詳ならず。○箏 樂器考に「箏、説文箏字註云、羌人所吹角、居聲以驚馬也、徐諧曰、今之箏、其聲然也、俗作箏、陳氏樂書曰、箏一名悲篋、一名箏管、羌胡龜茲之樂也、以竹爲管、以蘆爲首、狀類胡箏而九竅、所法者角音而已云々」とあり。和名抄に「和名、比千利岐」と見え。悲篋の音を、なだらかにいひしものなりとぞ。傳來詳ならず。○平調 音樂六調子の一。歌儂品目(二)に「龍笛樞要錄、律、唐名大平調、本朝大字略之、按ズルニ、唐ノ俗樂ニ、正平調高平調アルノミ、大平調ノ名ナシ」とあり。拾芥抄(上)に「律呂、金音秋」と見えたり。○大食調 音樂六調子の一。歌儂品目(二)に「平調ノ呂調ナリ。唐ノ俗調ニアリテハ、角聲七調ノ一ナリ。食又石ニ作ル。並ニ通雅樂曲ノ部ニ委シ。食ノ音、龍鳴抄ニ假名ニしきトアリ」とあり。拾芥抄(上)に「呂、金音秋」と見えたり。○千載の一遇 世に稀れなる、めでたき事におへるをいふ。袁宏三國名臣序贊に「千載之一遇、賢聖之嘉會」とあり。○法性寺座主仁實 權大納言公實の子。大僧正たり。世に二位僧正と稱す。法性寺は、眞信公(忠平)の建立に係る。拾芥抄(下)に「法性寺、九條河原、眞信公」とあり。座主とは、一寺の統領なり。拾芥抄(中)に座主、檢校、別當、謂之長吏。寺務、檢校、別當、座主、長者等、依寺不同」とあり。○玄象 又玄上ともかけり。琵琶の名器。第十篇に詳しく註す。○宇多法皇大井川に御幸の日云々 源平盛衰記(二十六)に「寛平法皇(宇多)ノ御時、大井河ノ紅葉叡覽ノ爲メニ御幸アリ。和泉大納言定國卿供

奉セラレタリ。嵐山ノ山オロシ烈シカリケルニ、定國、烏帽子ヲ河へ吹入レラレテ、スベキ様ナカリケレバ、袖ニテ髻ヲカ、ヘテオハシケル處ニ、如無僧都ト申ス人、御幸ニ召具セラレタリケルガ、香爐箱ヨリ、烏帽子ヲ取り出シテ奉リタリケルコソ、人々目ヲ驚シタル高名ニテハアレ云々ニとあり。本文に、三衣箱とあるとは、事實違へり。大井川は、又大堰川ともかけり。山城國葛野郡にあり。桂河を、嵯峨松尾の邊にて斯く呼ぶ。其の下流にてハ、概して桂河といふ。○泉大將定國をさす。内大臣高藤の子。官左近衛大將、大納言に至る。○三衣箱 三衣とは、僧の着る三つの衣をいふ。釋氏要覽(法衣篇)に「一曰僧伽梨、即大衣也、二曰僧多羅僧、即七條也、三曰安陀會、即五條也」とあり。五條七條ハ、何れも袈裟の名なり。

三六

近比の歌仙には、民部卿定家、宮内卿家隆とて、一雙にいはいれけり。そのころ我れもくこ、たしなむ人々多かりけれと、いづれも此の二人には及ばざりけり。あるとき後京極殿、宮内卿を召して「此の世に、歌よみ多く聞こゆる中に、いづれかすぐれたる、心におもふやう、ありのまゝにのたまへ」と御尋ねありけるに「いづれとも分きがたく候ふ」とばかり申して、思ふやうありけなるを「いかにく」とあながちに問はせ給ひければ、懷よりたうがみをおこして、やがてまかり出でけるを御覽せられければ、

明けばまた秋の半も過ぎぬべし、かたぶく月のをしきのみかは。

こかきたりけり。これは民部卿の歌なり。かねてかゝる御たづねあるべしとは、いかでかあらん。もこより面白くて、かきつけてもたれたりけるなめり。これ等を用意のふかきたぐひなりける。

〔考異〕 ○御京極殿 佐本辨本原本に後京極攝政とあり ○たうがみ 佐本に帖紙とあり

〔解釋〕 ○此の段は、今物語によれりと思ゆ。大かた同文なり。但し其れには、本文につけて「其の後、また民部卿をめて、さきのやうに尋ねらるゝに、これも申しやり方なくて「かさゝぎのわたすやいづこ夕霜の、雲井にさるさみねのかけはし(新勅撰集冬の部にいづ)とたかやかにながめていでぬ。これは宮内卿の歌なりけり。まめやかの上手のこゝろは、さればひとつなりけるにや」とあり。この一話ありて殊にをかし。本文にこれを削れるは、いと本意なし。○定家 皇太后宮大夫俊成の子。官權中納言に至る。新勅撰集の撰者にて、有名の歌人なり。○家隆 中納言光隆の子。新古今集の撰者にて、これも歌人なり。○たうがみ 貞丈雜記(十四)に「墨紙どかきて、鼻紙のとまり。たう紙といふ事、本名なり」とあり。○明けばまた云々の歌 新勅撰集(秋上)に「後京極攝政、左大將に侍りける時、月五十首歌よみ侍りけるによめる。權中納言定家」と詞がさしていでたり。中秋の歌なり。

三七

御堂入道殿、わかくれはしけるこき、帥の内大臣の御車に乗り具して、一條攝政の

御もごへれはらけるに、牛の逸物にて、辻のかいたをりなどを、面白くありまはりければ、此の牛はいみじき逸物かな。いづくに候ひしぞ」と問はせ給ひければ、帥殿「祇園に、人の誦經にしたりけるを、つたへこりて侍るなり」と申し給ふに「かゝる事、うけたまはらじ」として、御差貫のそばをこりて、沓もはき給はでたりて、人の門の唐井敷にたゝせたまひければ、帥殿はにがりておはしけり。ゆゑに御越度にや。

〔考異〕 ○わかく 佐本狩本になさなくあり ○ありきまほり 狩本稿本にあがきまほりあり ○差貫のそば 古事談に差貫の左右あり

〔解釋〕 ○此の段は、古事談（二）によれりて見ゆ。文意かなど。又古今著聞集（二十）にもいひ、おほかた同文なり。○帥の内大臣 伊周をさす。中の關白道隆の子。嘗て太宰權帥たり。ゆゑに帥とはいふ。内大臣は、職原抄に「孝徳天皇御宇、以中臣鎌子連、始爲内臣、天智天皇朝、舉爲内大臣、其位在左右大臣上」とあり。○一條攝政 伊尹をさす。九條右大臣師輔の子。○逸物 牛馬などの、他に勝れて抜けいでたるものをいふ。○かいたをり 搔手折の義。雅言集覽に「かいまがりに同じ」とあり。○祇園に人の誦經に云々 或人の、讀經の料にとて、此の牛を祇園の社に奉納せしを、つたへ得たりとなり。祇園天王社は、洛東八坂の郷にあり。古くは祇園感神院といふ。承平四年の創立に係る。今は八坂神社といひ、官幣中社に列せらる。祭神は、素盞鳴尊

なり。○かゝる事うけたまはらじとて云々 著聞集に「儀同三司（伊周）云々」とたへ申されければ、御堂驚かせ給ひて、御車をめしよせてぞ、べちにて歸らせ給ひける。神物を恐れさせ給ひける故なり」とあるにて、よく聞こえたり。○御差貫 又指貫とも書けり。奴袴といふを正しとす。袴の一種にて、布にて製するを本義とすれども、當時の、平絹又は綾織物を以てせり。衣冠、直衣、狩衣の時に用ふ。裾を、絲にて指しぬきて、足に括りつく、故にさし貫といふ。

三八

堀河院の御時、勘解由次官明宗とて、いみじき笛吹ありけり。ゆゑにさし心おくれの人にてぞありける。院、笛きこしめさんこてめしたりければ、帝の御前と思ふに臆して、わなよきてえふかさざりけり。本意なしとて、相知れりける女房に仰せられて「私に、つほねのはこりによびてふかせよ。われ立ち聞かむ」と仰せられければ、月の夜かたらひて、契りてふかせけり。女房の聞くと思ふには、はるかたなくて、たもふさまにふさける。世にたぐひなくめでたかりけり。帝感に堪へさせ給はず「日來も上手さはきこしめあつれど、かばかりはねほしめさず、いこことをめでたけれ」と仰せられたるに、さは帝のまこしめしけるよ、こたあまちに臆して、さわぎける程に、縁より落ちにけり。さて安樂鹽といふ異名はつきにけり。昔秦舞陽が、始皇帝を見奉りて、色變じ、身ふるひたりけるは、逆心をつゝみえざりける

故なり。明宗何によりてか、さしめあわてけむこいこをかじ。天徳歌合に、博雅三位、講師を勤する所に、ある歌をよみあやまりて、色變じ、聲ふるひけるよし、かの時の記に見えたり。かやうの事、上古のよき人も力及ばぬ事なり。

〔考異〕 ○明宗 佐本狩本に顯宗あり○ふるひける 佐本狩本にわな、かれしあり

〔解釋〕 ○勘解由次官明宗とていみじき笛吹云々 此は肺源抄に「井戸部次官秋宗ハ、高名ノ笛ヲキナリケレドモ、餘リノ臆病者ニテ、人三人トモ集リタル所ニテハ、樂一ツヲウルハシクエ吹カザリケリ云々。堀河院御位ノ時、御縁ヨリ落チテ、安樂搥ト異名付キニケリ云々。白河院大井川御幸ニ、鶴首ニ乗リテ、笛ヲ川へ落シ入レタリ云々」と見ゆ。さて笛を落し、事、第十篇にいで、井戸の次官あさむねとせり。○安樂搥といふ異名 安樂搥は、樂曲の名。沙陀調なり。禮樂志に「古樂、小曲、法會用之、無舞」とあり。斯く異名をつけしゆゑは、樂搥を、落縁に取りなしたるなり。○奏舞陽が始皇帝を見奉りて云々 史記「刺客傳」に「燕王太子丹、怨秦欲報之、遣荆軻刺秦王、燕國有勇士秦舞陽、年十三殺人、々不致忤視、乃令秦舞陽爲副、至咸陽、秦王見之、荆軻奉樊於期頭函、秦舞陽奉地圖匣、以次進至陛、秦舞陽色變振恐、群臣怪之、荆軻謝曰、北藩蠻夷之鄙人、未嘗見天子、故振懼、大王少假借之云々」と見ゆたり。○天徳歌合に博雅三位云々 天徳歌合とは、天徳四年三月三十日、内裡歌合をいふ。群書類從(百八十一)に出でたり。博雅三位云々とは、同歌合御記に「命召可讀歌人、左方、左兵衛督延光朝臣、右方、右中將博雅朝臣、進就洲濱下、讀其和歌、及三方人讀歌之中、左詠鶯歌二首、而右誤讀柳歌、仰依失次爲負云々」同殿上日記に「延光朝臣手執花枝、口詠艶藻、博雅朝臣披講之間、誤其次第、方人遺憾在斯事、詩不言乎、白珪之玷、尙可磨焉、其今日之謂乎」とあり。此の時の事なるべし。博雅は、醍醐天皇の御孫、兵部卿克明親王の御子。源姓を賜ひ、三位に叙せらる。世に博雅三位と稱す。

三九

楊梅大納言顯雅卿は、わかくより、いみじき言失をぞたまひける。神無月のころ、或宮はらに参りて、みすの外にて、女房達と物がたりせられけるに、まぐれささしければ、供なる雑色をよびて「車のふるに、まぐれさし入れよ」このたまひたりけるを「車軸さかや、おそろとや」とて、みすの内わらひあはれけり。或女房の、御いひたがへの常にありと聞こゆるは、實にや。御祈りのあり候ふや」といはれければ「そのために、三尺の鼠を作りて、供養せんと思ひはべる」といはれたりける。折ふら鼠のみすのきはを走り通りけるを見て、觀音に思ひまがへてのたまひけるなり。時雨さし入れよにはまさりて、をかじかりけり。

〔考異〕 ○或女房の云々の百二十七字 佐本に或女房のやうなる御いひたがへの常にありと聞こゆるはまことにや御祈りのけやまいはれければ左候へばこそ其の爲めに三尺の鼠を造り供養せんと思ひ侍れといはんとせられけるなり鼠の御簾のきは走り通るを見給ふまにさ候へばこそ三尺の鼠をつくり供養せんと思ひ侍れといはれたりけるまきの時雨さし入れよにはまさりてをかじかりけり是れさしたる事にはあられど越度のついでに思ひ出で、書きつけ侍るもあり狩本には御祈りのけやの六字なくて

他は佐本におなじ

〔解釋〕 ○この段は、今鏡（むさし野の草）に「風などの重くおはしけるにや、ひがごとぞ常にしたまひける」「雨のふるに、車ひき入れよ」といはんとては「車ふる、時雨さしいれよ」と侍りければ、車のさましくそらより降らん、いと恐ろしかるべし、など思ひあへりける。かやうの事を、堀河院さしめして「ひがごとこそふびんなれ。祈りはせぬか」と仰せられければ、御返事申されける程に、鼠の走りわたりければ、「されば、等身の鼠作らせて候ふ」と申されければ「ねはかたいふにも足らず」となん仰せられける」とありて、本文とは、事實違へり。○顯雅 六條右大臣源顯房の子。○車軸 雨滴の大なるにたとへていふ。そは法苑珠林（劫量篇）に「時起大重雲、乃至遍覆梵天世界、既遍覆已、注大洪雨、其滴甚麤、或如車軸、或復如杵」と見たり。○觀音 觀世音菩薩をいふ。觀世音とは、世人が我が名を稱ふるを觀じて、必ず度する故に、かく名づくこと。○供養 通じて言へば布施なり。別して言へば、下に興ふるを布施といひ、上に奉るを供養といふ。布施に財施、法施の二種あるが如く、供養にも亦財供養、法供養の二事あるべし。されば諸佛に供養すとい、常に財物を奉るのみの事にあらず。善を修し人を化して、諸佛の恩を報ずるも、すべて供養の中に攝むべし。供養の一言、諸善を兼ね盡せり。法華經（化城喻品）に「供養百千萬諸佛、淨修梵行」と見たり。

四〇

高陽院の正親町殿の東向の車寄に、大なるつばいもりの木ありけり。徳大寺の左實能太子

大臣参り給ひて、ある藏人をめして「内侍に見参に入れよ」とありければ、其よし聞こえて「たゞ今」とあれば、かくと申すほどに、妻戸のかたはらに居たまひて「此の木はさくらか」と問はせ給ひけるに、たゞうちかこまりてもなくて、いこ口こく「もりの木にて候ふ」と申したりければ、れこちうちあみて「棹さけて参らばや」とありける、いと恥づかしかりけり。藏人思ひはかりなくて、人やりならず悔しくて「かゝる木のあるよりしてこそ、よしなき事も申し出づれ」とあやまたぬ木をのみぞ、見るたびによくみける。かやうの事は、たゞうち聞きたるが、ひがみたるのみにあらず、すべて心の少さもれとはからるゝなり。其の藏人をば、高近とぞいひけるこかや。

〔考異〕 ○左大臣 佐本に左大将あり ○おまじ 佐本に大将あり ○高近 佐本特本に陸親あり

〔解釋〕 ○高陽院の正親町殿 高陽院とは、泰子を申す。富家關白忠實の女、鳥羽院の後なり。拾芥抄（中）に「高陽院、中御門南、堀河東、南北二町、南一町、後入賀陽親王家云々」とあり。頼通これを忠通に傳へ、皇后泰子の居と爲す。保延五年號を上り、賀陽院太后と申す。正親町殿は、高陽院中の御殿の名なるべし。○つばいもりの木 椿桃の木の音便。其の實ひかりありて、椿の實に似たり。ゆゑにまか呼べりとぞ。○藏人 高陽院の藏人なり。拾芥抄（中）院司の條に、藏人四人と

あり。○徳大寺の左大臣 質能をさす。權大納言公實の子。○内侍に見参に入れよ云々 女院付きの内侍に「見参したし」と申し次がせたるなり。藏人その由を、内侍に申しきこえたるに、内侍が「只今對面せん」と答へたるによりて、藏人又かくと大臣に申す。その對面を待つ間にとなり。○妻戸 貞丈雜記(十四)に「これは主殿にある戸なり。兩方へ開く舞戸なり。外の方へひらくなり。縁につばがねをうちて、開きたる妻戸の下の方にある、かけ金をかけ置くなり。これを猿つなぎといふ。是は風にあはらせまじき爲めなり」とあり。○棹さげて云々 此は専ら打興じての給へる、戲言と知るべし。○人やりならず云々 人やりは、人造の義。人の志たることならで、己れ自らの疎忽なりしが、悔しくてとなり。○心のすくなさ 用意の足らはぬをいふ。

四

肥後守盛重は、周防の國の百姓の子なり。六條右大臣顯房の御家人なにかこかや、かの國の目代にてくたりたりけるに、ついでありて、かれの小童コソラにてあるを見けるに、魂ありけなりければ、よびこりていこほさうとけるを、京に上りて後、供に具して、大臣の御許に参りたりけるに、南面に梅の木の大なるがありけるを、梅さらんとして、人の供の者ともあまた、礫ツツクにて打ちけるを、主の殿あやつばら捕へよ」と籬の内よりいひ出た給へりければ、蜘蛛の子をふきちらす様に逃げにけり。其の中に、童一人、木の下にやをら立ちかくれて、さし歩みて行きけるを、いみじく

も、さりけなくもてなしけるかなこおほして、人をめして「あかぐ」の物着たる小童、たが供の者ぞ」とたづね給ひければ、主の思はん事をはかりて、こみに申さゞりけれども、あひて問ひ給ふに、力なくて「某の童にこそ」と申しけり。即ち主をめて「其の童参らせよ」と仰せられければ、参らせけり。いこほさうとてつかひ給ふに、ねびまさるまゝに、心はせおもひやりふかく、わりなきものなりければ、常に前にめとつかひ給ふに、あるつこめて、御手水をもちて参りたりける序ツツクに「あの車宿クルマヤの棟に、鳥の二つ居たるが、一つの鳥、頭の白きと見ゆるは備事か」と、なき事をつくりて問ひ給ひけるに、つくぐとまもりて「あかさまに候ふと見給ふ」と申しければ「いかにもうるせきものなり。世にあらんずるものなり」とて、白河院に参らせられたりけるごぞ。かくほどのこゝろはせこそかたからめ。藏人が申す様まことにけびたりけんかし。

〔考異〕 ○南面に梅の木 佐本に南庭に梅の木とあり ○一つの鳥頭の白き 佐本特本に一つの鳥の頭は白きとあり ○まがさまに候ふと見給ふ 佐本特本にまがるに侍るとあり

〔解釋〕 ○六條右大臣 顯房をさす。土御門右大臣源師房の子。○目代 名代の義。國司の任に赴かぬとき、代理せしむる者。周防國は、當時顯房の所領なりしなるべし。○魂ありげ 魂とは、才

幹をいふ。俗に魂性ありげといふ意。○ねびまさる 夙慧の意。また年齢よりも、大人びて見ゆるにもいふ。○つとめて つとは夙の義。めては向けての約といふ。其の翌朝早くの意。○車宿 當時貴人の邸の、中門の外にありて、輿車を納れ置く建物。○うるせき 麗しき義。善きといふ意にもちふ。○世にあらんずるもの 世の中に出だして、宮仕などせしむべきものなりとなり。

四二

大ニ條殿、大將にておはしましけるごとき、内へ参らせ給ひけるに、物の節にて、近利がつかうまつりたりけるを、ある女房の心なく呼びよせて、歌をよみかけたりけるを、近利参りて「女房の申せご侍る」といふ聲を聞かせ給ひて、立ちかへらせ給ひたりけるに、急参し給ふに、心なご思ひて「わすれて候ふ」と申したりけるをこそ、時の人、こゝろありていみじき事に申しけれ。此の事を白川院の御隨身オノミツリ武正聞きて「あはれ、この比の隨身ならば、いかにつぶくご、よみ聞かせ参らせなん」とぞいひける。さやうにいそがしけならん時には、人に歌などよみかくまじきなり。

〔考異〕 ○内へ参らせ云々の四十八字 印本増本に内へ参らせ給ひけるを或女房招きせうそ、申されけりごあり誤脱なるを明らけし。近利 佐本狩本に親後とあり。武正 佐本に武忠とあり。

〔解釋〕 ○大ニ條殿 教通をさす。御堂關白道長の子。官關白、太政大臣に至る。○物の節 源氏物

語(關屋)に「近衛づかさの名高き物のふし」とあり。花鳥餘情に「今案、物節といふは、近衛舍人の中に、東遊(鄧曲)の名。駿河舞、求子などをいふ)に達したる者を物節と稱す。其中番長、府生等有之」と見ゆたり。近利は泰正利の子。大ニ條殿の隨身にて、此の時、この物の節なりしなり。○御隨身 隨身とは、近衛舍人の兵仗(即ち弓箭帶劍)して供奉するもの、稱。拾芥抄(中)に隨身員數、太上天皇は十四人。將曹二人、府生二人、番長二人、以上騎馬、近衛八人歩」とあり。又攝關は十人、大臣大將は八人、納言參議は六人、中將は四人、少將は二人など見ゆ。弘安禮節に出でたるも同じ。但し禁中名目抄の註には、院の御隨身十二人と見ゆたり。

四三

土佐判官代道清といふものありけり。源氏、狹衣ササキたてぬきにおほえて、歌よみ連歌を好みて、花のもこ、月の前すきありきけり。色好みにて、あかるべき宮ばらの女房をらぬなく、たよずみありきけり。東山のある宮ばらの女房にいひかゝりて、あきりに文をやり、身もたびく行きけれども、いこはしたなくもてなして「御前に、いこまふたがりて」などいひて過ぎけり。八月中の十日の程に、行きてたづぬるに、萩のからぎぬにや、青はみたる物きたる女官メカクシさよりて「申せご候ふは、かくたびく物仰せ候へども、自から申さぬ事、心得ずおほし給ふらん。つねはいこまなくて、御前に立ちがたき事の侍り。御風の氣の煩はしき程にて、御やま石など

まゐらすこと。ここにひまなく候ふに「こいはせたれば」まことに折ふらこゝろな
 きやうに侍れど、たちながら申さばや「こいひけり。この度は、無下にひさしくか
 へらねば、いかにこ、車のかくれに立ち煩ひ侍る程に、女官出を來りて「いづくに
 ぞ」といふ。何となくむねうちさわぎて「こゝに」といへば、女官少しをみたる聲に
 て「申せ候ふ」といふ。心さわぎして、いかにいはんずらんこ、あゆみよりてきけ
 は「かく心の外に、いこまなきことのみ候へば、これもあかるべきにやと覺え候
 へども、かくたびくになりぬるに申さねば、たゞうちあるやうにや思はせ給ふ
 らんこ、よにわびしく候へば、たちながら申さむ」といふに、むねさわぎて「いづく
 に入るべきぞ」といへば、「御堂の方へ」と申せことを仰せられつれ」といふに、日比
 のつらさもみなわすれて、まことにうれしく覺えて、南の山ぎはに木陰につきて、
 女官が行くはたがひていれは、遣水心ほそくおこなひたり。萩、女郎花、風にな
 ひきて、まつむらの聲、所々に聞てゆるを、わけ入るほどに、何となくこゝろすみ
 てあはれなり。

〔考異〕 ○心さわぎして 佐本持本になし ○あゆみよりてきけば 佐本持本に心惑ひしてきくにあり ○かく心の外に云々の六
 十字 佐本持本にかく心の外にひまなき事のみ侍るなと、うちあるやうにやとあり ○むねさわぎて 佐本持本にむねつづれてと

あり ○こ申せ候ふと仰せられつれ 佐本持本になし

〔解釋〕 ○土佐判官代道清 源爲國の子。土佐守にて、判官代を兼ねたるなり。判官代は、院司の
 名。拾芥抄(中)院司の條に「判官代、五位、四位、六位」とあり。村上天皇の天曆二年に、朱雀上皇の
 爲めに置かれしに始まる。○源氏狭衣たてぬきに覺え 源氏とは、源氏物語をいふ。狭衣とは、狭衣
 物語とて、大貳三位の作。源氏の後、凡そ四十年に成りたるもの。たてぬきは、經緯の義。たて横に
 熟讀玩味して、讀じたりとなり。○連歌 其の上よりありしすさびにて、一人上の句、或は下の
 句を歌ひいづれば、又一人その下の句、または上の句を作りつゞけて、一首の歌になすなり。是
 は俗語をもえらばず、大かた滑稽にいひなすなり。○萩のからぎぬ 萩とは、かさねの色の名。
 表薄紫、裏青色なるをいふ。唐衣は、もと唐服をうつしてつくりたるより、まか名づけたるにて、
 婦人の晴れに用ふる上衣なり。たけ短く、袖巾も、一は半に縫ふとぞ。○女官 貞丈雜記(四)
 に「ニョクワンと讀む時は、すべて禁中につかへ奉る、女奉公人の事なり。ニョクワンと長く引
 いていふときは、刀自(禁中の女の役の名なり)の下にたつ女の役の名なり」とあり。○御やき石
 焼石の義。嬉遊笑覽(十)に「温石の事なり」と見えたり。○これもまかるべきにやと云々 これ
 もまかるべき因縁にやと思へど、かく事の外に、此の身のいそがはしければとなり。此の一句は、
 上のかく心の外に云々とある、句の上に置きて見るべし。

御堂は、うるはしきさまにはあらで、西の方に廊のひろ庇あり。堂の内に、忍びや

かに、うち口ずさむをきけば「我心自空、罪福無主」ぞいふめる。内に御明とともして、格子カシのうへを一間あけたるよりみれば、小き普賢菩薩、雲にのりてはらにそひたまへり。御前に僧一人、脇息ウヂイシによりかゝりて居たり。これが誦とけるよこみて、やをら過ぐるほどに、二三間はかりゆきて、みすのすこと絶え間あるつまより「そこに」といへば、其のわきにたち志のびたれば、おくより、いたうつゝみたるけこまにはあらで、たゝみをそよゝこふみて人くなり。何となくこゝろさわぎせらるゝに「いづら」といふ聲、花やかにはほこらかなり。これを聞くに思はずにて、かやうなる事は、つゝみ志のびたるならひなるを、かくあるこそいかにこむねつおれて、妻戸の脇より「こゝに候ふ」といへば「内へ入り給へ」といふ。やをら入りてみれば、みすの絶え間より、月の光くまなくさし入りたるに、いこつゝみたるさまにもなき女房のよりきて、うらうへのひざをつきて、つゝみたる御前の御風の氣の、日ころよりも、此の二三日は、こゝにむづかしくおはせませは、肩へたれも立ち入る事もなくて、かくたびくになりぬるを、情なくや思はせ給ふらんこて、きこ立ちながらと思ひて、参りつるなり」といひはつるやおそまご、袴のこゝをこく。こはいかにこあきれて見るほどに、はかまおとやりて、居よりて、ここの外になれが

ほに、すはこて、かくれなくうちあけたり。道清ものも覺えず、打ちまかせては、男こそすゝむならひにてあるに、かやうなれば、いかにすべしとこおほえず。さりとてはこおもひて、装束をぬけ出でたりけれど、いみじう臆しにければ、はかゝくもふるまはず、させる事なくてやみぬ。女房「あなむづかじや」といひて、はかまをきて、おくの方へ入る、中の障子引きたてゝ、かけがねうちかけて、又いふ事もなかりけり。もとやと待ちけれども、夜たゞ更けにふけぬれば、かくてゐべき様もなく、装束をいたきて、にけ出でけり。うしろはづかしさ、あさましこもおろかなり。所の景氣にも似ざりける。女房のふるまひもさるこゝにて、好色たつるほどの男のありさまもおほえず、いこ不覺なりけり。此の道清すまものなりければ、ある春のころ、後徳大寺實定左大臣、使をやりて「大内の花見んするに、かならず」といざなはれければ、うれしき事と思ひて、やおれ車に乗りてゆくほどに、おりに車二三輛ばかりにて人のくれれば、うたがひなく、此の左大臣のおはするぞこおもひて、尻のすたれをかきあけて、扇をひらきてまねきけり。はやう關白兼實殿、物へおはしけるなりけり。これを見て、御隨身馬をはやめてよりて、車の尻のすたれをやりおこしてけり。道清前よりこゝろびおちて、走りけるほどに、えほしめれちには

り。いたうすきぬるものは、かく嗚呼の氣のすゝむにや。

〔考異〕 ○内に御明しとて、佐本辨本に内の二字なし。○三問ばかり、佐本辨本に三問ばかりあり。○其のわきにたちし
のびたれば、佐本にしのびやかに居たればとあり。○何となく、るさわざらるゝに、佐本辨本にあはさおもふ程に妻戸お
けてとあり。○日ころよりと云々の二十五字、佐本辨本に日ころより所せくおほしませばとあり。○所へだにも立ち入る事もなく
佐本辨本に所へも立ちいづる間なくとあり。○立ちながらと思ひて参りつるなり、佐本辨本に参りつるなりの六字なし。○いた
うすきぬる云々の二十二字、佐本辨本にいと不便なりけりいたうすきぬる者ばかりにこのけのすゝむなりとあり。

〔解釋〕 ○廊のひろ庇 庇はまた廊とも書けり。廣庇は、たゞ庇といふに同じ。天井をはらず、裏
板のまゝになし置くなり。裏板とは、屋根形に板をはりて、椽を打ちたるをいふ。こゝは廊にさ
し下したる庇なり。○我心自空罪福無主 普賢觀經に「何者是罪、何者是福、我心自空、罪福無主」
とあり。普賢觀經は、法華經の結經なり。○格子 和名抄に籬に作り「又作格、俗用格子二字云
々」とあり。細く角なる木を、縦横に組み合はせたるもの。黒塗にて、間毎にあり。上に一枚、
下に一枚、掛鐵にてかけ置き、開くときは、上なるは外の方へ釣りあげ、下ばかりをかけおくな
り。又母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へつり、廂のは外の方へつるなり。○脇
息 座の側に置きて、臂をかけ、体をやすむる具。○此の道清云々嗚呼の氣のすゝむにや、こは
宇治拾遺物語(十五)に據れりと見ゆ。全く同文なり。○關白殿 兼實をさす。法性寺關白忠通の
子。官攝政、關白、太政大臣に至る。後法性寺と號す。

四四

史大夫朝親といふものありけり。學生なりければ、こゝかゝるに、文の師としてあ

りきけり。わかては、文章の生にてありけり。事の外に顔の長かりければ、世の
人、長面進士とぞいひける。よのつねならず、をこびたる者なりけり。あるさま、相
知りたりける僧に輿車をかりて、物へ行まけるほどに、車ひまかりければ、烏帽
子をこりて、手にもちたりけり。さてゆくほどに、法性寺殿の御ありきに参り合ひ
て、まどひおりける程に、かの持ちたるえはしの事、つやくわすれてけり。下りて
後は、小家などにも入るべきを、我れは文殿の衆にて、おのづから御書沙汰のさま
は、参ればこて、大路にうづくまり居たりけり。もこゞりはなちたるものゝ、右の
手にえはしをさゝけたり。大方御前の隨身、おごがひをはなちてわらひけり。

〔考異〕 ○輿車 佐本に腰車とあり。○御ありきに 佐本に御前にとあり。辨本に御出でとあり。○大路に云々の二十三字、佐本に
大路にうづくまりてもとにりはなちとあり。○御前の隨身云々の十九字、佐本辨本に前驅御隨身おごがひをさすといふことなし
ないしきと又たこへん方なりけりとあり。

〔解釋〕 ○史大夫朝親 權中納言朝隆の子。史とは、古へ太政官の佐官にて、左右大少あり。職原
抄に「太政官屬官、大史一人云々。行官中事、謂之官務云々。官務者、太政官文書悉知之、樞要之
重職也云々」とあり。史は六位相當の官なるを、年功によりて五位になりたるを、史大夫といふ。
大夫は五位の通稱なり。○學生 學者の義。今いふ學生の意にはあらず。○文章の生 此の頃の
制度は、文章生は、擬文章生の中より、詩賦を試験して取る。凡そ二十人あり。これを進士とい

ふ。文章生また試験を経て、及第せるもの二人を、文章得業生とす。之れを秀才といふ。時服金料をたまふ。文章得業生となりて、更に學ぶと、七年以上にして、博士の擧を待ちて課試す。これを秀才の試と稱す。方略策の試験なり。これに及第したるが、即ち課試及第なり。甚だ容易ならぬ事なれば、慶雲より承平まで、二百餘年の間に、其の及第したる者、僅に六十五人ありしよし、朝野群載、類聚符宣抄等に見ゆたり。○長面進士 進士とは、文章生のこと、上に註せり。○をこびたるもの 嗚呼らしき人の意。○輿車 佐本に腰車ともあれば、腰輿、即ち手輿のことなるべし。そは手にて昇きゆかしむるもの。○法性寺殿 忠通をさす。富家關白忠實の子。官攝政、關白、太政大臣に至る。○下りて後は小家などに入るべきを云々 當時貴人に、路次にて参りあふ時は、下馬して畏りもし、又小家或は木かけ、ついで地などのかげに、隠るゝならはしなりしよし、今川大草紙、家中竹馬記などに出でたり。詳しくは古事類苑(禮式部路頭禮)を見よ。○文殿 書籍を納め置く所、即ち學問所なり。拾芥抄(中)に「關白家、文殿、別當、開闔家」とあり。○かどがひをはなちて かどがひをどくといふに同じ。前漢書(匡衡傳)に「諸儒語曰、無三說詩者、匡鼎來、匡說詩解三人願」とあり。

四五

藤原惟規は、世のすまものなりけり。父越後守爲時に伴ひて、彼國へくたりける程に、おもく煩ひけるが、

都にも戀ひしき人のあまたあれば、なほこの度はいかんことを思ふ。

ごよみたりけれども、いごご限りにのみ見えければ、父のさたはて、或山寺より善知識をよびたりけるが、中有の旅のありさま、心ほそき様などいひて、これにやすらはで、たゞちに淨土に参り給ふべき様など、いひ聞かせけり「中有とは、いかなる所ぞ」と病人問ひければ「夕ぐれの空に、ひろき野にゆき出でたるやうにて、おれる人もなくて、たゞひこり、心ほそくまどひありくなり。俱舎には「欲往前路」無資糧、求住中間無所止」など申したる」といひけるを聞きて「其の野には、あらしにたぐふもみぢ、風になびく尾花がもこに、まつむとも鈴をとも鳴くにや。さたにもあらば、何かくるじからん」といふ。これを聞きて、あいなく、心づきなくておほえければ、此の僧にけ去りにけり。此の歌のはてのふ文字をば、えかゝざりけるを、さながら都へもて歸りてけり。おやども、いかにあはれにかなじかりけん。

〔考異〕 ○中有の旅の云々の二十三字 佐本に中有の旅にあり○ひろき野にゆき出でたる 佐本狩本に廣野の中にゆきたるこあり○あらしに云々の二十三字 佐本狩本に女郎花萩薄なご生ひてあり○あいなく 佐本狩本にあまりあり異本にあへなく○あり○僧にけ去りにけり 佐本狩本に僧立ち走りて出でにけりあり○此の歌の云々の五十字 佐本狩本になし

〔解釋〕 ○この段は、今昔物語(三十一)、俊頼口傳(下)などに據れりと見ゆ。大方同文なり。又宇治

大納言物語にもいでたり。○惟規 官式部丞に至る。紫式部の兄。○爲時 中納言兼輔の孫、刑部大輔雅正の子。○都にも云々の歌 後拾遺集(戀三)に「父のもとに、この國に侍りける時、おもくわづらひて、京に侍りける、齋院の中將(源爲理の女。大齋院の女房)がもとにつかはしける。藤原惟規」と詞書していでたり。○善知識 よく人をして善法に入らしむること、即ち高德教化の佛の稱。後には一般に高僧にいふ。摩訶般若經に「能説空無、相無、作無、滅法、及一切種智、令人心入歡喜信樂、是名善知識」と見たり。○中有の旅 中有は又中陰ともいふ。人新に死して、七々日間、即ち未だ他界に生れざる間をいふ。大藏法數に「此身死後、未托生前、爲中陰」とあり。旅とは、冥途のたびなり。○淨土 佛のいまして、三毒五濁の業なき世界、即ち極樂國をいふ。往生記に「諸佛如來、所遊居處、極爲淨土」阿彌陀經(法善論)に「無煩惱、衆生住處、名爲淨土」など見ゆ。○俱舎には云々 俱舎論に「再生汝今過盛位、死遂將近、炎魔王、欲往前路、無資糧、求住中間、無所止」とあり。資糧とは、道修の基本をいふ。世間の資財と糧食とに喩ふるなり。俱舎論は、玄奘三藏の譯に係る。三十卷あり。○此の歌のはてのふ文字をば云々 口傳に「はてのふ文字は、わか、でいき絶むにければ、親こそさなんめりと、申すと申して、ふ文字書きとへて、かたみにせんとておきて、常に見てなきければ、涙にぬれて、朽ちらせけるとかや」とあり。

四六

源經兼、下野守にて、在國の時、或もの便書をもて、雜事など乞ふに、大かた便なきよとなどいひて、はか／＼なき事もせねば、冷然として出で、二三町ばかりゆくを、人を走らかゝて。よひかへしければ、不便なりとて、なかるべき物などたぶべきか、と思ひて歸り來れるに、經兼いはく「あれ見給へ、室の八島はこれなり。都にて人々にかたり給へ」といふ。いよく腹立ち氣にて歸りにけり。これもまたかたはらいたくをかこ。

〔解釋〕 ○この段は、袋草子(三)によれりと見ゆ。文意全くねなじ。○經兼 左近衛中將源資蔭の子。○便書をもて云々 便書とは、添書といふが如し。雜事など乞ふとは、種々の事柄を頼みに來れるなり。○冷然として こゝははら立つ意。○室の八島 下野國壬生の西邊にありとぞ。古歌に多く烟をよめり。和訓栞に「下野國總社の前に池あり。池の中に、方二間ばかりの島八つありて、池に火氣強く、烟常に見ゆしを、室の八島の烟とは歌によむなり」とあり。

四七

かやうのふるまひのみにあらず、詩歌などにつきても、かならず禁忌の詞を除き、越度なきやうに思慮すべきなり。

壬生忠岑、宣旨によりて、春の歌奉りけるに「春ら雲のれりある山」とよみたりけるを、躬恒後日きよて、ここに難じ申しけり。その後程なく、世の中かはりにけり。

〔解釋〕 ○忠岑宣旨によりて云々 こは俊賴口傳(下)に「しらくもの下りある山と見えつるは、たかねに花やちりまがふらむ」これは忠岑に「春の歌奉れ」と宣旨ありけるに、仕らまつれる歌なり。躬

恒これを聞きて「府生(忠岑)大にわやまてり。いかでか官旨によりて奏する歌に、雲たりぬるとはよまん。帝をば雲の上と申し、位さらせ給ふをば、ねりぬさせ給ふと申す。雲たりぬると申して、又末に散りまがふとよめり。かやうのと、誤るべきものにはあらず。是れは然るべき事なり」と申すにあはせて、世の中かはりにけるとぞ申し傳へたる」とあるに據れりを見ゆ。忠岑は、壬生安綱の子。官御厨子所預、攝津大目等に至る。古今集撰者の一なり。官旨とは、みことのりのと。但し其の人のみにたまふをいふ。○まら雲の云々躬恒難と申しけり。前註にて明なり。この歌、忠岑の家集には見ぬす。さて躬恒は、かく忠岑の歌を難じながら、大鏡(八)に、延喜の帝に奉れる歌に「白雲のこの方にしもありぬるは、わまつ風こそふきてきぬらし」と自らよめるはいかや。躬恒は凡河内氏。其父詳ならず。官和泉大掾に至る。古今集撰者の一人なり。○世の中かはりにけり。御門の御代のかはりたりとなり。

堀河院の御會に、右大辨長忠に、題をめまたりければ、夢後郭公といふ題を奉りける、これまたいくほどなく、院かくれさせ給ひにけり。同じ御時、中宮篤子の御方にて、花合といふ事ありけるに、越前守仲實が歌に「玉のみどの」といふをよめりける、いまくゝまき事ごぞ人申しけるほどに、宮やがてうせさせ給ひにけり。

〔考異〕 ○長忠 諸本に忠長とあり今俊頼口傳及び公卿補任によりて改めつ ○仲實 佐本御本に長實とあり ○玉のみどの 印本 堀本に玉の身とあり

〔解釋〕 ○堀河院の御會に云々 此は俊頼口傳(下)に「堀河院の御時に、殿上のをのこともを召して、歌よませ給ひけるに、右大辨長忠をめして、題を召しけるに、夢後郭公といへる題を奉りたりけるに、各、皆つかうまつりて後「この題いとわやし。夢の後のといへるとは、まがくしき事なり。此の世をば夢の世といへば、夢の後とは、後生をいふなり。いかでか帝のめさん題に、かゝる題をばまらせけん。是れまかるべき事なり」など、世の人申しあひたりし程に、其のけにや、いくばくの程もなく、隠れさせおはしましき云々」とあるによれりと見ゆ。○右大辨長忠 參議清長の子。辨官の、太政官に屬し。左右にわかれて、各、大中少あり。八省を分管し、官中の庶務を執行するもの。○中宮の御方にて花合といふ事ありけるに云々 これも俊頼口傳(下)に「おなじ御時、中宮の御方にて、花合といふ事のありしに、その宮の亮にて、越前守仲實が歌に「玉のみどの」といふ事をよめたりしを、世にいまくしき事に、人の申し、が、程なくとりついで、うせさせ給ひしこそわやしかりしか。玉の御殿とい、玉どのとて、昔の失せたる人をこむる所の名なり。さればいまくしかりしなめり」とあるによれりと見ゆ。中宮とは篤子を申す。後三條帝の皇女にて、堀河院の中宮なり。花合とは、長治二年に、殿上の侍臣と、中宮の侍女と、各、櫻花を献じ、左右を分かちて、鬪はしめられたり。これ花合の初めなり。さて此の時の花合の事は、散木奇歌集(俊頼の家集にて、二卷あり)春の部に「堀河院御とき、ささいの宮の御方にて、方をわかちて、花を、りにつかはして、御前のいづみに立てならべて、歌よませ給ひける」とあり。新千載集(春下)國信中納言の歌の詞書によれば、長治二年閏二月の事なりしなり。○仲實 越後守

能成の子。○玉のみどのいふとを云々 この歌、全首つまびらかならず。玉の御殿とは、前註俊頼口傳に、玉どのとて云々といへれど、按ふに、これは李長吉の白玉樓の故事に基けるならん。唐書(列傳)に「李長吉將卒、見人持一版書、若太古篆、曰天上白玉樓成、召君作記、天上差樂、不苦也、少之氣絶」と見えたり。これより文士の死を、白玉樓に上るなぞいへり。

周防内侍が郁芳門院の歌合に「我が下もえの煙なるらん」こよめりけるを、時の人いかにこかや申しけるこそ。かならずしも、これによるべき事かはこおもへども、人のいひならはせる事、すてらるべきにあらず。所詮は、たゞかゝる失錯をせじこよくつゝしむべし。近くは中御門攝政殿も「朝眠遲覺不開窓」といふ詩を作り給ひて、いくほどなく、御このをりながら、頓死せさせ給ひにけるを聞こえき。

〔解釋〕○周防内侍が郁芳門院の歌合に云々 これは俊頼口傳(下)に「郁芳門院の御時に、根合といふ事のありしに、周防の内侍といふ讀人の「わが下もえの煙なるらん」とよめりしを、よき歌なり」なを世に申し、を「人のもゆる煙の、空にたなびかん、よき事にあらじ」と申し、かば、讀人の爲めにぞいかにと思ひ給ひしに、程なく院かくれさせはしまして、後にぞ歌よみし内侍の、久しくありてかくれ侍りし云々」とわるによれりと思ゆ。さて本文に歌合とあるに、根合の誤りなるべし。そは口傳その他に、何れも根合とわれなり。根合とは、五月五日に、菖蒲の根の上に

和歌をまゐりし、根の長短を合はせて、勝負を決すると。本文根合の事は、群書類從(二百二十六)に出でたり。寛治七年五月五日のことなり。なほ今鏡(根合)を見よ。周防内侍は、周防守平繼仲の女。後朱雀院、白河院の女房。郁芳門院とは、姪子内親王を申す。白河院の皇女なり。○わが下もえの云々 「戀ひわびてながむる空のうき雲や、わがまたもえの煙なるらん」これは金葉集(戀下)に「郁芳門院の根合に、戀ひのこゝろをよめる。周防内侍」と詞書していでたり。○中御門攝政も云々 中御門攝政とは、後京極攝政良經をいふ。大系圖に「建永元、三、七薨、年三十八。頓死、但於寢所、自天井被殺云々」とあり。さてこの詩の出所は詳ならず。○御このをり 御殿隱の義。御殿といはんが如し。

四八

又詩歌につきて、異名などつけらるゝことあり。治部卿能俊卿は、白河院、鳥羽殿の御會に「月の中なる月をこそ見れ」こよみて、天變の少將といはれけり。中納言親經卿は、鳥羽院の詩歌合に「月自家山送」我來」こ作りて、山送の辨こそつけられける。かやうの事、能く心得べし。同じ異名なれども、さむるうつゝの少將、待宵の小侍従など付けられたるは、優にれはゆかし。

〔考異〕○さむるうつゝの少將 佐本御本に覺現の中將とあり

〔解釋〕○能俊卿は鳥羽殿の御會に云々 これは袋草子(三)に「白河院於鳥羽殿、九月十三夜、池上月ノ和歌ニハ(中略)有不思議共、高松宰相公定ハ、無月歌ヲ詠ズ、世人稱無月宰相。又故治部卿能

俊歌云「池水にかけをうつして秋の夜の、月のなかなる月をこそ見れ」是ヲハ號ニ天變少將ニ云々。于レ時少將也」とあるによれりと見ゆ。能俊は、大納言源俊明の子。○親經卿は鳥羽院詩歌合に云々。元久詩歌合に、山路秋行。親經「雲歸巖岫共誰宿、月自家山送我來」とあり。群書類從(二百二十三)に收む。親經は參議俊經の子。さて詩歌合とは、同じ題に就きて、一人は和歌、一人は詩(絶句若くハ聯句)を詠じ、之を合はせて、優劣を定むること。○さむるうつゝの少將。こは覺むるうつゝと歌によみしより、さる異名を得たるなるべし。されどたれ人ならん詳ならず。○待宵の小侍從。小侍從のと、上に註せり。さて待宵といへる故は、源平盛衰記(十七)に「待宵ノ小侍徒トイフハ、モトハ阿波ノ局トテ、高倉院ノ御位ノ時、御宮仕シテ候ヒケリ。徳大寺左大將(實定)、忍ビテ通ヒ給ヒケルニ、キヌノニナル曉、又來ン夜ヲツ契リ給ヒケル。侍從ハ、大將ノコソトタノメシ兼言ヲ、其夜ハハルノ待チ居タリ。サラヌメニ、深ケユク空ノ獨寢ハ、マドロム事モナキ物ヲ、タノメシ人ヲ待チワヒテ、深ケ行ク鐘ノ音ヲキ、イト心ノツキケレバ「待宵ノ深ケユク鐘ノコエ聞ケバ、アカヌ別レノ鳥ハ物カハ」トヨミタリケレバ、誠ニ堪ヘズモヨミタリトテ、待宵トハ呼バレケリ」とあり。さてこの歌、新古今集(戀三)に「題しらす。小侍從」とていでたり。

四九

また越度もさる事にて、さし過ぎたるふるまひは、目に立ちて悪しき事なり。源氏物語にあるかこよ。柏木の右衛門督の妹近江の君、さし過ぎかたはらいいたか

りけんこそをかえけれ。大江時棟が、宇治殿ヲ通の藏人所につらなれりける日、雅康が左衛門權佐にて、文字を來り問ひけるを、時棟答へざりけり。かたはらなる範圍朝臣いはく「時棟、課試及第二個度なり。今始めて文字を問ふべきにあらざ。きはめたる白物シレヤクなり」とぞいひける。

〔解釋〕○近江の君さし過ぎ云々。こは源氏物語(常夏)にいでたり。近江の君は、父君は内大臣、姉君は、弘徽殿の女御とて、種姓品からの貴きにも拘はらず、其の言語動作のいと輕々しく、をこがましきをいふ。文長ければひかず。○大江時棟が云々白物なりとぞ云ひける。こは古事談(六八)によれりと見ゆ。文意全くねなじ。時棟は其の父を詳にせず。大江匡衡養ひて子とす。官參河守に至る。大日本史(文學傳)に詳なり。藏人所は、禁中にあるがもとにて、後にはさりぬべき攝關大臣家にも置き、家事一切を取扱はしむると、なれり。拾芥抄(中)家司の條に「關自家、執事、年預、辨、別當、文殿、藏人所云々」とあり。こは、宇治關自家の藏人所なり。○雅康。權中納言源雅憲の子。官權中納言、左大辨に至る。○範圍。範圍の子。官左少辨に至る。○課試及第二個度。進士秀才、兩度の試験に及第したるをいふ。進士秀才のと、上に注せり。

五〇

近江守藤原智章朝臣は、宇治殿ヲ通の家司ヲシなりけり。臨時客の日、戸下に於て事を行ひけるに、頼光來りて、其の所に居たりけるを追ひ立て、「戸下に二人居る例、未だ

まかす。無禮なり」となん智章いひけり。これ頼光が失禮か。又さと過ぎたるふるまひにや。傍輩に追ひ立てらるゝと、面目なるべし。

〔解釋〕 ○智章 宮内卿元名の子。○家司 又家の司ともいふ。攝關大臣家の家事を取締るもの。大寶令に、家令とあるにかなじ。拾芥抄(中)家司の條に「關白家、家司、下家司、政所云々」とあり。○臨時客の日戸下に於て云々 臨時客とは、攝關大臣家に於て、春の初めに、公卿を招待して、饗宴を催すをいふ。即ち大饗のとなり。初任の大饗は、庇に於て行ひ、毎年の大饗は、母家に於て行ふ例なり。戸下に於て云々は、この時、家司の四位五位は、各、それの役目ありて、其の作法いどれとそかなり。委しくは江家次第、公事根原等に見えたり。○頼光 鎮守府將軍源満仲の子。官左馬權頭に至る。

五

師頼卿、多年沉淪して、籠居せられたりけるに、中納言に拜任の後、始めて釋奠の上卿をつとめけるが、作法進退の間、ここにおいて不審をなして、粗、人に問はれけり。そのとき成通卿、參議にて列座していはく「年來御籠居の間、公事御忘却か。うひくゝ若くおぼしめさるゝ條、尤も道理なり云々」師頼卿、返事をはいはず、願ひて獨り立ちていはく「入大廟、毎事問云々」成通卿閉口、後日に人に語りていはく「思ひわく方なく、不慮の言を出たし、事後悔千廻云々」此の心は、孔子大廟に入りて、まつりごころに志たがふとき、事ごと、彼の令長にこはずといふ事なり。これを見て、人孔子を「禮を知らず」と難じければ「知りて問ふは禮なり」とぞ答へ給ひける。彼の人の身には、さこそ悔しく覺え給ひけんから「禮は、つゝとみのいたれるなり」といへり。

〔考異〕 ○入に歸りて 佐本狩本に人にあひてとあり ○覺え給ひけん 佐本狩本に思ひけんとあり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(二)によれりと見ゆ。文意全くかなじ。また續古事談(二)には、其の初めに「師頼ノ中納言參議之時、人ニ超エラレテ、籠居久シクシテ、タマノ中納言ニナリテ、ソノ初メノ出仕ニ、釋奠ニイデラケルニ云々」と見えたり。○師頼 堀河左大臣源俊房の子。官大納言に至る。○沉淪して 時に用ひられずして、仕途の滞れるをいふ。○釋奠の上卿 釋奠とは、孔子並びに十哲を祭ると。古へ二月と八月との上の丁の日、大學寮に於て行はれたり。其の作法は、延喜式、江家次第、釋奠次第等に詳なり。上卿とは、禁中名目抄の註に「公事の日事をとる、其日の上首の大納言なり」とあり。○成通 權大納言宗通の子。官大納言に至る。○願ひ願ひも亦かへりみるなり。説文に「目偏合也、又表視也」とあり。前漢書(班固傳)に「虞卿以願願、而捐相印」と見ゆ。○入大廟、毎事問云々 論語(八佾篇)に「子入大廟、毎事問、或曰、孰謂鄆人之子知禮乎、入大廟、毎事問、子聞之曰、是禮也」と見ゆ。大廟とは、魯の周公の廟。孔子始めて魯に仕へ給ひし時、其の祭事を助けられしなり。○令長 祭儀を主宰する人。

○禮はつゝしみの至れるなり 孝經（廣要道章）に「禮者、敬而已矣」禮記（曲禮篇）に「毋不敬」鄭註に「禮主於敬」とあり。また論語の朱注に「孔子言是禮者、敬謹之至、乃所以爲禮也（中略）禮者敬而已矣、雖知亦問、謹之至也」と見ゆたり。

大相國、宰相にてればおける時、歌合せられけるに、夏月を、俊頼卿

光をばさしかはしてやかゞみ山、みねより夏の月は出づらん。

こよめりけるを、人々「峯より夏の月は出づらん」と侍るは、秋冬は谷より出づるにや」と申しければ、俊頼卿のおる方なくて居たるに、大判事明兼が下座に候ひて、いさゝか口入を申したりけるを、俊頼卿腹たゞしき氣色にて「おのれらがやうなる侍は、たゞこそ居たれ。公達の物仲せらるゝに、さといらへするやうやはある。あら便なや」といはれければ、明兼にがりにけり。さやうの事には心得て、下臈はつゝしむべきなりとぞ、人々申し合ひける。

〔考異〕 ○いさゝか 佐本にいらざるあり ○氣色 佐本狩本に「いさゝかあり城本に氣とあり」○さやうの事云々の三十一字 佐本になし

〔解釋〕 ○大相國 實行をさす。權大納言公實の子。八條と號す。○光をば云々の歌 散木奇歌集（上）に「別當實行の家の歌合に、夏月をよめる」と詞書していでたり。群書類從（百八十二）に「永

久四年、六條宰相實行家歌合」とある、即ちこれなり。○大判事明兼 明法博士坂上範政の子。官大判事、明法博士に至る。法曹至要抄の著者。判事とは、裁判の官にて、罪人を糾問し、刑名を斷定す。刑部省に屬して、大中少の別あり。○公達 攝家、又は清華の子息達をいふ。

大江匡房記にいはいく、和歌の道に取りては、往年六人の黨あり。所謂範永、棟仲、賴實、兼長、經衡、賴家等なり。年をへてのち、此の輩逝去して、賴家一人残りたりけるに、爲仲といふもの、奥州より歌を賴家にれくる。その意、君ごわれこ、なまじひに生き残るよしをよめり。賴家怒りていはく「爲仲當初、此の六人に入らず。今君ご我れごわづかに生き残る由、安からぬ事なり」とて、返歌に及ばざりけり。

〔解釋〕 ○此の段は、袋草子（三）によれりと見ゆ。文意全くねなじ。また續古事談（二）には「宇治殿高陽院ノ歌合ニ、歌ヨミニ人未定ナリケレバ、兼長經衡ヲメシアハセテ、コ、ロミアリケルニ、持ニ定メラレケルニ、兼長父ノ服暇ニナリテ、經衡ヲ入ラレニケリ。コノ人々ウセテ後、爲仲朝臣、陸奥守ニテアリケル時、國ヨリ賴家ガモトヘ、歌ヲヨミテオクレリケルニ「其カミノ人、ノコリトッナル人、君ト我トナリ」トイヘリ。賴家怒リテ云ク「爲仲ソノカミ、六人ノ中ニイラズ、カクイフ事ヤスカラズ」トツ云ケル。歌讀六人トハ云々」とありて、棟仲を棟實に作り、又一説を載せて棟仲、經衡、義清、賴家、重成、賴實を以て、六人黨と爲せり。なほ六人黨のと、八雲御抄（一）にも見ゆたり。○大江匡房記 又江記ともいふ。匡房の日記なり。今存するは、大嘗會等に關する

事を記せるもの、三卷あるのみ。○範永 尾張守仲清の子。官攝津守に至る。○棟仲 安藝守平重義の子。官周防守に至る。○頼質 美濃守源頼國の子。官藏人、左衛門尉に至る。○兼長 備後守源道成の子。官備中守に至る。○經衡 中宮大夫公業の子。官大和守に至る。○頼家 左馬權頭 源頼光の子。官筑前守に至る。○爲仲 筑前守橘義通の子。官太皇太后宮亮に至る。

五四

伊勢物語にいはいく、右近の馬場のひをりの日、向ひにたてたりける車に、女二條后のかはの下シラスガシ簾シラスガシよりのかに見えければ、中將業平なりける男のよみてつかはしける。

見ずもあらずみもせぬ人の戀ひしくば、あやなくけふや詠めくらさん。

かへと

知りあらず何かあやなく分きていはん、思ひのみこそあるべなりけれ。

此の返歌は「宿はいづくぞなどいひたらんにこそ、かくはよむべけれ。さし過ぎたるさまにや」と俊頼朝臣いへり。委しくは彼の口傳にみゆ。

〔解釋〕 ○伊勢物語に云はく云々 此は伊勢物語下に見ゆ。全く同文なり。また今昔物語(二十四)にもいであたり。さて伊勢物語の作者は、或は伊勢の御といひ、或は業平といふなど、古來諸説あれども、皆たしかならず。前に業平の歌集やうの書ありしを基として、後人の他事をも取りまじへ、歌の端書をも潤飾敷衍し、且つ種々附會をもして、一部の物語とはしたるならんとの説、當れ

るに似たり。又從來伊勢人は、僻事を多くいふと傳ふるより、此の文、男女の痴情的僻事のみ多く擧げられ、やがてうつつして、本書の題號とせるならんといふ。委しくは伊勢物語新釋を見よ。
○右近の馬場 拾芥抄(中)に「一條極末、號三右近衛馬場」とあり。昔は大内裏參候の近衛官人、こゝにて走馬の行事ありしと、次ぎの如し。○ひをりの日 いにしへ五月五日に、右近の馬場にて、左右近衛の舍人の、騎射を試むる式日の名なり。ひをりは、引折の義。當日は、射手裾の尻を、袴より前ざまに引折りて、前に挟むよりいふ。或は日折の義。前日に試みて、次日に折返してすればいふともいへり。○下簾 車の簾の内にかくる帷にて、白絹にて裾濃なまなり。○見ずもあらず云々の歌 古今集(戀一)に「右近のひまばの日、むかひにたてたりける、くるまの下すだれより、女のかはのはのかに見えければ、よみてつかはしける。在原業平朝臣」と詞書していでたり。○知りあらず云々の歌 同じ集に「かへし。よみ人あらず」といでたり。○此の返歌は宿はいづくぞなど云々 俊頼口傳(上)に、返事とも覺えぬ返事ある歌とて、右の歌をあげて、さて「此歌心すべきは「見ずもあらず、みもせぬ人の」といへれば、いつかみえつるそらとと(空事とも)の意にや、かばつかなし) 又見えなばよもさも思はじとも、まことにさも思はし、うれしともどよむべき。此返事の心は「おもへば誰ぞか申す。すみかひいづれの所ぞ。たれとの給へ、尋ねて參らん」と讀みたらん歌の返事とぞ聞ゆる。されどまことにあしからんには、古今にいらんやは。かく思ふ誠に僻事なり。かやうに書きたるを御覽じて、あしども、又さもいはれたりともおぼし召さん、をこの事なり云々」と見えたり。

〇五五

法性寺殿、皇嘉門院聖子を具し參らせて、宇治へ入らせ給ひける時、宇治川のはた近く、女房の車をあしくやりて、打ちかへたる事ありけり。いみじきさわぎにて、女房達、或は小袖に袴ばかりきてぬけ落ち、或は額をつきかきなどして、おのこ心もうごなひて、あるにもあらぬ氣色なるに、美作といふ女房の、まぬきながら落ちて、扇さかかくして、いみじけに居たるたにあさましきに、殿の御ことをつかはして、一人づゝむかへさせ給ひけるに、これにのるこて「不祥とやいふべき、榮耀とや申すべき」といひて、けしきはみたりける、よろづの人、あさましき事にいひけり。いらなさも折によるべきものなり。これはさし過ぎたるにはあらねども、上手めき、にくい氣したる筋も同じ事なり。此の美作は、武藏といふ經讀の娘にてぞありける。

〔考異〕 〇氣色 佐本辨本に「ままとあり」〇いらなさ 佐本辨本に「いうなる」とあり 〇武藏 佐本辨本に「小武藏」とあり

〔解釋〕 〇皇嘉門院 聖子を申す。法性寺關白忠通の女、崇徳院の後なり。〇小袖 袷ツキの大袖に對へて、即ち下著の稱。單衣、袷衣、綿入などもいふ。袖の角を縫ひすばむとぞ。〇不祥とやいふべき云々 不祥とは、車の覆りしをいひ、榮耀とは、殿の御輿にのるをいふ。斯くいひて、容子よりしとなり。〇いらなさ いらなしに全じ。こころしき意。わざとがましき舉動をいふ。

〇五六

皇嘉門院、世かはりて後、秋の夕ぐれに、はちちかく出でさせ給ひて、前裁御らんせられけるに、いにしへをおぼし出で、「三條殿に虫の鳴きしこそ」と仰せ出たされたりければ、人々をづまりて、哀れに思ひあひたりけるに、右大辨を聞てゆる人、御前に候ひけるが「いかに鳴き候ひけるぞ」と申したりければ「あゝこそは」と仰せられけるに、事さめて、御前なる人わらひあへりけり。申しがたき事を申したりける女房なり。

〔解釋〕 〇世かはりて後 崇徳院の御くらゐおぼさせ給ひ、ついで、讃岐にうつろはせたまひし後をいふ。〇いにしへをおぼし出で、云々 崇徳院御位の時、東三條殿におはせしより、かくはの給へるなり。但しこのとき、皇嘉門院は、九條殿（拾芥抄中に「九條坊門南、町尻東、右大臣師輔公家」とあり）におはせしなり。〇あゝとこそはと云々 あゝとは、泛く感ずる時に發する聲。こゝは、虫の鳴く聲を、人の泣く聲に喩へての給ひしなり。さてこの女院は、崇徳院の移ろはせ給ひし後、あけくれ嘆かせ給ひて、御ぐしれるさせ給ひしよし、今鏡（使合はせ）にもいでたれば、昔を忍びがたくおぼす御心もありて、斯くはの給へるなるべし。

又我れ其の能ありと思へども、人にゆるされ、世に所おかるゝほどの身ならずして、人のちわざをほめんこそせん事も、いさゝか用意すべきものなり。

五七

三河守知房が所詠の歌を、伊家の辨感歎して「優によみ給へり」といひけるをば、知房腹立して「詩を作る事はかたきにあらず。和歌の方は、頗るかれにはおされり。これによりて、かくのさこくいはるゝ、尤も奇恠なり。今より後、和歌をよむべからず」といひけり。優の詞も、ここによりて斟酌すべきにや。これはまされるがほめけるをたに、かくこがめけり。況んやおこれらん身にて、褒美なかくかたはらいたかるべし。よく心得て、こゝろばせをもてまづむべきなり。「ひこの善をもいふべからず、いはんや其の悪をや」此の心尤も神妙なり。但し人々遍照寺にて、山家秋月といふ事をよみけり。其の中に、範永朝臣、藏人たる時乃歌、

住む人もなき山里の秋の夜は、月のひかりもさびしかりけり。

とあるを、件の懐紙の草案どもを、定頼中納言よりて、公任卿の出家して居られたる、北山の長谷といふ所へ、見せにつかはしたりければ、範永が歌を深く感じて、彼の歌のはらに「範永誰人哉、和歌得其體」と、自筆にてかき付けられたりけるを、範永聞きて感にたへず、其の草案を乞ひ取りて、錦の袋に入れて、寶物として持たりけり。これこそ稱美のかひありて聞こゆれ。かやうの事は、よくいたれる人のすべきなり。

〔考異〕

○又我れ其の能あり云々の六十三字 佐本になし。よく心得て云々の二十字 佐本になし。出家して居られたる 佐本特本に出家して籠居せさせ給ひけるとあり。○感じて 佐本特本に感嘆してとあり。○其の草案を 佐本特本に其の懐紙なとあり。よくいたれる人のすべきなり 佐本に至りたる人のすべきとあり。特本によくいたす人のすべきとあり。

〔解釋〕

○三河守知房が云々斟酌すべきにや 此は袋草子(三)によれりと見ゆ。文意全くねなど。知房は、九條太政大臣信長の子。○伊家 内藏頭公基の子。官左少辨に至る。○褒美 ほむること。今いふ賞與の義にあらず。後漢書(東平王傳)に「制書褒美、班之四海」と見えたり。○人の善をもいふべからず云々 九條殿(師輔)遺誡中に「縦人之善、不可言之、況乎其惡乎」とあるに據れり。こは禮記に「善則稱人、惡則稱己」とあることなり。九條殿遺誡は、拾芥抄(下)群書類從(四百七十六)等にいでたり。○人々遍照寺にて云々至れる人のすべきなり 此は悦目抄、袋草紙(三百七十六)等によれりと見ゆ。文意ねは方向同。但し悦目抄には、其の初めに「人々遍照寺にて、月見侍りけるに、山家秋月といふとをよみける。その中に範永朝臣が、其夜しも殿上の番にて、まからざりけるを、主上「うらやましく思ふらん」とねはせ下されて、寮の御馬を賜はりて乗り、山へまかりて、山家秋月といふとをよみ侍りけり云々」とあり。又袋草紙には、末に「此歌、範永爲藏人之時、月夜に定頼卿參内、藏人一兩人同車シテ、向遍照寺、終夜遊覽之時、所詠也」と見ゆたり。○遍照寺山城國葛野郡廣澤池の西北にあり。蓋し大覺寺の別院なり。廣澤寛朝僧正の、此の寺に住まれしよし、上に註せり。○住む人も云々の歌 後拾遺集(秋上)に「廣澤の月を見てよめる。藤原範永朝臣」の詞がさして出でたり。○懐紙 初めふところ紙を用ひたるよりいふ。和歌又は連歌を、正式

に詠進するに用ふる紙。即ち檀紙、又は杉原紙の全紙を用ひ、且つ書式ありて、官位姓名などをしるすなり。○北山の長谷 長谷は、山城國愛宕郡にあり。この地山間なれども、古へより貴顯の別荘あり。千載集定頼の和歌小序にも、公任が此の地に生まれしよし見ゆ。北山のこと、上に記せり。

第二 可離 憍慢事

或人いはく、人の世にある習ひ、憍慢を先きことして、よく穩便なるは少し。あるひは自由の方にておたやかならず。これは我が涯分をはからず、さしむなき身をたかく思ひあけて、主をも輕しめ、傍輩をもさぐるなり。或は偏執の方にてかたくなより。これは我が思ひたる事をいみじう志て、人のいふ事を用ひざるなり。あるひは世にかはれるふるまひあり。これは昔をのみいみじと思ひて、今の世に志たがはぬなり。或は折節に似ぬ嗚呼あり。これは内々よくなれにしかばと思ひて、晴に出で、人をならし、もしはうちこは遊ぶ所に交りて、我れは未だみたれぬまゝに、こころはさう紐さしかためて、人を志らから、其の座をさますなり。あるひは才能に付いてそごりあり。これはものを知り、才のあつきによりて、よろづの人をあなづるなり。あるひは愛着についておろかなり。これは我が主より外はめめたき人なし、我が妻子ばかり、みめこゝろたらひたるものあらじなど思ふなり。或はすきに付いて笑はるゝあり。これは昔の人はここに心もすきて、花月をもちいたづ

らに過をさざりけり。今は時代あらたまりて、おもろき事もさる程にて、それのみをみかへりてはなど、心一つをやりて、人めにあまる難あり。あるひはふるまひについてくせあり。これはたち居のありさまの目たしく、をこがまじきなり。大かたかやうの事は、憍慢をもこゝえて、心の少きよりおこれり。これによりて、つひに生涯をうごなひ、後悔をふかうす。かゝれば、たごひ身をよごと安んじ、昔をいみじごとのび、物をおもろごにおもふごも、人目をはかり、世のそりをつゝとみて、心にこゝろをまかすまじきなり。さればある經には「心の師をなるとも、心を師させされ」と、こかれたるごかや。凡そ貧しきものゝ誦はざるはあれども、富める者の驕らざるはかたければ、皆人の習ひなれども、身の至りて、徳のおもからんについても、よく志づまりて、おたやかなるおもひをささごすべし。

〔考異〕 ○傍輩 佐本持本に「たへの人とあり」傍本に「傍人」とあり ○其の座 佐本持本に「其の座の興」とあり ○時代 佐本に「時世」とあり ○くせ 佐本持本に「僻事」とあり

〔解釋〕 ○憍慢 佛經に、意思の倨傲なるを憍といひ、自己の分を省みずして、他を劣れりとするを慢といふ。俱舍論に「憍由染、自法、慢對、他心舉」とあり。又字典に「憍逸也、矜也、恣也、又通作驕、々馬驕逸、不受控制也、慢弛縱意、怠也、倨也、緩也」と見ゆ。○傍輩をもさぐる さぐるは、下ぐ

るにて、人を見くだすをいふ。○内々よくなれにしかばと思ひて云々 なれは狎れにて、親み戯るゝ意。内向にて、惡意なるまゝは、互に狎れ昵びしかばと思ひて、暗の場所の、まじめなるべき所にて、無遠慮に、なれしく扱ひて、戯れなごするをいふ。○我れいまだみだれぬまゝに云々 おのれのみ、獨りうちとけず、体よくうはべをかざりて、その座の興をさますとなり。紐さしかためとい、直衣の紐をどかぬごにて、打ちとけぬ貌をいふ。大鏡(道隆傳)に「酒などあまたゝびになりて、人々みだれ給ひて、紐おしやりて候はるゝに云々」とあるは、本文と反對にて、うちくつろがれしさまなり。まらかすは、自かすにて、人の興をさますをいふ。○愛着 佛語、愛執に同じ。親子夫婦などの愛情に執着するをいふ。○今は時代あらたまりて云々 今は世の中の人氣一變して、花月の風流も人目に立ち、あしくいはるゝ非難あり。その非難は、すき風流の面しろき事も、相應にしてわいて、それにばかり染著してゐては、おのが本業も、忽せにならんなどいはれて、おのれ一人の氣ばらしの爲めに、かゝる非難を受くるとなり「時代改りて」の句より、直に「人目にあまる」の句に接けて見るべき文脈なり。さて「れもしろき事も云々」の句は、その非難の詞の一例を擧げたるなり。○目だしく 人目にたつの意。○生涯 莊子に「我生有涯」とあるより出でたる語。○ある經には云々 涅槃經(二十八)に「願作心師、不師於心」とあるをいふ。又陸象山語錄に「學者大病、在於師心自用、師心自用、則不能克己、不能聽言」ともあり。○貧しきものゝ誦はざるはあれども云々 論語(憲問篇)に「子曰、貧而無怨難、富而無驕易」とも見ゆたり。

一 列子傳といふ文にいはいはく、狐丘といふ人、孫叔敖に語りていはいはく「人に三怨あり、これを知るや」叔敖いはいはく「何をかいふ」答へていはいはく「爵の高きは、人これをねたむ。官の大なるは、主これをにくむ。祿のあつきは、あたこれに及ぶ」といへり。九條師輔殿、右大臣を辭し給ひける時の表の文にいはいはく、

家好儉素。不奈龍洞之愁。祿致陳紅。恐乖狐丘之誠。

と文時卿のかけるこかや。

〔考異〕 ○表の文にいはいはく 印本原本に表の文は文時卿書けるこありきて、こは右大臣を辭する時の表の文にはあらず其の由解釋の下に辭す。○と文時卿のかけるこかや 印本原本になし

〔解釋〕 ○列子傳といふ文に曰く云々 列子(說符篇)に「狐丘謂孫叔敖曰、人有三怨、子知之乎、曰何謂也、對曰、爵高者人妬之、官大者主惡之、祿厚者怨逮之」とあり。又說苑(敬慎篇)には「孫叔敖爲楚令尹、有二老夫、來吊曰、身已貴而驕、人者、民去之、位已高而擅、權者、君惡之、祿已厚而不、知足者、患處之、孫叔敖再拜曰、敬受命」とも見えたり。列子名は禦寇、鄭の人、老子の學をなし、列子といへる書二十篇を著はす。史記(列傳)に詳なり。狐丘は其の傳あきらかならず。孫叔敖は楚の人。孟子(告子篇)に「孫叔敖舉於海」朱註に「孫叔敖隱處海濱、楚莊王舉之爲令尹」とあり。これも史記(列傳)に詳なり。さて本文に、列子傳とある傳は、衍字なるべし。○九條殿右大臣を辭し給ひける表の文に云々 本朝文粹(五)に「爲九條右大臣、請減職封表。管三品」と題して

出でたる表中の句なり。こゝに右大臣の辭表とあるは誤りならん。さて龍洞とは、古人の妻妾奴婢などの名にや、出典詳ならず。なほ尋ぬべし。祿致陳紅とは、倉中に積みあげたる祿米の、年を経て、わかき朽つるをいふ。陳とは、古びたるなり。漢書に「太倉之粟、陳々相因、紅腐而不可食」とあり。狐丘之誠とは、上に註せり。九條殿とは、師輔をさす。小一條攝政太政大臣忠平(眞信公)の子。○文時 右大臣菅原道眞の孫、右大辨高視の子。官文章博士、式部大輔等に至る。三位に叙せらる、よりに世に管三品と稱す。

二 大方世にある道の煩はしく、ふるまひにくき事、薄き氷を踏むよりも危く、けはしき流れに竿さすよりも甚たしきものなり。莊子山を過ぎ給ふに、木を伐るものあり。直なるをばさりて、ゆがめるをばさらず。又人の家にやどり給ふに、鴈二つあり。主よく鳴くをばいけて、鳴かざるをば殺しつ。明くる日、弟子莊子に申していはいはく「昨日山中の木は、直なるをば伐りて、ゆがめるをばさらず。又家の二つの鴈は、よく鳴くをばいけて、なかざるをば殺しつ。よき木もさられ、よくなかざるをも殺されぬ」と申す。莊子いはいはく「世の中のためし、これにあり」と答へ給へり。かゝるにつけても、よく憍慢をばすて、身を慎むべしと見ゆたり。文集の詩にいはいはく、
木鴈一篇須記取。致身材與不材間。

こあるは是れなり。又陸士衡が文賦には、

在木闕不材之資。處鴈乏善鳴之分。

ともかけり。又藤篤茂が句にも、

昨日山中之木。材取諸已。今日庭前之花。詞慙於人。

〔考異〕 ○けはしき 佐本狩本にはけしきあり○のがめる 佐本狩本に曲れるさあり○よき木も云々の十九字 佐本狩本によきはさられあしきは殺されぬあり○陸士衡が文賦には云々 此は文賦中の句にはあらずそのよし解釋の下に釋す

〔解釋〕 ○薄き氷を踏むよりも云々 詩經（小晏篇）に「戰々兢々、如臨深淵、如履薄氷」とあるにより。○けはしき流れに竿さす云々 白氏文集（三）太行路の篇に「巫峽之水能覆舟、若比人心是安流」とある心なり。○莊子山を過ぎ給ふに云々 莊子（山木篇）に「莊子行於山中、見大木枝葉盛茂、伐木者止其旁、而不取也、問其故曰、無所可用、莊子曰、此木以不材得終其天年、夫子出於山、舍於故人家、故人喜、命豎子殺雁而烹之、豎子請曰、其一能鳴、其一不能鳴、請奚殺、主人曰、殺不鳴者、明日弟子問於莊子曰、昨日山中之木、以不材得終其天年、今主人之雁、以不材死、先生將何處、莊子笑曰、周將處夫材與不材之間」と見えたり。さてこの段は、古今著聞集（二十一）にもいでたり。全く同文なり。莊子名は周、蒙の人、漆園の吏たり。老子の學をなし、莊子といへる書十卷を著はせり。史記（列傳）につまびらかなり。○文集の詩にいはく云々 此は白氏文集（三十四）に、偶作として出でたる、七律中の轉結なり。又新撰朗

詠集（雜）にも載せたり、前文を味はゞ、意自ら明なり。○陸士衡が文賦には云々 諸本に斯くあれど、いみじき誤りにて、此は盧湛贈劉琨詩の序中の句なり。文選（六）に出でたり。盧湛字は子諒、范陽の人、才理ありて善く文を屬す。顯宗の時、散騎常侍となる。晋書（列傳）につまびらかなり。○藤篤茂が句にも云々 此は本朝文粹（十）に「仲春於左武衛將軍亭、賦雨來花自濕詩序。藤篤茂」と題して出でたる序中の句なり。其の結文に「如予者、昨日山中之木、材取諸已、今日庭前之花、詞慙於人、猥染疎毫、以記勝事云爾」とあり。さてこの句は、題の心にはあらで、序者が自謙の詞なり。上の二句は、莊子の文によれり。材取諸已とは、おのれの身の不材なるによせていふ。下の二句は、只今あることにつきて、卑下していへるにて、其の意は、今日庭前の花を題にて、作りし序文には、花もなくてはづかしとなり。篤茂は、備中掾承業の子。官圖書頭に至る。

むかし、人の心の濁れるをうらみて、つひに滄浪の水に沈み、世の政のたゞしからぬをいこひて、永く首陽の雲に入りし人あり。これ等は諫むべきを見ていさめ、退くべきをみて退ける類なり。其の性寒氷よりも潔くして、懷籠戸位の喩へをはなれたり。誰かこれを諂へる臣といはん。おかるに橘倚平が詩には、

楚三閭醒終何益。周伯夷飢未必賢。

こいひて、なほ時にちたがはぬ振舞をそられり。いはんや賢才にあらずして、人なみくくに、世に立ちまじはらんやから、かたぐ恐れつゝむべきものをや。すべ

てたかくともあやぶみ、みつるともてほさじとなり。

〔解釋〕 ○人の心の濁れるをうらみて云々 史記(列傳)に「屈原名平、楚之同姓、爲懷王左徒、頃襄王時、以讒遷于江南、原被髮行吟澤畔、顔色憔悴、形容枯槁、漁父問曰、子非三閭大夫歟、何故至此、原曰、舉世混濁、而我獨清、衆人皆醉、而我獨醒、是以見放、乃作懷沙之賦、自投汨羅以死」とあるをいふ。滄浪は水の名。水經の註に「水出荆山東、西流爲滄浪之水」とあり。又孟子(離婁篇)に「孺子歌曰、滄浪之水清兮、可以濯我纓」とも見たり。○世の政のたゞしからぬをいひて云々 史記(周紀)に「周武王伐紂、伯夷叔齊叩馬諫之、王既滅殷爲天子、天下宗周、伯夷叔齊耻之、不食周粟、隱於首陽山、作歌、遂餓而死」とあるをいふ。伯夷叔齊は、孤竹國の君の二子なり。首陽山は、載延之西征記に「洛陽東北首陽山、有夷齊祠、今在偃師縣西北」説文に「首陽山在遼西、凡五所、各有考據、先後不詳」などあり。又孟子(離婁篇)に「伯夷辟紂、居北海之濱」とも見たり。○懷龍尸位 孝經(諫諍章)孔安國の注に「事君之禮、值其有非、必犯嚴顔、以道諫爭、三諫不納、奉身以退、有匡正之忠、無阿順之從、良臣之節也、若乃見可諫而不諫、謂之尸位、見可退而不退、謂之懷龍、懷龍尸位、國之姦人也」とあり。さて三諫不納云々の四十六字は、諸本とも、本文に細注せり。○橋倚平が詩には云々 此は和漢朗詠集(十)にいでたり。三閭とは、楚の職名なり。屈原は、三閭の大夫たりしゆゑかといふ。離騷の序に「三閭之職、掌王族三姓、曰昭屈景、序其譜屬、率其賢良、以厲國士也」とあり。二句のころは、賢人を賢人とする世にこそは、賢人をたつるかひもわらぬ。賢人を用ひざる世には、たゞ世どおし移りて、身を全うせんにかかずとなり。倚平は、飛驒守橋是輔の子。官日向守に至る。○たかくともあやぶみ云々 孝經(諸侯章)に「子曰、居上不驕、高而不危、制節謹度、滿而不溢、高而不危、所以長守貴也、滿而不溢、所以長守富也」とあるに據れり。

〇四

小野小町が少くて色を好みし時、もてなされしありさまならびなかりけり。壯衰記といふ物には「三皇五帝の后も、漢皇周王の妻も、いまた此のれをりをなさず」と書きためり。かゝりければ、衣には錦繡の類を重ね、食には海陸の珍を調へ、身には蘭麝を薫じ、口には和歌を詠じて、よろづの男をば賤しくのみれもひくたし、女御、后にころをかかけたりしほどに、十七にて母を失ひ、十九にて父におくれ、二十一にて兄にわかれ、二十三にて弟をさきたてしかば、單孤無頼の獨人になりて、頼むかたなかりけり。いみじかりつるさかえ、日々におころへ、はなやかなりしかたち年々にすたれつゝ、心をかけたるたぐひも、うごくのみなりしかば、家はやぶれて、月のみむなしくすみ、庭はあれて、蓬のみいたづらにまげし。かくまでになりければ、文屋康秀が、三河掾にてくたりけるに、いさなはれて、わびぬれば身を浮草のねを絶えて、誘ふ水あらはいなんこそ思ふ。

などよみて、次第におそろへゆくほどに、つひには野山にぞさすらひける。懷舊のころのうちに、悔しき事おほかりけむかと。

〔考異〕 ○ならびなかりけり 佐本狩本にたぐひなしとあり ○書きためり、りければ 佐本狩本にいへりさればとあり ○いざなはれて 稿本にさそはれてとあり ○おちぶれ 佐本狩本におそろへとあり ○つひには 佐本狩本にはてにはとあり ○事おほかりけむ 佐本狩本に事もありけむとあり

〔解釋〕 ○この段は、古今著聞集(五)にもいで、まつたく同文なり。○小野小町 大日本史(列女傳)に「不詳、審其所出本末、或曰、參議皇孫也、父曰良真、出羽守」とあり。又拾芥抄(上)に「出羽國郡司女、或仁明天皇御時、承和比人云々」とあり。歌仙傳、作者部類などにいでたるも、はゞこれに同じ。○壯衰記といふ物には云々 玉造小町壯衰記とて、群書類從(百三十六)に収む。五言古詩一百二十四韻、並びに序あり。小町が若き時、榮華を極めたる事、及び年老いて、道路に乞食したる事をも、いと巧に叙したり。本文は、全くこれによれりといふ見ゆ。さてこの壯衰記の作者は、諸説あれど、いづれも確かならず。又本書及び著聞集には、小野小町の事として、これを載せられど、いとおぼつかなし。とは徒然草(百七十三段)に「小野小町が事、さはめてさだかならず。衰へたるさまは、玉造といふ文に見ゆたり。此の文、清行がかけりといふ説あれど、高野大師の御作の目錄にいれり。大師は、承和の始めにかくれ給へり。小野がさかりなる事、其の後のことによ。なほおぼつかなし」とあり。大日本史の註に「世有玉造小町壯衰書、未知何人著、或曰、僧空海、或曰三善清行、載小町年老、乞食道路、世以爲小野小町、十訓抄、著聞集皆載其事、

以玉造小町、小野小町爲一人、長明無名抄、亦引在原業平所聞獨體歌爲一人(この事、下に註す)徒然草以空海小町年代相隔、疑爲非其所著、今按小町、玉造各自一姓、故不取などあるにて知るべし。○三皇五帝 史記には包犧氏、女媧氏、神農氏を三皇とし、黃帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜を五帝とす。又孔安國書經の序には、伏羲、神農、黃帝を三皇とし、少昊、顓頊、高辛、唐、虞を五帝とせり。○蘭麝を薫じ 蘭麝とは、蘭蕙と麝香とをいふ。白氏文集(三)太行路の篇に「爲君薰衣裳、君聞蘭麝不馨香」と見えたり。○女御 後の次ぎ、更衣の上にて、御寢に侍する者。玉勝間(十三)に「天子の燕寢に侍する婦人をかく申すなり。抑大寶令の制にては、天子のめし給ふ宮人を妃、夫人、嬪の三級に分ち、妃は二人、四品以上の身分、夫人は三人、三位以上、嬪は四人、五位以上と定められつるも、中昔より改りて、妃夫人にわたる程なるをば女御とし、嬪にわたる程なるをば更衣とせられぬ。女御といふは、もと漢國にて、王の御す女をひろくいへる名にて、一つ定まれる號にはあらず。本朝にても、本は然かなりしを、後に定まれるしなになれり」と見えたり。○思ひくたす くだすは、朽ちさす義、人をわろく思ひ眩すをいふ。○后 皇后に同じ。天子の嫡妻なり。次ぎの天子の母となり給ひて、尊稱を奉れば、太后又は皇太后と申す。後にその祖母となりたまへば、太皇太后と申す。皇は皆尊稱なり。○文屋康秀が三河掾にて云々 この事、次ぎの古今集の詞書に見ゆたり。康秀は、字を文琳といふ、拾芥抄(上)に「先祖不見、縫殿助」とあり、又作者部類には「宗干男、元慶三年任縫殿助」とも見ゆ。掾とは、いにしへ諸國に守、介、掾、目の官あり。職員令に「大掾一人、掌糾判國內、信署文案、勾稽失察、非違

小掾一人、掌同大掾云々」と見たり。○わびぬれば云々の歌 古今集(雑下)に「文屋康秀が三河掾になりて、懸見にはぬいでたしやと、言ひやられるかへりごと」に詠める。小野小町」と詞がきしていでたり。○つひには野山にぞさすらひける云々 鴨長明の無名抄(下)に「業平の朝臣、二條の後の、未だたゞ人にねはしましける時、ぬすみ取りてゆきけるを、兄人たちにどりかへされて、髻を切られけり。朝臣、髪生ふさんどて、こもりぬたりける程に、歌枕ども見んとて、すきに事よせて、東の方へゆきけり。みちの國に至りて、やすじま(古事談に八十島とあり)といふ所にて宿りたりける夜、野の中に、歌の上の句を詠する聲あり。その詞にいはいく「秋風のふくにつけてもあなめく」(袋草子に、秋風の打吹く毎にどあり)といふ。あやしく覺て、聲を尋ねつ、これを求むるに、更に人なし。たゞ死人のかしら一つあり。あしたになほこれを見るに、かのどくろの、其の頭の目の穴より、薄なん一もと生ひいでたりける。そのすゝきの風になびく音の、かく聞ければ、あやしく覺て、あたりの人にこのことを問ふ。ある人語りていたく「小野小町この國に下りて、此の所にして命をはりにけり。すなはちかの頭これなり」といふ。こゝに業平、あはれに悲しくねむければ、涙をねさへて下の句をつけり」をのとはいはいははははと、さねひけり」(古事談には、ねひたりとあり)とぞつけ、る。其の野を、玉造の小野といひけることを侍る。玉造の小町と、小野小町と同じ人か、あらぬ物かと、人々おぼつかなき事に申して、争ひ侍りしとき、人のかたり侍りしなり」とあるにて、小町のはかなき終はりを知るべし。なほ古事談(二)、袋草子(四)などに出でたるも、文意全くねなじ。

五

文集一卷の凶宅の詩には「驕りは物の盈つるなり、老いは數の終はりなり」といふ。同四卷の杏爲梁には「儉なるは存じ、奢れるは失するを、今日にあり」とも書かれたり。まかのみならず、吳王夫差の姑蘇臺、秦の始皇帝の咸陽宮、おどりをまはめ、うるはしきをまはめたりとも、あたのためにはほろぼされて、子孫につたふる事なかりき。源順が河原院の賦に書けるこそ、いこあはれにおほゆれ。

強吳滅兮有荆棘。姑蘇臺之露灑々。暴秦衰兮無虎狼。咸陽宮之煙片々。

中にも唐の太宗の御時、魏徵が徳政の三の品を定め申しける詞に、

焚鹿臺之寶衣。毀阿房之廣殿。懼危亡於峻宇。思安處於卑宮。則神化潜通。無爲而治。徳之上也。

ごありけるを、貞觀政要に書かれぬるこそ、儉約の政のあるべきやう、いみじうめでたけれ。此は帝道の一事には限らず、庶人のふるまひに至るまで、此の心をもてごなり。鹿臺阿房は、殷紂、秦皇二世等の宮室なり。

〔考異〕 ○徳政 佐本に政とあり ○書かれぬるこそ 佐本に書かれけるそのとあり ○心なもて 佐本狩本に心なもてとあり ○秦皇二世等 佐本狩本に二世等の三字なし

〔解釋〕 ○凶宅の詩には云々 白氏文集(一)凶宅の篇、五言古詩中に「權重持難久、位高勢易窮、

驕者物之盈、老者數之終」とあり。○杏爲梁には云々 同集(四) 杏爲梁の篇、七言古詩中に「儉存奢失今在目、安用高墻圍大屋」とあり。○吳王夫差の姑蘇臺 史記(吳世家)に「吳王夫差破越、々々進西施請退軍、吳王許之、既得西施甚寵之、爲築姑蘇臺、高三百丈、游宴其上、子胥諫曰、臣恐姑蘇不久、爲麋鹿之遊、後越伐吳、遂見焚」とあり。夫差は、吳王闔廬の子なり。○秦の始皇帝の咸陽宮 史記(秦紀)に「秦每破諸侯、寫放其宮室、作之咸陽北坂上以東至涇渭、殿屋複道、周閣相屬、所得諸侯美人鐘鼓、以充實之、後項羽屠咸陽、焚其宮室、三月火不滅」とあり。始皇帝名は政、莊襄王の子。實は相國呂不韋の子なり。始皇天下を并はせて、初めて帝と稱し、咸陽に都せり。○源順が河原院の賦に云々 本朝文粹(一)に「奉同源澄才子、河原院賦。源順」といでたる賦中の句なり。河原院は、拾芥抄(中)に「六條坊門南、萬里小路東八町、融大臣家、後寛平法皇御所、本四町、京極西、號東六條院」とあり。左大臣源融これを興し、臺閣水石、巧に華詭を窮め、鱗介を取りて池中に致し、毎月難波の潮二十斛を汲ましめ、日に鹽を煮て、陸奥鹽釜浦の勝概に摸す。世に河原左大臣と稱す。薨するに及び、これを宇多天皇に獻じ、仙洞と爲すといふ。本文は、河原院を姑蘇臺咸陽宮に比して、暗に源融が驕奢をさはめたるを難せしなり。荆棘とは、うばらの類。濃々とは、露の濃なる貌。詩經に、零露漙漙などあり。虎狼とは、秦の強暴なるに喩ふ。史記(楚世家)に「昭唯曰、秦虎狼不可信」戰國策に「秦四塞之國、有虎狼之心」など見ゆ。本文すべての心は、強國といはれし吳も、一朝あだに滅ぼされて、彼の姑蘇臺も爲めに焚かれ、其のあと荒れて、うばらどものまげりあひて、置く露のみいと滋く、また虎狼とい

はれし秦も、忽ちに衰へて、彼の有名なる咸陽宮も、亦敵に焚かれて、あはれ一片の烟と化し去りぬとて、世の榮枯盛衰の常なきを傷めるなり。○唐の太宗の御時魏徵が云々の詞に云々 徳政の三の品云々とは、魏徵が徳政の志なを、上中下の三段に分ちて、論せし詞にて、貞觀政要(君道篇)に出でたり。貞觀政要は、唐の太宗の嘉言善行、良法美政等を、史臣吳兢が編類せるもの。十卷あり。さて焚鹿臺之寶衣、毀阿房之廣殿とは、奢を禁する心なり。史記(殷紀)に「周武王克商、紂反入登鹿臺、蒙衣其珠玉、自燔于火而死、武王命南宮括、散鹿臺之財」とあり。註に「鹿臺々名、爲瓊室玉門、其大三里、高千尺」と見ゆ。又史記(秦紀)に「秦始皇營作朝宮渭南上林中、先作前殿阿房、東西五百步、南北五十丈、上可坐萬人、下可建五丈旗、周馳爲閣道、自殿下直抵南山、表南山之顛、以爲闕、爲複道、自阿房渡渭、屬之咸陽、後爲楚所焚」とあり。懼危亡於峻宇とは、驕る者の久しからざらんことをおとる意。書經(夏書五子歌)に「甘酒嗜音、峻宇雕墻、有于此、未或不亡」とあり。思安處於卑宮とは、論語(泰伯篇)に「卑宮室而盡力乎溝洫、禹吾無間然矣」とあり。その心は、禹のおのれに薄うして、民に勤めしをいふなり。神化潜通とは、天子の徳化の、四方に敷き草をいふ。無爲而治とは、令せずして、自然にをさるなり。論語(衛靈公篇)に「子曰、無爲而治者、其舜也與」とあり。本文すべての心は、帝王たるものは、奢侈の心を禁じ、不急の土木を起さず、一身を奉ずるに薄きときは、其の徳化下に感通して、天下自然に治まる。是れ即ち徳政の上品なりとなり。太宗姓は李氏、諱は世民、高祖の次子。魏徵字は玄成、鉅鹿の人。太宗に仕へて諫議大夫、侍中となり、鄴國公に封せられ、また太子大師

となる。卒して司空を贈り、文貞と諡す。唐書(列傳)に詳なり。魏徵、太宗と政治を討論し、往復應對すると、凡べて數十萬言、皆前代争臣の言ひ至らざる所のもの、載せて貞觀政要にあり。

五千の上慢は、佛たにも何ごもし奉らず、釋尊の法華を説きはじめ給ひし時、座を立ちて退きけり。かれら罪根深重に、増上慢にして、いまた證せざるを證せりこれもひ、未だ得ざるを得たりと思ふ、かくのでこく失あるごもがらなり。委しくはかの經に説かれたり。不輕比丘は、あへるものごこに「我深敬汝等、不敢輕慢」と唱へて、杖木瓦石をもよく忍び、罵詈謗言をもごがめずして、終に其の證を得給ひたれば、後世菩提のためにも、かならずれされる心を離るべきなり。

〔考異〕 ○失あるごもがらなり 佐木狩本に大憍慢ありしごもがらなりとあり ○委しくは云々の十三字 佐本になし

〔解釋〕 ○五千の上慢は云々 此は法華經(方便品)に「爾時世尊告舍利佛、汝已慙懃三請、豈得不說、汝今諦聽、善思念之、吾當爲汝分別解說、說此語時、會中有比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷、五千人等、即從座起、禮佛而退、所以者何、此輩罪根深重、及増上慢、未得謂得、未證謂證、有如、是失、是以不住、世尊默然、而不制止云々」と見えたり。上慢とは、増上慢といふにねなじ。我れ増上の法を得たりと誤認し、人に高ぶり驕りて、慢心するをいふ。○罪根深重に云々 此れ三罪を犯せるなり。法華經科註に「五濁障多、名罪重、執小翳、大、名罪根深、未得謂得、爲増上慢、以下未得三果、未證無學、潜偽自謂證得者也」とあり。罪根とは、無明惑の異名にて、三惑の一なり。○不輕比丘は云々 此は法華經(不輕品)に「威音王如來滅度後、像法中有菩薩比丘、名常不輕、是比丘凡有所見、皆悉禮拜讚嘆、而作是言、我深敬汝等、不敢輕慢、所以者何、汝等皆行菩薩道、當得作佛、四衆之中、有生嗔恚心不淨者、惡口罵詈言、是無智比丘、從何所來、自言我不輕汝、而與我等、授記當得作佛、我等不用如是虛妄授記、如此經歷多年、常被罵詈、不生嗔恚、常作是言、汝當作佛、說此語時、衆人或以杖木瓦石、而打擲之、逃走遠住、猶高聲唱言、我不敢輕於汝等、汝等皆當作佛云々」とあるに據れり。さて不輕とは、身に不輕の行を立て、口に不輕の教へを演ぶれば、人之れを字して、かくいへるなり。法華論にも「此菩薩知衆生有佛性、不敢輕之」とあり。釋尊、昔威音王佛の世、出で、菩薩比丘となり、常不輕と名づく。常に四衆を敬禮して輕慢せず。汝等皆菩薩の道を勤めて、佛となるべしとて、禮拜讚嘆せり。然るに彼の上慢無智の徒は、この理を知らず、反つて菩薩を罵詈打擲すれども、少しも嗔恚の心を起し給はざりきとなり。○後世菩提のため 佛道に入りて、後世の冥福を祈るをいふ。菩提は梵語、知と譯す、即ち無上正徧知なり。佛果究竟の智に名づくるなり。又道と譯す、即ち無上道なり。又覺と譯す、即ち無上正覺なり。無量壽經の註に「菩提正覺、佛果異稱、聞法爲種、發心爲芽」と見えたり。

第三 不可侮人倫事

或人いはく、人をあなづる事は、色かはれども、必ずある事なり。あるひは貧しく賤しきをも慢り、あるひは不覺なるをも慢り、或は我れよりさがれるをもあなづりて、するここをも、いふ事をも、さばかりにこそこれゆへり。あるひは志たしむつるをもあなづり、大方不運なるものをば、行ふ所の事がら、よからぬやうに思ひ、いやしまものは、ふるまひこふるまふ事、いたづらごとく思へり。これは無智の人のある事なり。これによりて、いふまじき言をもいひ、すまじきわざをもふるまふほどに、あなづるかつらにたはぶれて、思はざるほかのはぢがまじき事にもあひ、いこはるまじきものにもいこはれぬれば、人にかろくおもひけたれ、心れこりせらるゝなり。孤兒寡婦なりともあざむくべからず。れもく本文の心を信すべし。人にこりてかたつくゝしむべし。

〔考異〕 ○不可侮人倫事 印本増本に不可侮人倫事あり ○むつる 佐本増本にむつぶきあり ○行ふ所の事がらよからぬ 佐本増本に知る所行ふ所心清つらぬことあり ○あなづるかつらに 増本にあなづりかつらにあり ○いこはるまじきものにもいこはれ

佐本増本にいはるまじきものにもいこはれぬべし ○つゝしむべし 増本につゝしむべき事なりとあり
〔解釋〕 ○あなづるかつらに 意義定かならず。或は、つ文字は衍にて、あなづるからにならんか。
即ち侮る故にの意。○孤兒寡婦なりとも云々 晋書（載記石勒篇）に「後趙石勒曰、大丈夫行、事當、諸々落落、如日月皎然、終不效曹孟德、司馬仲達、欺人孤兒寡婦、狐媚以取天下也」貞觀政要（政体篇）に「太宗曰、隋文帝欺孤兒寡婦、以得天下、不ぞ見えたり。」

利泉式部、保昌が妻にて丹後へくたりけるほどに、京に歌合ありけるに、小式部内侍、歌よみにこられてよみけるを、定頼中納言たはぶれて、小式部内侍のつほねにありけるに「丹後へつかはしける人は参りたりや。いかに心もこなくれば、すらん」といひいれて、つほねの前を過ぎられけるを、みすよりなからばかり出で、わづかに直衣の袖をひかへて、

大江山いくのゝ道の遠ければ、またふみもみずあまの橋立。
こよみかけより。れもはずにあさましくて「こはいかに、かゝる様やはある」とばかりいひて、返歌にも及ばず、袖をひきはなちてにけられにけり。小式部これより、歌よみ乃世に覺え出でまにけり。これはうちまかせて、理運の事なれども、彼の卿の心には、これほどの歌、たゞ今讀み出たすべしとは、あられざりけるにや。

〔考異〕 ○くだりけるほごに 佐本狩本にくだりけるあまにさあり ○よみけるを 佐本狩本に歌をよみけるにさあり

〔解釋〕 ○この段は、俊頼口傳(下)によれりと見ゆ。又系圖口傳(下)、古今著聞集(五)などにもいでたり。文意おなじ。なほ下の金葉集の詞書をも見合はすべし。○和泉式部保昌が妻にて云々 保昌は、右京大夫致忠の子。勇士にて、武畧に長じたりし由、大系圖に見ゆたり。和泉式部は、初め和泉守橘道真に具せしが、後わすられて、保昌の妻となりしなり。○歌よみにとられて 歌合の仲間に入れられての意。○丹後へつかはしける人は云々 この事、歌の下に辨す。○直衣 袍を直して造りたるより、なほしといふとぞ。其の制大抵袍に同じうして、只地と紋とにたがひあり。夜の装束といひて、公卿の平服なり。赦許を得し人ならでは、これを着して、君前に出づるを得ず。さてこの服には、烏帽子、指貫を用ふるを例とせり。○大江山云々の歌 金葉集(雜上)に「和泉式部、保昌に具して丹後國に侍りける比、都に歌合わりけるに、小式部内侍、歌よみにとられて侍りけるを、中納言定頼、局のかたにまうで来て「歌はいかゞせさせ給ふ。丹後へは人つかはしけんや。つかひはまうでこすや。いかに心もどなくおぼすらん」などたはふれて立ちけるを、引きとめてよめる。小式部内侍」と詞がきして出でたり。さて本文に「丹後へつかはしける人は云々」集に「歌はいかゞせさせ給ふ云々」などあるは、當時小式部の歌のよきは、母の和泉式部によませて、わが歌にするといふとの、沙汰わりける比、定頼卿の戯れて「丹後なる母式部のもとへ、歌こひにやりたる使は、かへりたりや」などの給へりければ、兼ねて口をしと思ひける儘に、この歌をよめるなり。このうたよますば、兼ねての疑ひも、さればこそといはるべきを、

斯くめでたくよめるによりて、人のうたがひもはらし、わが名をもわけたるは、いとありがたき事にや。大江山は、丹波國天田郡にあり。丹波路の入口にて、幾野は丹波の奥なり。大江山幾野とつゞくは、丹波路の遠きをいはんとてなり。何れも、丹後の橋立への道筋なり。○こはいかに云々 いかにして、かゝる名歌をばよみ得たるぞと、感嘆しての給へる詞。○理運の事 ことわりに叶ひたること。即ち小式部の歌をよくするは、其の天稟にいづるをいふ。

匡衡卿わかよりけるこき、藏人にて、内裡によるほひありきけるを、さる博士なれば、女房達あなづりて、みすのきはによびよせて「これをひき給へ」こて、和琴をれと出たしたりければ、匡衡こりもあへず、

逢阪の關のあなたもまたみねば、あづまのこどもえられざりけり。
こよみたりけり。女房達かへしもえせでにがりにけり。和琴をば、あづまのこどもよふなり。

〔考異〕 ○匡衡 諸本に匡房とあるは誤りなり今後拾遺集によりて訂しつ ○あなづりて 佐本狩本にあつまりてさあり ○にがりにけり 印本狩本にやみにけりさあり ○和琴をば云々の十四字 狩本に以下分註後人書入歟とあり

〔解釋〕 ○此の段は、今昔物語(二十四)によれりと見ゆ。又古今著聞集(五)にも出で、大方同文なり。○よろばひありきける よろばふは、踏跟の義。よろ／＼と歩むとにて、匡衡が、身分の賤しき時のさまをいふ。○逢坂の云々の歌 後拾遺集(雜二)に「女のもとにまかりたりけるに、あづま琴

をさし出だして侍りければ。大江匡衡朝臣」とことば書していでたり。四の句、異本に「あづまのことは」とあり。逢坂山は、近江國滋賀郡にあり。古くはこの山に關あり。京より東路に下る要所にて、名高き所なり。

三
二條よりは南、京極よりは東は、菅三位の亭なり。三位うせて後、年比へて、月のあかき夜、さるべき人々、むかしの跡を志のびて、かゝこにあつまりて、月をもてあそぶ事ありけり。をほり方に、或人「月はのほる百尺の樓」と誦とけるを、人々聲をくはへて、たびくになる程に、荒れたる中門のかくれなる蓬の中に、老いたる尼のよに恠とけなるが、露にそほちつゝ、終夜聞きをりけるが「今夜の御遊、いごどめでたくて、涙もごままり侍らぬに、此の詩こそ及ばぬ耳にも、僻事を詠じおはしますかな、ごままり侍れ」といふ。人々わらひて「興ある尼かな。いづくのわろきぞ」といへば「さ候ふなり。誠にさぞれほすらん。されと思ひ給へ。月はなごかは、樓にはのほるべき。月にはのほるごこそ、故三位殿は詠じ給ひしか。おのれは故殿の物はりにて、おのづから承はりとなり」といひければ、人々恥ぢて皆立ちにけり。これはすゝみて人をあなづるにはあらねども、思はぬ外の事なり。これらまでも心すべさばや。數にかうの物ごいへる兒女子のたごへ、むねをたがへざりけり。

〔考異〕 ○菅三位 此は誤りなり其のよし解釋の下に辯す○よにあやしげ 狩本によにあまましげあり佐本にいさ淺ましげあり○涙もごままり侍らぬに 佐本に涙もごまらす侍り但しごあり○なじか 佐本狩本になにしごあり

〔解釋〕 ○この段は、江談抄(四)、今昔物語(二十四)などによれりて見ゆ。江談抄には「踏沙披練立清秋、月上長安百尺樓」此詩、朝綱卒去之後送數年、於相公二條京極梅園舊亭、八月十五夜、時好士有口輩、既月、到彼梅園舊亭。有老比丘尼一人、出來テ問曰「誰人令遊給哉。故宰相殿之人、遺唯尼一人也。彼家奴共天死、尼亦不知明旦云々」好事人々、彌以感嘆拭涙。然間尼云「抑、月ハ上長安ノ百尺樓詩、不似往日相公之詠、月ニトコソ被レ詠シカ。唯古也、月ニヨリテ上百尺樓也。月ハナニシニ、樓ニハ可レ登ツ」ト云ニ、人々皆信伏。問ニ、答云「故宰相殿ノ物張ナリ」仍人々各、給綱頭、終夜語了。相公之風詠、珍重云々」とあり。また今昔には、いと詳しく出でたり。○菅三位の亭 菅三位とは、菅原文時をさす。されど江談抄、及び今昔物語によるに、諸本に菅三位とあるは、江三位、あるは後江相公などの誤りにや。大江朝綱をさすなり。朝綱の、大江音人の孫、玉淵の子。官參議に至る。世に音人を江相公といひ、朝綱を後江相公といふ。其の著後江相公集あり。大日本史(文學傳)に詳なり。さてその亭は、江談抄に「二條京極梅園舊亭」とあり。又拾芥抄(中)には「梅園、三條南、京極東、朝綱卿家」と見ゆ。三條とあるは、二條の誤りなるべし。○月はのぼる百尺の樓 この詩、前記江談抄にいでたるが如し。同書に註して「白氏、八月十五夜詩」とあり。されど文集、及び長慶集には見えず。なほ尋ねべし。○なじか 何しかの略。いかでかといふに同じ。○物はり 衣の裁ち縫ひなどに従事する者。維新前、大名諸家にありし、御物師の類ならん。

はるとは、さぬを板に張りて、つやを出だすをいふ。○藪にもかうの物云々 當時の諺なるべし。但言集覽に「南嶺子に、藪にも香の物といふ事は、庸醫にも功者ありと云ふ、諺とのみ思ひしに、予尾張にありし時、名古屋より津島へゆくとして、海東郡を通りしに、阿波手の森といふ所に、藪の中に壺をふせて、往來の瓜蒴鹽の買人、その我が賣物を納め置く。香の物の自然に熟して、瓜蒴に麝穂を少し加へて、毎年極月二十五日に、熱田社の煤拂と、二月初午の日、神供に献す云々。此の香の物より、いひ弘めたる事にこそ。又毛吹草に、やぶにも剛のもの。こは剛字を用ひたれば、香の物にはあらず。十訓抄の意は、剛者の義に似たり。然れどもかうの物と、物字を書きたるは、後の書寫のわざなるべし云々」とあるにて心得べし。

四

伏見修理大夫俊綱の家にて、人々、水上、月といふ事をよみて、講じけり。時に田舎より上りたる兵士、中門のほごりにて聞きけるが、青侍をよびて「今夜の題をこそ仕りて候へ」といひ侍れば「興ある事なり。しかに」といへば、兵士

水や空そらや水ごも見ぬわかず、かよひてすめるあきのよの月。

侍來りて此の由を申す。人々れどろきほめて、詠吟してはちあへりけり。

同人播磨國へくたりけるに、高砂にて各、歌よむに、大宮先生義定といふもの

我れのみぞ思ひこしかど高砂の、をのへの松もまた立てりけり。

こよみたりけるを、人々感じあへり。良暹ヨシノブその座にありて「女牛メウシに腹つかれぬるわざかな」とぞいひける。

〔考異〕 ○聞きけるが 佐本狩本にこれをきいてあり ○女牛 印本狩本に「メウシ」とあり ○わざかな 佐本狩本に「わざ」の二字なし

〔解釋〕 ○この段は、袋草子(四)によれりと見ゆ。又古今著聞集(五)にもいで、おは方同文なり。

○伏見修理大夫俊綱 修理大夫讃岐守橘俊遠の養子。實は宇治關白頼通の子。この人、伏見に住めりしゆゑしかいふ。修理大夫は、修理職の長官にて、内裏の修繕造作の事を掌る。○講じけり 講ずるとは、和歌をよみあぐると。又披講ともいふ。披講のと、第四篇に註す。○青侍 青は

生字の義。今も未熟なるをわをしといへり。未だ年若く、物に熟せざる侍をいふ。侍とは、攝關大臣家などに伺候する、無位無官のもの、稱。年々隨筆に「もと執柄大臣の家人なり。家人の中に、才器あるを貢人にして、諸司諸國の判官主典にも申しなしたるが、五位にもなるがありて、

諸大夫に紛れやすし。畢竟は、諸大夫はもとよりの公人、侍は初めは家人にて、後に公人となりたる差別あり」と見ゆたり。○水や空云々の歌 新後拾遺集(秋上)に「水上月を。讀人えらす」と出てたり。○高砂 播磨國加古郡にあり。古へより名高き名所。○大宮先生義定 織部正定

通の子。大宮は、其の住めりし地名ならむ。先生とは、春宮坊の舎人の帶刀の者を、帶刀の舎人といふ。文徳帝の御時、舎人を三十人と定め、其の長二人を先生といふ。後一人を省き、源平武士を以て之れに補せらる。大日本史(職官志)春宮坊の條にくはし。○我れのみと云々の歌

十訓抄詳解 上卷

後拾遺集(雜三)に「身のいたづらになりはてぬる事を、思ひなげきつゝ、播磨に度々通ひ侍りけるに、高砂の松を見て。藤原義定」と訓書して出でたり。二の句、集かよび佐本狩本に「おもひしかども」とあり。五の句、異本に「まだ立ちにけり」とあり。○良遊 系傳詳ならず。有名の人なり。祇園の別當たりしといふ。大原に籠りたる由、後拾遺集に見え、又袋草子(三)に「人々大原ナル所ニ遊ビニ行クニ、各馬ニ騎ル。而ルニ俊頼朝臣俄ニ下馬ス。人々驚テコレヲ問フ。答云、「此所ハ良遊ガ舊房ナリ。イカデカ下馬セザランヤ」ト。人々感嘆シテ、皆以テ下馬ス云々」と見ゆたり。○女牛に腹つかれぬる云々 古今著聞集(十二)に「侍ども、女牛に腹つかるゝ心地してありけれ」ともあり。當時の諺なるべし。蓋しその意は、女牛は角まがりて、人を傷ひ得べきものならぬに、それに腹つかれたりといふをもて、歌よみならぬ非職の人に、勝をとられたるとの、意外なるに喩へしなるべし。

五

或所に、女房あまたあてて箏ひくに、こごぢのはとりて失せたるを、さるべき男もなれば、このる人のみゆるをよびて「この前裁の中に、楓の木二俣にこれほど、ちかぐさりてこご細コゴヤカにをこへやりつ。はかぐさまてあらじこいふほどに、まりてもて来り、簾スリのもこによりて」此のかりこごぢまるらせ候はむ」といひ出でたるに、おもはずにあさましくて、こまぐさコマクサをこへつる、いかにをこがましく思ひつらん、ご恥ぢあへりけり。

〔考異〕 ○奉 佐本に琴コトあり ○楓の木カエデの二俣 堀本に楓の木カエデの股マタあり ○簾スリのもし 佐本に實の本狩本にすのもしあり

〔解釋〕 ○こごぢのはしりて 箏コトの柱コトの、絃コトにはじかれて、飛びうせたるをいふ。歌儺品目(三)箏の部に「柱、和名抄曰、阮禹箏賦云、箏柱高三寸、具三才也、和名古止知、今按三才云、天地人」とあり。又倭琴の部に「樂家錄曰、柱以楓枝カエデ作之、不レ去皮、高二寸二分、下横二寸、木口徑三分、上平齊而乘レ絃之處彫レ溝、自レ上二分之間削レ四方、刀痕黒レ之」とも見えたり。○楓の木カエデの二俣ニマタに云々 假に柱をつくらん料にとてなり。琴柱には、楓の木を用ふる例なるよし、前注にて知るべし。○はかぐさりてこご細コゴヤカともあらじ はかぐさりては、埒アチわく意。申し付け通り、まればせまじきとなり。

六

なま宮仕する女房の、清水に籠りたるつほねの前に、色白シロほみたる尼ニの、かけのごくやせおころへたるが出で来りて、物乞ひありくありけり。十月ばかりに、やれたる帷カマドのきたなげなるたゞ一つきて、上にみのをかさねてきたりければ、みるもの「あらみじのさまや。雨もふらぬに、など簀スをばきたるぞ」といふこれより外に、持ちたる物はなし。寒さは堪へがたし。術術なくて「など答ふるを」あたゝまりあるべしこころをおほえぬ」といひて、かたへは笑ひけり。菓子などこらせたれば、うち食ひつゝ立ちけるを、いかゞおもひけんよびかへして、ひこへを一つれ

と出たしたりけるを、よろこびて、こりていぬと思ふほどに、やがて同じ寺に、奉加する所にゆきて、硯を乞ひて、いさうつくしき手にて、此の歌をかきて、ひこへを置きて、いづちともなくかくれにけり。

彼の岸をこぎはなれに、あまなれば、さしてつくべきうらも覺えず。

或人の家に入りて、物こひける法師に、女の琴ひきてゐたるが「これをけふの布施にかへりね」といひければよめる。

こころは、あるじながらもえてしがな、ねはあらねどもひき心みん。
この乞者は、三形の沙彌なりと人いひけり。

〔考異〕

○瘦せおさるへ 佐本狩本に瘦せさらばひさあり ○堪へがたし 佐本狩本にさむしとあり ○いか、おもひけん 佐本狩本になし ○硯を乞ひて 印本稿本に筆を、ひてとあり ○此の乞者は云々の十八字 佐本になし

〔解釋〕

○なま宮仕する女房云々 此は發心集(六)によれりと見ゆ。大方同文なり。○清水 清水寺は、洛東八坂郷にあり。元亨釋書に「清水寺者、寶龜九年、沙彌延鎮、沂、淀河、窮、水源、一日至、山科東峯、欲、刻、大悲像、而無、資、延曆十七年、鎮守府將軍坂田村、獵、鹿、至此、鎮語以、上事、將軍感嘆、移、自宅、爲、寺、刻、像置焉」とあり。○奉加する所 奉加とは、寄進する品物の中へ、金錢を加へて、神佛に奉るをいふ。其を取扱ふ所なり。○彼の岸を云々の歌 佐本狩本に「彼のさし

にこぎ離れにし尼なれば、おしてつくべきうらも、たらず」とあり。二の句、集には「こぎ離れたる」に作れり。さて彼のさしとは、彼岸をいふ。生死を海に喩へ、煩惱を脱せずして、人間に迷ふを、此岸といひ、證果を得るを、彼岸といふ。即ち菩薩三諦の地位に達したるなり。○或人の家に入りて物こふ法師云々 此は袋草紙(四)によれりと見ゆ。又古今著聞集(五)にも出で、大かた同文なり。○布施 五行の一なり。一切衆生を愛愍するが故に、一切の事物を惜まず、惠施するをいふ。財施法施の別あり。即ち貧者には財物、愚者には教法を施して、智を得しむるなり。○三形の沙彌 萬葉集(二)に、御方沙彌とて、其の歌出でたり。萬葉集古義(人物傳)に「山田、史御方が、僧にてありしほどをいふなるべし。されば三方は名にて、沙彌は僧をいふなるべし。持統天皇紀に「六年十月壬戌、御方沙彌、授、山田、史御形務廣肆、前爲、沙門、學、問新羅」續紀に「慶雲四年四月丙申、賜、正六位下、山田、史御方、布、蓋、授、優、賞、學士、也云々」とあり。沙彌は梵語、息慈と譯す。安息して慈を行ふ義。釋氏要覽に「此始落髮、後之稱謂也」と見えたり。

七

大原の聖達、四五人はかりつれて、高野へ参りけるに、河内國石川郡にこまりにけり。家主は、紺の直垂ばかりきて、袴はさす。事の外に經營して、よきむしろ、疊など取り出で、よききけり。日未たたかよりければ、聖、止觀を取り出で、復しけり。あゝるじの男よりて「何文にか」と問ひければ「止觀と申す文なり。但し四卷あるにはあらず」といひければ、かさねていふ事はかくて「此止觀、天台智者、説己心中所行

法門「このひやか」に誦しければ、そのとき、聖達かほをあかめ、舌をまさてやみにけり。此の主は、もこ山僧なりけるが、世間におちて、縁にふれて、この所にこどまり住みにけり。

〔考異〕 ○かされていふ事はなくて 佐本に又いふことばもなくあり ○誦しければ 佐本狩本にいひけりあり ○舌をまさて 佐本狩本に舌をふりてあり ○山僧なりけるが 佐本狩本に比叡山に修學者にてありけるがとあり ○世間におちて 佐本に世間に交りてあり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(三)によれりと見ゆ。文意全くかなじ。○大原 山城國愛宕郡にあり。舊大原莊といひ、八瀬村以北をいふ。○高野 高野山は、紀伊國伊都郡にあり。弘法大師(空海)これを聞き、弘仁七年に金剛峯寺を惣建せり。拾芥抄(下)に「高野、紀伊國傳法院在、此内、號金剛峰寺云々」とあり。○紺の直垂 直垂は、いにしへ庶人の服にて、後には禮服となる。紗、生絹、精好等にて作り、方領にて紋なし。袖括りあり。胸紐、菊綴、皆組緒なり。裾は袴の内に入り、袴は蹠に至る。後世は長袴を用ふ。地色文は、衣袴ともに同じ。○經營 ケイメイとよむは、ケイエイの音便。設けいとなむこと。○聖一人 印本に註して、俊成卿息とあり。又狩本に傍注して、俊成卿息圓齋房とあり。堀本には、圓寂に作れり。大系圖を檢するに、俊成の子に僧たるもの、權律師靜快、法印權大僧都覺禪、同じく覺長の三人あり。此のうちの一人なるべし。○止觀 摩訶止觀は、天台三大部の一にて、十卷あり。陳隋二代の帝に師範たりし、天台大師智顛(字は

徳安、また智者大師ともいふ)が隋の開皇十四年に、荊州玉泉寺に於て、法華經を釋せしを、門人灌頂が筆録せしものなり。本朝に於ては、天台は、傳教大師の弘めたる宗旨にて、當時朝廷にては、天台眞言(眞言は、弘法大師の創唱せし宗旨)ともに御歸依ありて、甚だ盛んなりき。○此之止觀云々 此は摩訶止觀(一)のはじめに出でたる語なり。○山僧 比叡山(延曆寺)の僧をいふ。たゞ山といへば、叡山の事を知るべし。○世間にねちて 一旦出家したるもの、再び還俗して、世に立ちまじはりての意。○住みにけり 此は説明の文なれば「住みにけるなり」とありたき所なり。

八

近來、最勝光院に、梅さかりなる春、故づきたる女房一人、釣殿の邊にたゞすみて、花をみる程に、男法師など、打ちむれて入りきたりければ、こちならこや思ひけん、歸り出でけるが、またるうすぎぬの、事の外に、まばみすゝけたるをわらひて、

花を見すてゝかへるさるまろ。

と連歌をしかけたりければ、こりあへず、

里まもるいぬのはゆるにおどろきて、

と付けたりけり。人々恥ぢてにけにけり。此の女房は、俊成卿の娘にて、いみじき歌よみなりけるが、ふかく姿をやつとたりけることぞ。

〔考異〕 ○里まほる 印本狩本増本に星まほるあり星は里の字の寫しひがめなるべし今佐本に従ひつ ○耻ぢて 佐本にあざみてあり

〔解釋〕 ○最勝光院 一に最勝寺といふ。後白河帝の中宮建春門院(滋子)の御願にて、永安三年に創建あり。爾來園城寺に附屬す。拾芥抄(下)に「最勝光院。法性寺、建春門院」とあり。又山城名勝志に「最勝寺舊跡、二條通北、車道西一町許、櫻園ト云田字アリ」とも見えたり。○ゆゑづきたる女房 ゆゑづくととは、よしづくといふに同じ。いはれありげなる女房との意。○釣殿 對の屋より、廊中門等をへだて、池に臨める殿にて、泉殿と相對す。釣を垂る、料にとて、建つる所なれば、しかいへり。當時さるべき人の家には、必ず池を掘りて、釣殿を設けしなり。家屋雜考に圖を載せたり。○法師 法は軌則なり。師は訓匠なり。軌とすべき法を執りて、他を訓匠するをいふ。法華經(序品)に「常修梵行、皆爲法師」と見ゆたり。○こちなし 無骨の義。無風流をいふ。○さるまろ たゞ猿といふに同じ。宇治拾遺物語(十)に「さらぬだに、猿九と犬とは、かたきなるに云々」と見ゆ。こは、女房をあざけりて、かくはいふなり。○俊成卿の娘 名高き歌よみにて、定家もはかりて、手をかかれたりきとぞ。俊成は、權中納言俊忠の子。官皇太后宮大夫に至る。三位に叙せらる、よりて世に五條三位と稱す。後雅髪して釋阿と號す。千載集の撰者にて、有名な歌人なり。其の著、古來風体抄等あり。大日本史(歌人傳)に詳なり。

九

權漏刻博士季親といふものありけり、周易の博士にて、其の道は、世にれほえあり

けれども、風月の方、こなる聞こえなかりけり。或文亭の聯句の座に臨みたりけるに、沈淪したりけるを、其の中に、宗この儒者ありけるが、これをあなづりたりけるにや「閉口後來客」と上句をいひたりければ、季親「含陰先達儒」とぞつけたりける。儒者にがりて、いふ事なかりけり。かくいひけるも、聊かゆゑありけるこかや。

〔考異〕 ○儒者ありけるが 佐本狩本にありけるがの五字なし ○かくいひけるも云々の十七字 印本増本になし

〔解釋〕 ○此の段は、古今著聞集(十六)にもいで、大方同文なり。○權漏刻博士季親 氏も系傳も詳ならず。漏刻博士は、陰陽寮の官。職員令、延喜式等によるに、守辰丁を率ひ、漏刻の節を伺ひ、時々に鼓を撃ち、刻々に鐘を撃たしむるよし見え、職原抄に、漏刻博士に權官あり。五位六位、これに任せらる、由見ゆたり。さて漏刻とは、貞丈雜記(十六)に「漏刻といふものあり。銅の壺に水を入れて、壺の下に孔ありて、水の滴りもるやうに作りて、其壺の水の中に箭を立てるなり。その壺を漏壺といひ、其水を漏水といひ、其箭を漏箭といふ。其箭に刻目をつけ置くを、漏刻といふ。其刻目の數は、四十八刻むなり。一時の間を、四刻々に定めたるものなり。この箭を水の中へたてれく時、水もりて、水のかさへるに従ひて、箭の刻目段々に見ゆるなり。子の時に、刻目一つ見ゆるは、子の一つといひ、二つ見ゆるは、子の二つといふ。以下之に准じて知るべし」とあり。○周易の博士 周易とは易經をいふ。故事成語考に「易經、乃姬周文王周公所繫、故曰周易

易と見ゆ。博士の事、第一篇に註せり。○聯句 連歌に於けるが如く。一人詩の一句を作りいだせば、又一人其の對句をつけて、遂に一首の詩と成すわざをいふ。○宗との儒者 宗とたのむ、重立ちたる儒者の意。宗とのとは、天淵波なり。○合陰先達儒 合陰とは、閉口に對したれば、陰は身体の部分の名に用ひて、他を罵りたるにや。そは下文に「かくいひけるも云々」とあるにて心得べし。但しその故は今とられず。さて合陰の字は、淮南子に「合陰吐陽、而萬物和同者、徳也」と見え。先達は、文選、庾元規讓中書令表に「位超先達」註に「先進之人也」と見ゆ。されどこゝは、かゝる深き義理あるにはあらざるべし。

一〇

鳥羽院の御時、相撲の節の後、御中納言長實卿のもこへ、熊野權守伊遠といふ相撲、息男伊成を具して参じたり。さるべき方へめし入れて、酒などをすゝめらるゝに、弘光といふ相撲又來りぬ。同じく召じくはへて、盃酌たびぐに及ぶ間、弘光酒狂の詞を出たすあまりに、亭主の卿に向ひて申すやう「近代の相撲は、勢など大になりぬれば、左右なく最手をもちたまはり、そのわさにもまかりたつめり。昔は雌雄を決して、藝能あらはるゝにつきて、昇進をもつかうまつりしかば、傍輩口をふさぎ、世の人これをゆるさき。近代は、いさみなさ世にも侍るかな」と申すに、伊遠少と居直りて「これはひとへに伊成が事を申し候ふなり。不肖の身、今度すでに最

手の脇をゆるされぬ。まことに申さるゝところのがれ難し。但しきこ試みたまへか」と申すに、弘光はよゑみて「たゞ道理のねす所を申すばかりなり。試みられんはさいはひなり」として、左の手を出さして、手を乞ひけるを、伊成は、袖かき合はせて畏りて、なほ父の氣色をうかがひけるを、伊遠「かやうに申す上は、たゞこゝろみ候へ」とたびぐいひければ、弘光が出たす所の左の手を、伊成が右の手にてひとこ取りてけり。弘光引きぬかんこ、身をうごかすけれど、たぢろがざりければ、たはぶれにもてなして、右の手を脇の刀にかけて、引きぬかんこするけしきにて、術なげに見えければ「今はさばかりにて候へ」と伊遠申しければ、放ちけり。弘光申す様「かやうの手合は、さのみこそ侍れ。勝負はこれによるべからず。一さし二さしつかうまつるべし」といひて、かくれの方へ走りよりて、二つの袖を引きちがへ、袴の裾を高くからみあけて、庭へあゆみ出でよ「これへたり候へ」と申すに、伊成は目をかけながら、畏りてゐたるを、伊遠「いかに、かくほどに申す上は、早くまかりたりて、一さし仕るべし」と申すに、伊成もかくれの方にてこゝからみて、庭にれりて立ちむかひてけり。形體群にぬけて、勇力人に軼ぎたり。鬼王の形をあらはし、力士のたちまちに來るかとおほゆ。弘光また敵對するにはちすぞ

見わける。れよを亭主を始めて、諸人目をおどろかし、こゝろをさわがしてさゝめ
 きあへるほどに、伊成すこしよりて、弘光が手をこりて、まへさまにつよく引きた
 るに、うつぶしにまろびぬ。あへなきこかぎりなり。弘光ほどなくたちあがりて
 「これはあやまちなり。今一度つかうまつるべし」とて歩みよるに、伊成なほ父の
 氣色をうがゞひてすゝまぬを、伊遠「たゞせめよせて、こゝろみ候へ」といひけれ
 ば、又弘光が手をこりて、うしろさまにあらくつきたるに、こゝこほりなく投げら
 れて、今度はのけさまにまろびぬ。こほかりありてれさあがり、烏帽子の落ちたる
 をれら入れて、脚の前にひさまづきて、なみごをほろくここほして「君の見參
 は、今日ばかりにて候ふ」とて走り出で、やがてもこゞりきりて、法師になり
 けり。法皇、此の事をまことめして「はなはど穩便ならず。最手の脇などに昇進し
 ぬるものは、公家なほたやすく雌雄を決せられず。何ぞ況んやわたくしの勝負、狼
 藉のいたりなり」と仰せられて、長實卿御氣色もよからざりけり。

〔考異〕 ○熊野權守伊遠 佐本狩本に小熊權守伊遠あり ○伊成 佐本狩本に惟成あり ○二つの袖
 佐本狩本に二つの小袖あり ○袴の裾を 佐本狩本に袴のく、りあり ○歩み出で、 佐本狩本に走り出で、あり ○ま
 かりありて 佐本にまかりいで、あり ○形體 佐本狩本に形姿あり ○たちまちに来るか覺ゆ 佐本狩本に跋扈するが如し

さあり ○こゝろをさわがして 佐本狩本になし ○少しよりて 佐本狩本にすゝみよりてあり ○前さまに云々の十二字 佐本狩
 本に前さまにあらく引きけるにさあり ○今一度つかうまつる 佐本狩本に今一度さゝふさあり ○のけさまにまろびぬ 佐本狩本
 にのけさまへつよくまろびぬさあり ○ほしり出で、 佐本狩本にほしり出でにける後さあり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(六)によれり見ゆ。文意全くおなじ。○相撲の節 いにしへ毎年七
 月、禁中に於て行はる、儀式なり。先づ左右の近衛方を分けて、國々へ部領使を下して、相撲人(防
 人)を召す。二十六日、仁壽殿にて、内取(地取)とて習禮あり。天皇東宮御覽あらせらる。力士
 膺鼻の上に、狩衣烏帽子にて仕まつる。廿八日、南殿に出御、召合あり。勝負を決す。其の内を選
 びて、抜出とて、翌日また御覽あり。其の作法は、江家次第、公事根源等に詳なり。○長實 六
 條修理大夫顯季の子。官權中納言兼太宰權帥に至る。○最手 當時の相撲は、先づ左右に最手役を
 定めらる。最手とは、秀手の義にて、相撲人の長。今の大關なり。次ぎを最手脇、又は助手といふ。
 今の關脇なり。其の次ぎを力士といふ。合はせて之れを三役と號くるなり。○雌雄を決して 勝
 負を定むることにいふ。前漢書(項籍傳)に「願與漢王挑戰、決雌雄」と見えたり。○不肖の身
 不才の身といふに同じ。史記(五帝本紀)に「堯知子丹朱之不肖、不肖足授天下」とあり。素隱に
 「肖似也、不似、言不如人也」と見えたり。○一さし 一番といはんが如し。舞一さしなどいふは、
 もと扇を差しかさすよりいへるなり。○二つの袖を引きちがへ 古事談には「肩脱テ括上テ、袖引
 チガヘテ」とあり。袖と袖とを背にまはし、紐にて括るなり。○鬼王の形をわらはし 鬼王とは、
 閻魔をいふ。瑜伽論に、地獄趣の所攝と見えたり。○力士のたちまちに来る云々 涅槃經に「人王

有^二大力士、其力當^レ千、無^レ能降^レ伏之^一者、其故、此人稱^二一人當^レ千^一と出でたり。○狼藉の至り、狼藉とは、理不盡に他を犯すといふ。韻會に「狼多藉、草穢乱、故曰^二狼藉^一也」とあり。

丹後守保昌、任國に下向のとき、よさの山にて、白髮の武士一騎あひたりけり。木の下にうち入りて、笠をかたおけて立ちたりけるを、國司の郎等いはく「此の老翁、何ぞ下馬せざる。奇怪なり。こがめおろすべし」といふ。爰に國司いはく「一人當千の馬の立てやうなり。たゞものにあらず。あるべからざ」と制止して、うち過ぎける間、三町ばかりさがりて、大矢左衛門尉致經、數多の從類を具してあひたり。弓取りをほして、國司に會釋の間、致經いはく「爰に老者や一人、あひ奉り候ひつらん、あれは愚父平五太夫にて候ふ。堅固の田舎人にて候ふ。子細をしらず、さためて無禮をあらはし候はん」といひけり。致經過ぎて後、國司されはこそ致賴にてありけれ」といひけり。此の黨は、賴信、保昌、維衡、致賴にて、世に勝れたる四人の武士なり。兩虎たゝかふときは、こもに死せずといふ事なり。保昌かれが振舞を見知りて、さらにあなづらず、郎等をいさめて無爲なりけるは、いみじき高名なり。弘光には似ざりけり。

〔考異〕 ○うち入りて 佐本に少し打ちよりてとあり、持本に少し立ち寄りてとあり、持本に少しうち入りてとあり ○郎等 佐本

に耶從等とあり ○こがめ 佐本になし ○あるべからず 佐本持本になし ○制止して 佐本持本に制してとあり ○大矢左衛門

尉 印本持本に大夫右衛門尉とあり、夫は矢右は左の寫しひがめなるべし、今佐本持本及び古事談等に從ひつ ○無禮をあらはし候は

ん 佐本持本に無禮を現せしめ候はんとあり、持本に無禮を現し候ふらむとあり ○四人の武士 佐本持本に四人の兵とあり ○弘光には似ざりけり 佐本持本に弘光にはまさりける心かしこさなとあり、持本に弘光には似ざりける心賢なりとあり

〔解釋〕 ○この段は、古事談(四)、宇治拾遺物語(十一)などによれり、と見ゆ。文意全くかなじ。○よ

さの山 興謝山は、丹後國興謝郡にあり。○一人當千の馬の立てやう 馬を立てたるさまの立派なるをいふ。北史(唐逸傳)に「強幹一人當^レ千」李陵答^二蘇武^一書に「疲兵再戰、一以當^レ千」などあり。

なほ前段力士の註を見合はすべし。○平五大夫 致賴をさす。武藏守平公雅の子。其の五男にて、五位なりしゆゑしかよぶ。○堅固の田舎人 純粹の田舎人の意。俗に田舎丸出しといふが如し。○

此の黨は云々世に勝れたる武士なり 今昔物語(版本倭部八)の註に、維衡、致賴、合戰の事を載せて「世に致賴、維衡、賴信、保昌を以て、武勇無雙と稱す」と見たり。○賴信 左馬頭源滿仲の子 ○

維衡 陸奥守平貞盛の子。○兩虎たゝかふときは云々 史記(荆相如傳)に「今兩虎共闘、其勢不^レ俱生」とあるによれり。

昔漢の高祖と楚の項羽と、秦の世をあらそひし時、あまたの合戦をいたすといへども、高祖つゝがなくて、つひに項羽をほろぼして、天下をこれりほどに、黥布といふ小臣の、心にそむきたる事ありけるを、あなづりて、みづからせめ給ふ程に、ながれ矢にあたりて失せ給ひにけり。何方につけても、人をばあなづるまじきな

り。すべて賢き人も、萬慮に一失あり。愚なるものも、千慮に一得あり。此の千が一の得を習ひて、彼の萬が一の失をのがるべし。これによりて、智者は空門を破るこゝもいひ、聖人は芻蕘にはかるこゝもいへり。此の心は、よき人は、人をあなづらずして、あやこのものにも、物を問ひ學ぶ事を恥ぢぬなり。故に黃帝は、牧童の詞を信じ、德宗は、農夫のいさめをば聞き入れ給ひける。かゝれば街談巷説の中にも、かならずこるべき事ありといへり。

〔考異〕 ○昔 佐本狩本になし。○みづからせめ給ふ 佐本狩本にせめ取ふとあり。○空門を破る 狩本に空門を破すとあり。佐本に空門を問はずとあり。異本に空門を破せずとあり。○問ひ學ぶ 佐本狩本に問ひならふとあり。

〔解釋〕 ○漢の高祖と楚の項羽と云々 漢の太祖高皇帝姓は劉氏、名は邦、字は季、沛の豊邑中陽里の人。項籍字は羽、楚の下相の人、世々楚の將たり。さて秦の世をあらそひし事どもは、史記及び漢書につまびらかなり。○黥布といふ小臣の云々 黥布姓は英氏、楚の將たりしが、楚に畔きて、漢に歸せしかば、漢立て、淮南王となす。後黥布、高祖の韓信を殺し、彭越を醢にせしを見て、禍の身に及ばんとを恐れて、遂に反す。帝自ら將として之れを撃ち、流中に中りて崩す。これも史記及び漢書に詳なり。本文に、淮南王たる黥布を、小臣といへるはいかにぞや。○賢き人も萬慮に一失あり云々 史記（淮陰侯傳）に「廣武君曰、智者千慮、必有一失、愚者千慮、必有一得、故狂夫之言、聖人擇焉」とあるによれり。○智者は空門を破る 出典詳ならず。其の意は、禪家に所謂空門を破りて、有門に出づるをいふなり。靜に我心を修めて、眞理を觀念するを、空門に入るといふ。これ即ち眞諦なり。空門を打破して世間に出で、種々の俗事に順應するを、有門に出づるといふ。これ即ち俗諦なり。佛法の至極はこゝにあるなり。一説に、異本に「空門を破せず」とあるは「空門をばせず」の誤りにて、そは義楚六帖（二十三）に「大方等（經の名）三云、有無智比丘、過橋問傍人曰、此橋何木、何山所出、何匠所成、又此水何來、深等無益語云々」とあるによれるならんといへり。○聖人は芻蕘にはかる。詩經（大雅篇）に「先民有言、詢于芻蕘」と朱註に先民、古之賢人也、芻蕘采薪者、古人尙詢及芻蕘」とあり。芻蕘とは、賤しき者の稱なり。○黃帝は牧童の詞を信じ 莊子（雜篇）に「黃帝將見大隗乎具茨之山、適遇牧馬童子、問塗焉曰、若知具茨之山、乎、曰然、若知大隗之所存乎、曰然、黃帝曰、異乎小童、非徒知具茨之山、又知大隗之所存、夫爲天下者、則誠非吾子之事、雖然、請問爲天下、小童辭、黃帝又問、小童曰、夫爲天下者、亦奚異乎牧馬者哉、亦去其害馬者而已矣。黃帝再拜稽首、稱天師而退」とあり。黃帝姓は公孫、名は軒轅、神農氏に代りて天子となる。史記（五帝本紀）に詳なり。○德宗は農夫のいさめをば云々 德宗とは、唐の德宗を指すならん。されど此の事、唐書、通鑑等には見ゆす。因りて按ふに、上句の黃帝に對へては、あまり時代も隔たりたれば、或は德宗の字にあやまりもあらん。尙ほ考ふべし。○街談巷説の中にも云々 中説に「農夫勞、而君子養焉、愚者言、而智者擇焉」とあり。又前註に「狂夫之言、聖人擇焉」などあるこゝろなり。街談巷説の字は、漢書（藝文志）に見ゆたり。